

提出された意見(団体)

No.	団体名	項目	意見内容
1	農林中央金庫	①	私どもJ Aバンク・J Fマリンバンク・農林中央金庫はかねてより、郵政民営化の本来の目的は、国際的に類をまない規模に肥大化した郵貯事業を段階的に縮小し、将来的な国民負担の発生懸念を減するとともに、民間市場への資金還流を通じて、国民経済の健全な発展を促すことに他ならないと主張しており、「民でできるものは民で」という考え方に沿う政策として賛同してきた。 また、その過程においては、郵政民営化法の基本理念に掲げられているとおり、郵政民営化が地域社会の健全な発展および市場に与える影響に配慮しつつ、同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講ずることが不可欠であると申しあげてきた。 (1) ゆうちょ銀行株式の売却 日本郵政が保有する金融2社（ゆうちょ銀行、かんぽ生命）の株式については、2012年の郵政民営化法改正時の附帯決議において、できる限り早期の全株処分に向けて、日本郵政に具体的な説明責任を果たすよう努めることが求められており、日本郵政によるゆうちょ銀行株式の保有割合は、2025年3月以降の株式売却し等を通じて、49.9%となっている。 また、2026年6月に成立した郵政民営化法等の一部を改正する法律（以下「改正郵政民営化法」という。）においても、当分の間、ゆうちょ銀行株式の3分の1超の保有義務を課することが新たに規定された一方で、できる限り早期の処分を求める従前からの考え方は維持されている。 そのうえで、改正郵政民営化法の附則においては、「当分の間、3年ごとの郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証の際に、郵政民営化委員会および政府が見直しを検討する」こととされている。 他方、2026年5月に日本郵政グループが公表した中期経営計画「JPプラン2028」においても、郵政民営化法の趣旨を踏まえ、金融2社の株式処分について引き続き検討を進める旨や、グループ経営の観点にもとづき、ユニバーサルサービスへの影響や、金融2社の経営状況およびグループの一体性確保等の要素を勘案しながら検討を進める方針が示されている。 しかしながら、ゆうちょ銀行と民間金融機関との間での公正な競争条件の確保の方法を含め、完全民営化に向けた具体的な道筋は依然として示されていない。 (2) ゆうちょ銀行による新規業務への参入や上乗せ規制のあり方 2025年6月、日本郵政がゆうちょ銀行株式の2分の1以上を処分した旨を総務大臣に届け出したことにより、同行の新規業務規制は「認可制」から「届出制」に移行している。 こうした上乗せ規制の枠組みは、改正郵政民営化法においても、引き続き、日本郵政が保有する金融2社の株式の全部をできる限り早期に処分することを目指す旨が定められていること、また前述の附帯決議において、金融2社の全株式処分にに向けて日本郵政が具体的な説明責任を果たすよう努めるものとされていることに鑑みれば、完全民営化に向けた移行期間中の取扱いであると解される。 すなわち、現行の上乗せ規制の枠組みは、将来的な完全民営化を前提としたものであり、それを所与として、ゆうちょ銀行による新規業務への参入や新たな子会社保有等に係る認可判断が都度行われてきたものと認識している。 他方、改正郵政民営化法においては、当分の間、日本郵政に対してゆうちょ銀行株式の3分の1超の保有義務を課することが新たに規定されており、上記前提に影響を及ぼす可能性には十分な注意が必要である。 (3) ゆうちょ銀行の貯金預入限度額の見直し 2018年12月に公表された「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会意見（以下「委員会意見（2018年）」という。）」では、預入限度額規制を緩和する方針が示され、2019年4月にはゆうちょ銀行の通常貯金と定期性貯金の預入限度額がそれぞれ1,300万円に引き上げられた。 委員会意見（2018年）では、日本郵政グループおよび政府に対して、①貯金獲得に係るインセンティブを他の評価項目への振替等により撤廃すること、②将来の見直しについては、グループのバランスシートの抑制と戦略的活用を含めた日本郵政のビジネスモデルを再構築し、日本郵政が保有するゆうちょ銀行株式を3分の2未満となるまで売却することを条件に、通常貯金の限度額について検討すること、が示された。 これらの案件のうち、①のインセンティブ撤廃のほか、②のうち、ゆうちょ銀行株式の売却が段階的に実施されてきたことは評価するものの、ビジネスモデルの再構築に関しては、ゆうちょ銀行の各種リスク管理体制の整備状況も含めて、十分な検証・評価の結果は依然として示されていない。
		②	郵政民営化法では、その基本理念において、「多様で良質なサービス提供を通じて国民の利便の向上」とともに、「地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ」、「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じ」ることが掲げられており、この理念を踏まえた郵政民営化の審議・検討が不可欠である。 (1) 日本郵政による金融2社の株式売却 私どもとしては、2012年の郵政民営化法改正時の附帯決議において求められているとおり、ゆうちょ銀行を含む金融2社の全株式売却に向け、日本郵政が具体的な説明責任を果たすことを求める。 そのうえで、改正郵政民営化法において引き続き続きできる限り早期の売却が求められている趣旨や、「JPプラン2028」においても、金融2社の株式処分に關する検討を継続する方針が示されていることを踏まえ、日本郵政が保有する金融2社の全株式処分にに向けた道筋が早期に示され、その実現に向けた取組みが着実に進むことを期待している。

提出された意見(団体)

No.	団体名	項目	意見内容
			(2) ゆうちょ銀行による新規業務参入や上乗せ規制のあり方 私どもは、間接的な政府出資が残るゆうちょ銀行が新規業務に参入するに当たっては、まずは完全民営化への道筋が具体的に示され、その確実な実行が担保されることが最低限必要であり、そのうえで、個別業務ごとの新規参入の是非については、利用者利便の向上、適正な競争関係の確保の観点を踏まえ、金融機関のサービス向上に資するか否かを総合的に検討し、その可否を判断する必要があると主張してきた。 しかしながら、依然として日本郵政による説明責任は果たされていないことから、早期にその道筋が示され、実現に向けた取組みが着実に進むことを強く期待する。 郵政民営化委員会が2025年7月に策定した「株式会社ゆうちょ銀行の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針」（以下「運用方針」という。）のとおり、新規業務に関する調査審議に当たっては、調査審議を行うか否かを決定するに至った理由、調査審議の内容、結果および理由等について、適切に情報開示が必要がある。 また、運用方針においては、「外部からの意見を聴取することが適当であると判断した場合は、意見聴取を実施する」とされているが、適正な競争関係に与える影響を適切に判断するため、当事者である他の金融機関等が意見を述べた機会を積極的に確保すべきである。 さらに、郵政民営化委員会は、ゆうちょ銀行において、新規業務のみならず、既存業務も含め、顧客本来の業務運営が徹底されるための十分な体制整備がなされているか確認するほか、新規業務の開始後においても、改正郵政民営化法において「他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならない」旨が規定されていることを踏まえ、その遵守状況について、継続的なモニタリング等を通じて適正な競争関係の確保に努めるとともに、他の金融機関等からの要請があった場合を含め、「意見書の作成・公表」等を行うべきである。 また、上記対応の中で、問題が認められた場合には、監督上の是正措置等が講じられることも不可欠である。 加えて、改正郵政民営化法の附則においては、「本検証に際し、上乗せ規制の在り方について郵政民営化委員会および政府が検討する」旨が規定されている。しかしながら、現状においてはゆうちょ銀行に対する間接的な政府出資がなお存続しており、このような状況下では、公正な競争条件を確保する観点から、上乗せ規制の緩和は迅速に議論されるべきではない。 万が一、ゆうちょ銀行が民間金融機関と同様の貸出業務等を開始した場合、その規模や信用力を背景として、特に地域金融機関に与える影響は極めて大きいものとなるおそれがある。とりわけ、地域金融機関が担ってきた信用創造機能やコンサルティング支援機能の低下につながり、その結果として金融システムの安定性や地域経済の持続的発展に悪影響を及ぼすことも懸念される。 したがって、上乗せ規制のあり方に関する今後の議論に当たっては、当分の間、間接的な政府出資が継続することを前提に、民間金融機関との公正な競争条件が確保されているかについて、改めて検討されることが重要である。 (3) ゆうちょ銀行の貯金預入限度額の見直し ゆうちょ銀行の預入限度額について、郵政民営化委員会が2024年3月に公表した「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見」では、ゆうちょ銀行から、「日本郵政によるゆうちょ銀行株式の保有割合が2分の1を下回り、新規業務が届出制になるなど、経営の自由度が向上する一環として、通常貯金の限度額について何らかの検討を行う方向としたいとの考えが示された」とされている。 しかし、さらなる見直しについて将来的に議論を実施しようとする場合、まずは委員会意見（2018年）において、日本郵政グループおよび政府に対して求められている「グループのバランスシートの抑制と戦略的活用を含めた日本郵政のビジネスモデルの再構築」について、郵政民営化委員会および関係当局において検証および評価を行い、これが実現していることが前提となる。 一方、ゆうちょ銀行の貯金残高は、2026年3月末時点で約186兆円と、依然として極めて大きい。預入限度額を見直すことは、意図せざる資金シフト等が生じた場合に地域の金融システムへ多大な悪影響が生じることへのおそれ、預入限度額の引上げがゆうちょ銀行の更なる規模拡大に繋がった場合の将来的な国民負担の発生懸念等といった、これまで私どもが述べてきた懸念を増加させる。これらを踏まえ、預入限度額規制のあり方については、預金獲得競争の激化を招くことやゆうちょ銀行の更なる規模拡大に繋がることのないよう、極めて慎重に検討されるべきである。 3. 結論 わが国の持続的な成長の実現に向けては、各地域において民間金融機関が様々な関係者と連携しつつ、金融仲介機能を適切に発揮することが不可欠であるほか、人口減少・少子高齢化に伴う後継者不足への対応や、デジタル化、カーボンニュートラルへの取組みといった地域の諸課題の解決に向け、お客様に寄り添った伴走型支援を一層強化し、地域金融力の向上を図っていく必要がある。 その中で、J Aバンク・J Fマリンバンクは日本全国の農山漁村に広く店舗を展開しており、農業者や漁業者等への金融サービスの提供を通じて、わが国の農林水産業や地域社会・経済を支えている。このため、全国ネットワークを通じて各地域で幅広いサービスを提供している郵便局とは、農林水産業・地域の持続的な発展に向け、連携・協調できる部分が存在すると考える。 他方で、こうした連携・協調を進めるに当たっては、ゆうちょ銀行については、間接的な政府出資が継続していることを踏まえ、民間金融機関との適正な競争関係を確保する観点から、上乗せ規制や預入限度額規制は引き続き維持されるべきである。 そのうえで、完全民営化への道筋が具体的に示され、その着実な実行により公正な競争条件が確保された下で、ゆうちょ銀行と私ども民間金融機関がそれぞれその強みを生かしながら共存し、安定した地域金融システムを維持することを通じて、地方経済および地域社会の持続的な発展に貢献していくことが重要であると考えらる。 また、当分の間、間接的な政府出資が継続することを前提として、民間金融機関との公正な競争条件が確保されているかについて、改めて検討が行われることも求められる。 郵政民営化の推進に当たっては、郵政民営化委員会および関係当局において長期的な国益を十分に踏まえた深度ある審議・検討が行われ、郵政民営化が本来の目的や理念に沿って着実に進められることを強く期待する。 その結果、ゆうちょ銀行と民間金融機関との間で公正な競争条件が確保された下で、お互いに切磋琢磨し金融サービスの向上に努めることが、地域経済の発展や国民経済の健全な発展に寄与することを切に希望する。

以上

提出された意見(団体)

No.	団体名	項目	意見内容
2	一般社団法人全国銀行協会	①	私どもはかねてより、郵政民営化の本来の目的は、国際的に類を見ない規模に肥大化した郵貯事業を段階的に縮小し、将来的な国民負担の発生懸念を減ずるとともに、民間市場への資金還流を通じて、国民経済の健全な発展を促すことに他ならないと主張しており、「民でできるものは民で」という考え方に沿う政策として賛同してきた。 また、その過程においては、郵政民営化法の基本理念に掲げられているとおり、郵政民営化が地域社会の健全な発展および市場に与える影響に配慮しつつ、同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講ずることが不可欠であると申しあげてきた。 (1) ゆうちょ銀行株式の売却 日本郵政が保有する金融2社(ゆうちょ銀行、かんぽ生命)の株式については、2012年の郵政民営化法改正時の附帯決議において、できる限り早期の全株処分に向けて、日本郵政に具体的な説明責任を果たすよう努めることが求められており、日本郵政によるゆうちょ銀行株式の保有割合は、2025年3月以降の株式売出し等を通じて、49.9%となっている。 また、2026年6月に成立した郵政民営化法等の一部を改正する法律(以下「改正郵政民営化法」という。)においても、当分の間、ゆうちょ銀行株式の3分の1超の保有義務を課することが新たに規定された一方で、できる限り早期の処分を求める従前からの考え方は維持されている。 そのうえで、改正郵政民営化法の附則においては、「当分の間、3年ごとの郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証の際に、郵政民営化委員会および政府が見直しを検討する」こととされている。 他方、2026年5月に日本郵政グループが公表した中期経営計画「JPプラン2028」においても、郵政民営化法の趣旨を踏まえ、金融2社の株式処分について引き続き検討を進める旨や、グループ経営の観点にもつき、ユニバーサルサービスへの影響や、金融2社の経営状況およびグループの一体性確保等の要素を勘案しながら検討を進める方針が示されている。 しかしながら、ゆうちょ銀行と民間金融機関との間での公正な競争条件の確保の方法を含め、完全民営化に向けた具体的な道筋は依然として示されていない。 (2) ゆうちょ銀行による新規業務への参入や上乗せ規制のあり方 2025年6月、日本郵政がゆうちょ銀行株式の2分の1以上を処分した旨を総務大臣に届け出たことにより、同行の新規業務規制は「認可制」から「届出制」に移行している。 こうした上乗せ規制の枠組みは、改正郵政民営化法においても、引き続き、日本郵政が保有する金融2社の株式の全部をできる限り早期に処分することを目指す旨が定められていること、また前述の附帯決議において、金融2社の全株式処分にに向けて日本郵政が具体的な説明責任を果たすよう努めるものとされていることに鑑みれば、完全民営化に向けた移行期間中の取扱いであると解される。 すなわち、現行の上乗せ規制の枠組みは、将来的な完全民営化を前提としたものであり、それを所与として、ゆうちょ銀行による新規業務への参入や新たな子会社保有等に係る認可判断が都度行われてきたものと認識している。 他方、改正郵政民営化法においては、当分の間、日本郵政に対してゆうちょ銀行株式の3分の1超の保有義務を課することが新たに規定されており、上記前提に影響を及ぼす可能性には十分な注意が必要である。 (3) ゆうちょ銀行の貯金預入限度額の見直し 2018年12月に公表された「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見」(以下「委員会意見(2018年)」という。)では、預入限度額規制を緩和する方針が示され、2019年4月にはゆうちょ銀行の通常貯金と定期性貯金の預入限度額がそれぞれ1,300万円に引き上げられた。 委員会意見(2018年)では、日本郵政グループおよび政府に対して、①貯金獲得に係るインセンティブを他の評価項目への振替等により撤廃すること、②将来の見直しについては、グループのバランスシートの抑制と戦略的活用を含めた日本郵政のデジタルモデルを再構築し、日本郵政が保有するゆうちょ銀行株式を3分の2未満となるまで売却することを条件に、通常貯金の限度額について検討すること、が示された。 これらの条件のうち、①のインセンティブ撤廃のほか、②のうち、ゆうちょ銀行株式の売却が段階的に実施されてきたことは評価するものの、デジタルモデルの再構築に関しては、ゆうちょ銀行の各種リスク管理体制の整備状況も含めて、十分な検証・評価の結果は依然として示されていない。 (4) 民間金融機関との連携・協働 ゆうちょ銀行が推進している「ビジネス(地域活性化)」を通じて各地域におけるエグジティ資金供給に係る取組みをはじめとして、日本郵政グループと民間金融機関は、地域経済の活性化やお客さまの利便性向上のため、それぞれの機能や郵便局ネットワーク等の経営基盤を活かしつつ、連携・協働を推進してきた。 これまでの連携・協働の取組みを振り返ると、ATMの相互開放や運用管理の共同化、全銀システムへの相互送金の実現、全銀協への「特例金員」入会による振り込み詐欺等の情報連携を通じた金融犯罪の抑止・防止への取組み、ゆうちょ銀行による民間金融商品の販売、シンジケート・ローンへの参加、投資信託運用会社との共同設立のほか、地域経済の活性化や地方創生の観点からの民間金融機関等との地域活性化ファンドへの共同出資など、幅広い分野で取組みが積み重ねられてきた。 こうした取組みを通じて、日本郵政グループと民間金融機関との連携・協働は、一定程度進展してきたものと評価している。 ② 郵政民営化法では、その基本理念において、「多様で良質なサービスの提供を通じて国民の利便の向上」とともに、「地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ」、「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じ」ることが掲げられており、この理念を踏まえた郵政民営化の審議・検討が不可欠である。
		②	(1) 日本郵政による金融2社の株式売却 私ども銀行界としては、2012年の郵政民営化法改正時の附帯決議において求められているとおり、ゆうちょ銀行を含む金融2社の全株式売却に向け、日本郵政が具体的な説明責任を果たすことを求める。 そのうえで、改正郵政民営化法において引き続きできる限り早期の売却が求められている趣旨や、「JPプラン2028」においても、金融2社の株式処分に関する検討を継続する方針が示されていることを踏まえ、日本郵政が保有する金融2社の全株式処分にに向けた道筋が早期に示され、その実現に向けた取組みが着実に進むことを期待している。

提出された意見(団体)

No.	団体名	項目	意見内容
			(2) ゆうちよ銀行による新規業務参入や上乗せ規制のあり方 当協会は、間接的な政府出資が残るゆうちよ銀行が新規業務に参入するに当たっては、まずは完全民営化への道筋が具体的に示され、その確実な実行が担保されることが最低限必要であり、そのうえで、個別業務ごとの新規参入の是非については、利用者利便の向上、適正な競争関係の確保の観点を踏まえ、金融機関のサービス向上に資するか否かを総合的に検討し、その可否を判断する必要があると主張してきた。 しかしながら、依然として日本郵政による説明責任は果たされていないことから、早期にその道筋が示され、実現に向けた取組みが着実に進むことを強く期待する。
			郵政民営化委員会が2025年7月に策定した「株式会社ゆうちよ銀行の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針」（以下「運用方針」という。）のとおり、新規業務に関する調査審議に当たっては、調査審議を行うか否かを決定するに至った理由、調査審議の内容、結果および理由等について、適切に情報開示がなされる必要がある。 また、運用方針においては、「外部からの意見を聴取することが適当である」と判断した場合は、意見聴取を実施する」とされているが、適正な競争関係に与える影響を適切に判断するため、当事者である他の金融機関等が意見を述べる機会を積極的に確保すべきである。 さらに、郵政民営化委員会は、ゆうちよ銀行において、新規業務のみならず、既存業務も含め、顧客本位の業務運営が徹底されるための十分な体制整備がなされているか確認するほか、新規業務の開始後において「他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならぬ」旨が規定されていることを踏まえ、その遵守状況について、継続的なモニタリング等を通じて適正な競争関係の確保に努めるとともに、他の金融機関等からの要請があった場合を含め、「意見書の作成・公表」等を行うべきである。 また、上記対応の中で、問題が認められた場合には、監督上の是正措置等が講じられることも不可欠である。
			加えて、改正郵政民営化法の附則においては、「本検証に際し、上乗せ規制の在り方について郵政民営化委員会および政府が検討する」旨が規定されている。しかしながら、現状においてはゆうちよ銀行に対する間接的な政府出資がなお存続しており、このような状況下では、公正な競争条件を確保する観点から、上乗せ規制の緩和は迅速に議論されるべきではない。 一方が、ゆうちよ銀行が民間金融機関と同様の貸出業務等を開始した場合、その規模や信用力を背景として、特に地域金融機関に与える影響は極めて大きいものとなるおそれがある。とりわけ、地域金融機関が担ってきた信用創造機能やコンサルティング支援機能の低下につながり、その結果として金融システムの安定性や地域経済の持続的発展に悪影響を及ぼすことも懸念される。 したがって、上乗せ規制のあり方に関する今後の議論に当たっては、当分の間、間接的な政府出資が継続することを前提に、民間金融機関との公正な競争条件が確保されているかについて、改めて検討されることが重要である。
			(3) ゆうちよ銀行の貯金預入限度額の見直し ゆうちよ銀行の預入限度額について、郵政民営化委員会が2024年3月に公表した「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見」では、ゆうちよ銀行から、「日本郵政によるゆうちよ銀行株式の保有割合が2分の1を下回り、新規業務が届出制になるなど、経営の自由度が向上する一環として、通常貯金の限度額について何らかの検討を行う方向としたい」との考えが示された」とされている。 しかし、さらなる見直しについて将来的に議論を実施しようとする場合、まずは委員会意見（2018年）において、日本郵政グループおよび政府に対して求められている「グループのバランスシートの抑制と戦略的活用を含めた日本郵政のビジネスモデルの再構築」について、郵政民営化委員会および関係当局において検証および評価を行い、これが実現していることが前提となる。 また、民間金融機関は、各地域において家計や企業の資金循環を支えるとともに、とりわけ企業に対して成長資金等を供給するうえで不可欠な金融仲介プレイヤーである。今後は、政府が掲げる17の戦略分野をはじめとして、資金供給機能や成長支援機能をより一層強化し、ひいては、わが国における資金の好循環を創出していくことが求められている。こうした中、各金融機関にとって、安定的な預金調達基盤を確保・拡大する重要性は、従来にも増して高まっている。 一方、ゆうちよ銀行の貯金残高は、2026年3月末時点で約186兆円と、依然として極めて大きい。加えて、近年の民間金融機関の預金・貸出動向をみると、地域金融機関の預貸率は相応に上昇してきており、一部の地域金融機関では預金残高の伸び悩みや減少も確認される。こうした環境下において、預入限度額規制のあり方については、預金獲得競争の激化を招くことのないよう、極めて慎重に検討されるべきである。
④			上乗せ規制は、ゆうちよ銀行に対する間接的な政府出資が存続している状況下において、郵政民営化の基本理念である「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置」として設けられている。さらに、改正郵政民営化法においては、当分の間、日本郵政に対し、ゆうちよ銀行株式の3分の1超の保有義務が新たに課されている。これらを踏まえれば、公正な競争条件を確保する観点から、拙速に規制緩和の議論がなされるべきではない。 前述のとおり、万が一、ゆうちよ銀行が民間金融機関と同様の貸出業務等を開始した場合、その規模や信用力を背景として、特に地域金融機関に与える影響は極めて大きいものとなるおそれがある。とりわけ、地域金融機関が担ってきた信用創造機能やコンサルティング支援機能の低下につながり、その結果として金融システムの安定性や地域経済の持続的発展に悪影響を及ぼすことも懸念される。 また、ゆうちよ銀行の貯金残高は、2026年3月末時点で約186兆円と、依然として極めて大きい。加えて、近年の民間金融機関の預金・貸出動向をみると、地域金融機関の預貸率は相応に上昇してきており、一部の地域金融機関では預金残高の伸び悩みや減少も確認される。こうした環境下において、預入限度額規制のあり方については、預金獲得競争の激化を招くことのないよう、極めて慎重に検討されるべきである。 以上を踏まえ、上乗せ規制のあり方に関する今後の議論に当たっては、当分の間、間接的な政府出資が継続することを前提に、民間金融機関との公正な競争条件が確保されているかについて、改めて検討されることが重要である。
⑥			日本郵政が金融2社の株式の全部を処分した場合においても、郵便、貯金、保険のユニバーサルサービスの提供を確保するためには、「JPプラン2028」で示されているとおり、「金融2社と日本郵便との間の受委託関係を支える連携強化策を検討し、その具体化に向けグループ全体で取り組む」ことが重要と考えられる。 その際、ゆうちよ銀行が郵便局に支払っている銀行業務等に係る委託手数料2,978億円（2025年度のゆうちよ銀行の営業経費の31.65%）の水準については、異業種に起因するリスクの混入を排除しつつ、金融システムの安定性を確保する観点から、十分な透明性が確保されるべきである。 また、郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に対し、日本郵便の関連銀行としてゆうちよ銀行が支払っている拠出金2,630億円（2025年度のゆうちよ銀行の営業経費の27.95%）の算定基準については、その妥当性が確保されるよう、ユニバーサルサービス確保のために不可欠な費用（日本郵便が負担すべき額を除く）となっているかについて、継続的に検証がなされるべきである。

提出された意見(団体)

No.	団体名	項目	意見内容
			わが国の持続的な成長の実現に向けては、各地域において民間金融機関が様々な関係者と連携しつつ、金融仲介機能を適切に発揮することが不可欠であるほか、人口減少・少子高齢化に伴う後継者不足への対応や、デジタル化、カーボンニュートラルへの取組みといった地域の諸課題の解決に向け、お客さまに寄り添った伴走型支援を一層強化し、地域金融力の向上を図っていく必要がある。 こうした中、ゆうちょ銀行については、間接的な政府出資が継続していることを踏まえ、民間金融機関との適正な競争関係を確保する観点から、上乗せ規制や預入限度額規制は引き続き維持されるべきである。そのうえで、お互いの強みを生かし、連携・協働を推進していくことが重要である。 また、当分の間、間接的な政府出資が継続することを前提として、民間金融機関との公正な競争条件が確保されているかについて、改めて検討が行われることも求められる。 郵政民営化の推進に当たっては、郵政民営化委員会および関係当局において長期的な国益を十分に踏まえた深度ある審議・検討が行われ、郵政民営化が本来の目的や理念に沿って着実に進められることを強く期待する。 その結果、ゆうちょ銀行と民間金融機関との間で公正な競争条件が確保された下で、お互いに切磋琢磨し金融サービスの向上に努めることが、地域経済の発展や国民経済の健全な発展に寄与することを切に希望する。
3	一般社団法人全国地方銀行協会		郵政民営化に関する意見 郵政民営化は、日本郵政が「できるだけ早期に」ゆうちょ銀行株式を処分すること、その過程にあっては、「地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ」、「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じる」ことを基本理念としています。 こうした基本理念を踏まえ、私たちは、従前より、郵政民営化にあたっては、ゆうちょ銀行の新規業務への参入に際しての公正な競争条件の確保や、郵貯事業の適正な規模への縮小等を主張してまいりました。 以下、これまでの郵政民営化の進捗状況に対する私たちの評価と今後への期待、ゆうちょ銀行への「上乗せ規制」が他の金融機関との競争関係に及ぼす影響を述べさせていただきます。 ①ゆうちょ銀行株式の売却 2026年6月に、郵政民営化法の改正法が公布され、日本郵政が保有するゆうちょ銀行株式について、当分の間、3分の1超の保有義務を課するとされしました。他方で、同法において、日本郵政に対し、ゆうちょ銀行株式の全部処分を目指す限り早期に処分することとを求めている点に変更はなく、また、3年ごとの郵政民営化の進捗状況に係る総合的な検証の際に、日本郵政による同行株式の保有義務に関する見直しを検討することとされています。 今後、総合的な検証を踏まえ、できるだけ早期のゆうちょ銀行株式の全部処分の取り組みが着実に進むことを期待します。 ②ゆうちょ銀行による新規業務への参入 日本郵政の株式に関しては、政府に対し、3分の1超の保有義務が課されています。このように一定の政府出資を受ける日本郵政によるゆうちょ銀行株式の保有割合は、約49.9%（2026年3月末時点）となり、同行が新規業務を営む際の手續きが届出制に移行しています。 ゆうちょ銀行が新規業務を営む場合、届出制への移行後においても「他の金融機関等との間の適正な競争関係」等に特に配慮しなければならないとされています。政府が間接的にゆうちょ銀行株式を保有している間は、民間金融機関との公正な競争条件が確保されたとは言えず、同行が新規業務の実施等により業務を拡大することは、極めて不適切です。 日本郵政グループの中期経営計画においては、ゆうちょ銀行の新規業務として、遺言信託や遺産整理業務等に係るサービスが盛り込まれています。このようなサービスは、今後、その市場の拡大が見込まれ、既に民間金融機関が取り組んでいるものです。政府の関与が残るゆうちょ銀行がこうした分野に参入することは、「できる限り民間に委ねる」との郵政民営化法の目的にも反すると考えます。 郵政民営化委員会や関係当局は、公正な競争条件の確保、および地域金融システムや地域経済への悪影響を考慮した、厳正な検証・監督を行うべきです。 ③ゆうちょ銀行の預入限度額の引き上げ 私たちは、かねてより、国際的に類を見ない規模に肥大化した郵貯事業の適正な規模への縮小を求めています。2019年4月、日本郵政が保有するゆうちょ銀行株式の全株処分にに向けた具体的な道筋が明らかにされないうちに、通常貯金と定期性貯金の預入限度額がそれぞれ1,300万円に引き上げられたことは、誠に遺憾である旨、この場でも繰り返して申し上げてきました。 2021年4月より、貯金獲得に係るインセンティブが撤廃されたことは評価できるものの、金融環境次第では、民間金融機関から政府が関与するゆうちょ銀行へ預金がシフトする懸念が完全に払しょくされたわけではありません。郵政民営化委員会や関係当局においては、ゆうちょ銀行が量的拡大に走ることのないよう、継続的なモニタリング、厳格な検証が行われることが必要と考えています。 ② 私たちは、ゆうちょ銀行への間接的な政府出資が残る間は、「上乗せ規制」は存置されるべきだと考えています。この点、この場でも繰り返し申し上げてきました。 地域の人口減少、相続等による都市部への預金の流出、デジタルバンク等の新たな金融サービスのブレイヤーの登場等、地域金融機関を巡る競争環境は厳しさを増しています。こうした状況下で、預入限度額をさらに引き上げることになれば、預金が政府関与の残るゆうちょ銀行にシフトし、民間金融機関の流動性や金融仲介機能に多大な悪影響を及ぼすことが懸念されます。 また、仮に、180兆円超の預金規模を有するゆうちょ銀行が、民間金融機関と同様の融資業務等を営むことや、さらなる子会社保有等を通じて、業務を拡大することとなり、民間金融機関の収益基盤に与える影響は甚大となります。 以上のとおり、「上乗せ規制」が緩和されれば、地域金融機関の金融仲介機能やコンサルティング機能の低下等を通じて、地域金融システムや地域経済に多大な悪影響を及ぼすおそれがあります。 今後、郵政民営化委員会や関係当局が、「上乗せ規制」のあり方に関して、民間金融機関からの意見を十分に考慮し、慎重な検討を行うことを強く望みます。以上

提出された意見(団体)

No.	団体名	項目	意見内容
4	全国生命保険労働組合連合会	①	生保労連は、郵政民営化にあたっては民間生命保険会社との公平・公正な競争条件を確保することが大前提であり、これが実現しない中で、かんぽ生命の業務範囲の拡大や加入限度額の引き上げを行うことは「民業圧迫」と言わざるを得ず、まずは、かんぽ生命への政府関与（出資）の解消をはかることが先決であるとの主張をこれまで一貫して行ってきました。 しかしながら、日本郵政によるかんぽ生命株式の保有割合は、2021年6月以降、現在に至るまで、新規業務規制が認可制から届出制に移行する要件である50%をかわろうじて下回る49.8%のまま推移していることに加え、今後の株式完全売却への道筋さえ全く示されない状況にあります。 こうした中、本年6月に成立した「郵政民営化法等の一部を改正する法律」（以下、改正法）では、日本郵政に対し、ゆうちょ銀行・かんぽ生命面社の株式の3分の1超の保有を「当分の間」義務付けける規定が新たに設けられ、株式売却については、郵政民営化委員会による郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証（以下、「郵政民営化委員会による3年ごと検証」）を踏まえ、ユニバーサルサービスの責務の履行が確保されるかについて政府が検討し、必要な見直しを行うこととされました。 本改正内容に関しては、株式の完全売却を目指すという郵政民営化の基本方針に逆行し、長期間進展していない現状を事実上追認していると考えられます。また、本改正内容に関連しては、株式の完全売却までに完全売却するとされていた経緯等に照らしても、その歩みが著しく遅れていることは明らかです。 一方で、「届出制」への移行を契機に、新規業務の取扱いが相次いで認められており、かんぽ生命の経営の自由度のみが増している状況にある中、5月に公表された日本郵政グループの中期経営計画「JPプラン2028」においては、さらなる「商品ラインアップの拡充」が掲げられています。こうした状況が、さらなる「民業圧迫」を招くことは明らかであり、ひいては、民間生命保険会社で働く者の処遇・雇用にも影響を及ぼしかねないものと危惧せざるを得ません。 上述の認識から、これまでの郵政民営化について、民間生命保険会社との公平・公正な競争条件が確保されているとはいえず、郵政民営化法が掲げる「公正かつ自由な競争の促進」という基本理念は、現時点において実現されているとは評価できません。 少子高齢化の進行やライフスタイルの変化・多様化等に伴い、社会保障制度を補完し国民の生活保障を支える生命保険の役割・責任はますます高まっているものと認識しています。こうした中、生命保険市場の健全な発展には、公平・公正な競争条件の確保が必要不可欠であることは言うまでもありません。 生保労連としては、「1. これまでの郵政民営化に対する評価」にて申し述べたとおり、現状の生命保険市場においては、かんぽ生命と民間生命保険会社が公平・公正な競争条件下にあるとは言えず、「民業圧迫」の状況が懸念されているものと認識しています。かんぽ生命への間接的な政府出資の解消がなされない限り、国民の「民営化後のかんぽ生命に何らかの政府保証が存在するのではないか」との期待や誤解の払拭・解消につながらないと考えます。 この点、改正法では、日本郵政に対し、ゆうちょ銀行・かんぽ生命面社の株式の3分の1超の保有を「当分の間」義務付けける規定が設けられましたが、これは、3分の1超の保有を維持しつつも、現状の保有割合から一定程度の株式売却を進めることを妨げるものではありません。今後とも郵政民営化を進展させていくのであれば、まずは法令上可能な範囲で株式売却を進める姿勢を明確にし、少なくとも3分の1超の保有を維持できる範囲までの株式売却に向けた具体的な道筋を早期に示すことが必要であると考えます。 なお、かんぽ生命への間接的な政府出資が「当分の間」継続することとなつた以上、公平・公正な競争条件が十分に確保されない状況も継続することとなり得ます。このような状況下で、かんぽ生命の新規業務の取扱いを安易に拡大することは、民間生命保険会社への影響をさらに大きくし、「民業圧迫」を助長するおそれがあります。 したがって、今後の新規業務の取扱いについては、他の生命保険会社との適正な競争関係や、民間生命保険会社で働く者への影響も十分に踏まえ、これまで以上に慎重な調査審議および判断がなされることを期待します。あわせて、かんぽ生命への間接的な政府出資の解消に向けた必要な方策を速やかに検討・実施するとともに、具体的な株式売却への道筋を早期に明確化し、法令上可能な範囲で株式売却を着実に進めるなど、郵政民営化の基本方針に則った対応がはかれることを期待します。
		②	
		⑤	生保労連としては、「2. 今後の郵政民営化への期待」でも申し述べたとおり、日本郵政株式会社が現在もかんぽ生命株式を保有し続けることなどを背景として、かんぽ生命に対する消費者の信頼感は依然として根強く存在しているものと認識しています。この点、2019年12月に公表されたかんぽ生命保険契約問題特別調査委員会の調査報告書でも、「国営事業であったことが信用力を高めている側面」や、「現在でも日本郵政グループが民間企業とは一線を画す存在であること」などが示唆されていることは、注目に値するものと考えます。 実際に、2023年6月の届出がなされ、2024年1月に販売が開始された「一時私終身保険（つなぐ幸せ）」は、2025年3月期において、終身保険の新契約件数は、前年比約210%（かんぽ生命公表値より推計）と大幅な伸びを示し、終身保険の新契約件数の約62%を一時私終身保険が占めています。同時期の民間生命保険会社（かんぽ生命を除く）終身保険の新契約件数が前年比約96%であったことを考慮すると、終身保険の新契約件数の増加に大きく寄与したものと考えられるとともに、民間生命保険会社の生命保険募集にも一定の影響を及ぼしたものと推察されます。 なお、かんぽ生命の中期経営計画では、今後の商品展開について、「お客さまの基礎的なニーズに応える商品ラインアップの拡充」が掲げられており、今後とも新規業務の取扱いが拡大していくことが想定されます。株式売却が進展しないまま新規業務の取扱いのみが拡大し、さらに上乗せ規制まで撤廃されることとなれば、公平・公正な競争条件が十分に確保されないまま、かんぽ生命の経営の自由度のみが一層増し、「一時私終身保険」の事例が示すように、「民業圧迫」がより一層助長されることとなります。 このような事態は、民間生命保険会社で働く者の処遇・雇用にも影響を及ぼしかねないことから、到底受け入れられることはできません。

提出された意見(団体)

No.	団体名	項目	意見内容
⑦			郵政民営化法では、新規業務の届出にあたっては、「他の生命保険会社との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならない」と定められており、公平・中立な第三者の立場から新規業務に係る配賦義務を履行する郵政民営化委員会による役割・責任は、非常に重要であると認識しています。さらに改正法では、株式売却に関する方針や上乗せ規制の見直しについては、郵政民営化委員会による3年ごと検証を踏まえて検討が行われることとされていることから、郵政民営化委員会の役割・責任は、これまで以上に増しているものと考えます。仮に、今後も、公平・公正な競争条件の確保がなされないまま、なし崩しのにかんぽ生命の業務範囲の拡大や加入限度額の引き上げがなされる状況が続くようであれば、民間生命保険会社で働く者の処遇・雇用や生活に更に甚大な影響を与えることは必至であり、生命保険産業唯一の産業別労働組合として、到底看過することはできません。貴委員会におかれましては、新規業務の取扱いに際し、以下の点について適切・慎重に判断いただくことを要請します。 ✓ 新規業務の届出を受けた際は、幅広く調査審議を行い、民間生命保険会社で働く者の意見も十分に踏まえ、慎重な検証が行われること ✓ 仮に新規業務の実施について問題ないと判断した場合においても、他の民間生命保険会社との適正な競争関係に十分配慮の上、販売状況等の継続的な調査・検証等を実施すること
5	一般社団法人 生命保険協会	①	当会は、生命保険業の健全な発達および信頼性の維持を図り、もって国民生活の向上に寄与することを旨とする団体であり、生命保険事業の適切な運営を確保するため、行動規範および各種自主ガイドラインの策定や各社の好取組事例の共有化など、様々な取組みを行っております。 郵政民営化に関しては、当会の特別会員である株式会社かんぽ生命保険（以下、かんぽ生命）と民間生命保険会社の共存共栄による健全な生命保険市場の発展を実現する観点から、日本郵政株式会社（以下、日本郵政）保有のかんぽ生命株式の完全売却による「公正な競争条件の確保」や、日本郵政グループと民間生命保険会社が双方の強み・特徴を認識し適切に補完し合うこと等を郵政民営化のあるべき姿として提示してまいりました。 郵政民営化は、郵政民営化法第2条において、「公正かつ自由な競争を促進し、多様で良質なサービスの提供を通じて国民の利便の向上」等を図るため、「地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ」、「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを基本として行われるものとする」とされており、 そのうえで、郵政民営化に関する施策についての基本方針として、「日本郵政株式会社が保有する…（中略）…郵便保険会社の株式は」、「その全部を処分することを目指し」、「できる限り早期に、処分するものとする」とされており、 しかしながら、平成19年10月にかんぽ生命が生命保険業を開始してから18年が経過した現在、日本郵政によるかんぽ生命株式の保有比率は未だに49.8%とおおよそ半分の割合を占めており、また、令和3年5月の株式売却から5年以上にわたって株式売却の進捗はなく、今後の完全売却に向けた進捗も示されておられません。 また、令和3年4月の「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の見解」において、「次期中計期間において金融二社株式を50%処分した段階で、全株式処分にに向けた方針やロードマップを明らかにする取組が求められる」との言及があったにもかかわらず、上記の状況にあることは、かんぽ生命株式の完全売却という観点からは、郵政民営化の進捗状況が懸念すべき状況にあると指摘せざるを得ません。 日本郵政は、郵政民営化法第7条により、政府がその株式を常時3分の1超保有し続けることとされています。そして、日本郵政株式は、国民共有の財産と政府に認識されており、また、令和8年6月19日に成立した郵政民営化法等の一部を改正する法律案（以下「改正法」）では、日本郵政に対し、かんぽ生命株式の3分の1超の保有を「当分の間」義務付けする規定が新たに設けられております。 このように、日本郵政の重要子会社であるかんぽ生命に対して、間接的に政府が出資をしている状況が今後も当分の間続く状況にある中、例えば、万一かんぽ生命の経営に問題が生じた場合、「日本郵政株式を保有する政府としても、かんぽ生命に対して何らかの支援を行うのでは」と、契約者が期待を抱くことは無理からぬものと考えられます。 なお、令和元年12月に公表されたかんぽ生命保険契約問題 特別調査委員会の調査報告書では、国営事業であったことが信用力を高めている側面や、現在でも日本郵政グループが民間企業とは一線を画す存在であることなどが示唆されており、 【かんぽ生命保険契約問題 特別調査委員会「調査報告書」 （令和元年12月18日）（一部抜粋）】 ・これら（郵便・郵便貯金・簡易生命保険）3事業を中心とする国営郵便局における各種業務は、一世紀ないし一世紀半近くにわたり、国民生活に欠かせない重要なインフラとして社会に貢献してきた。この郵便局に対する信頼こそが、株式会社かんぽ生命保険となつてからも多数の顧客を集めることができた最大の要因であることに間違いはなからう。 ・3事業会社の持株会社である日本郵政株式会社の発行済株式のうち3分の2近く（※）は政府が保有しており、今もなお日本郵政グループの持つ組織、事業、資産等の総体は、国民全体の財産と云うことができる。また、全国津々浦々で数多くの国民が生活や経済活動を営む上で不可欠な、わが国の根幹をなす社会的基盤の一つでもある。 ・本契約問題における顧客には高齢者の中に、高齢者の中には、郵便局は元国営組織であるから信頼できると考える人が多いため、これを利用して不適切な勧誘により加入させた郵便局員が一定数存在するものと考えられる。（※）当時の状況。 このような状況を踏まえれば、かんぽ生命と民間生命保険会社との間において、対等な競争条件が確保されているとはいえず、公正かつ自由な競争を促進するという郵政民営化の基本理念の一つもまた実現に至っていないといえます。 進ずばかんぽ生命株式の完全売却に向けた取組みについて、郵政民営化の進捗に於ける具体的な示すなど、郵政民営化法上の基本方針に関する説明責任を果たすとともに、着実にこれを実行していくことで、郵政民営化に関する責任を全うしていく必要があります。

提出された意見(団体)

No.	団体名	項目	意見内容
②			まず、郵政民営化の基本方針である、日本郵政保有のかんぽ生命株式完全売却に向け、郵政民営化の進捗に応じた防道を具体的に示すなど、郵政民営化法上の基本方針に関する説明責任を果たすとともに、これを着実に実行していくことが期待されます。
			改正法では、日本郵政に対し、かんぽ生命株式の3分の1超の保有を「当分の間」義務付ける規定が新たに設けられておりますが、日本郵政が保有するかんぽ生命株式の完全売却を目指すという、郵政民営化の基本方針は変わらないものと認識しております。
			他方で、今回の改正により、日本郵政とかんぽ生命の「親子上場」の状態が固定化されることとなります。一般的に、「親子上場」は、支配株主と少数株主との間の利益相反の懸念等が指摘されているところであり、こうした観点も踏まえれば、日本郵政が保有するかんぽ生命株式の完全売却を目指すとの郵政民営化の基本方針について、その実現に向けた道筋をより明確に示していくことが重要であると考えます。
③			次に、改正法では、株式完全売却までの移行期間中におけるかんぽ生命の業務に関する規制（いわゆる「上乗せ規制」）の在り方について、政府が郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証（いわゆる3年ごと検証）を踏まえ、検討する規定も新たに設けられております。
			上記の検討にあたっては、かんぽ生命に間接的な政府出資が当分の間残ることによる、民間生命保険会社との競争関係への影響も含め、十分に検討いただくとともに、検討結果が市場に与える影響の見通し等についても開示いただくなど、公正性・透明性のある運営を確保いただくことを期待いたします。
⑤			日本郵政・日本郵便においても保険ユニバーサルサービスの提供を確保するためには、郵政民営化の基本理念に照らせば、公正かつ自由な競争を通じて、多様で良質なサービスの提供を通じて国民の利便の向上に資することまた、重要な点です。
			したがって、日本郵政がかんぽ生命の株式の全部を処分した場合においても、保険のユニバーサルサービスの提供を確保するために講じるべき方策として、広く民間保険会社との提携なども含めた成長戦略・ビジネスモデルに関する検証などを行い、商品受託に関する民間生命保険会社との提携に加え、他の分野においても改めて多様な連携を加速することが重要と考えます。
⑤			とりわけ近年、生命保険に関しては二大の多様化が進んでおり、民間生命保険会社においても必ずしも自社での商品開発に拘るのではなく、グループ内外を問わず優れた商品の供給を受け、お客さまのニーズに即した商品ライナップを提供する取組みが増えてきております。そのため、日本郵政グループにおいても、グループという枠にとらわれることなく民間生命保険会社が有する強み・特徴を活用いただき、利用者利便の向上の観点から、提携関係・協同関係を更に推進することが、経済活力の向上にも寄与するものと思料いたします。
			民間生命保険会社は、全国24万名を超える営業職員および約7万5千店の募集代理店等（約91万名の代理店募集人）による約115万名が全国を網羅しており、加入・支払・見直し等の各段階において、営業職員等による対応が可能な体制を構築しております。
⑤			すなわち、我が国の生命保険ユニバーサルサービスは、既に民間生命保険会社の取組みで実質的に実現されており、日本郵政グループにそれを義務付ける必要があるのかどうか、改めて十分な検証が必要であると考えます。
			一般的に、直接・間接を問わず、政府出資が行われている企業は高い信用力と信頼性を有し、特に金融機関や保険会社においては、信用が競争上決定的に重要となることから、預金者や保険契約者が資金を預ける際に、政府関与と競争上の優位性を与えるものと考えます。
⑤			その点を踏まえると、かんぽ生命に対して、間接的に政府出資が行われている状況が今後も当分の間継続することに加え、今後の完全売却に向けた道筋も示されていない状況においては、郵便局が販売するかんぽ生命の保険商品の採択に際して、保険契約者の経済合理性に基づかない判断を惹起することが懸念されます。
			「上乗せ規制」は、移行期間における他の民間生命保険会社との適正な競争関係および利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれを排除するために設けられたものと認識しております。したがって、当会は、株式完全売却を通じて「公正な競争条件の確保」および保険契約に係る引受・支払等の「適切な態勢整備」が実現されない限り、かんぽ生命の限度額の引上げを含めた業務範囲の拡大等、「上乗せ規制」の緩和・撤廃は到底容認できない旨、繰り返し主張してまいりました。
⑤			(1) 新規業務に関する認可・届出
			日本郵政のかんぽ生命株式保有比率が50%を下回り、令和3年6月からかんぽ生命の新規業務について郵政民営化法上の認可制から届出制へと移行して以降、適正な競争関係等への影響が想定されている新規業務が活発化している状況が続き、憂慮しております。
⑤			郵政民営化法第138条の2第2項に規定されているとおり、届出制移行後においても、新規業務に当たっては、「他の生命保険会社との適正な競争関係」等を「阻害することのないよう特に配慮しなければならない」とされているところ、「1」これまでの郵政民営化に対する評価」にて確認したとおり、かんぽ生命と民間生命保険会社との競争関係は現状で公正なものとはいえません。
			実際、郵政民営化の基本方針たる日本郵政のかんぽ生命株式処分は進展せず、その完全売却に向けた道筋すら示されていないにもかかわらず、届出制移行後5年足らずのうちに計7件の新規業務が開始され、うち2件は特に適正な競争関係等への影響が想定される貯蓄性商品の販売開始・改定に関する業務であるなど、適正な競争関係の観点から見れば衡平を欠く対応がなされている状況です。
⑤			例えば、令和4年12月に届出がなされ、令和5年4月に商品改定された学資保険については、当該保険市場においては、かんぽ生命の販売シェアが4割を超え水増しに達しております。以降、日本郵便における顧客情報等の不正利用等における影響から、販売件数は落ち込んでいるものの、依然として販売シェアが2割を超えており、上記改定が民間生命保険会社の生命保険募集において一定の影響があるものと推認されます。（表1）
			同様に、令和5年10月に届出がなされ、令和6年1月から販売開始された一時払終身保険については、郵政民営化委員会にて「他の生命保険会社との適正な競争関係、あるいは利用者への役務の適切な提供を阻害すると認められる事情はない」ことから調査審議を行う必要がないと判断されましたが、販売以降、民間生命保険会社の同様の商品よりも予定利率が低いにもかかわらず、販売件数が大きく上回っている状況であり、民間生命保険会社の生命保険募集に対して影響を与えたものと推認されます。（表2）

提出された意見(団体)

No.	団体名	項目	意見内容																											
			(表 1) 学資保険の販売状況（かんぽ生命と民間生命保険会社の販売シェア比較） <table><tr><th></th><th>令和5年</th><th>令和6年</th><th>令和7年</th></tr><tr><td>販売かんぽ生命</td><td>40.8%</td><td>27.5%</td><td>20.4%</td></tr><tr><td>販売民間生命保険会社</td><td>59.2%</td><td>72.4%</td><td>79.5%</td></tr></table>		令和5年	令和6年	令和7年	販売かんぽ生命	40.8%	27.5%	20.4%	販売民間生命保険会社	59.2%	72.4%	79.5%															
	令和5年	令和6年	令和7年																											
販売かんぽ生命	40.8%	27.5%	20.4%																											
販売民間生命保険会社	59.2%	72.4%	79.5%																											
			(表 2) 一時払終身保険の販売状況（かんぽ生命と民間生命保険会社 2 社の比較） <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">かんぽ生命</th><th colspan="2">A 社</th><th colspan="2">B 社</th></tr><tr><th>販売件数</th><th>予定利率</th><th>販売件数</th><th>予定利率</th><th>販売件数</th><th>予定利率</th></tr><tr><td>2024 年 1 月以降</td><td>86.8 万件</td><td>0.95 ~1.75%</td><td>50.8 万件</td><td>1.00 ~1.50%</td><td>26.8 万件</td><td>1.00 ~1.75%</td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		かんぽ生命		A 社		B 社		販売件数	予定利率	販売件数	予定利率	販売件数	予定利率	2024 年 1 月以降	86.8 万件	0.95 ~1.75%	50.8 万件	1.00 ~1.50%	26.8 万件	1.00 ~1.75%	合計						
	かんぽ生命		A 社		B 社																									
	販売件数	予定利率	販売件数	予定利率	販売件数	予定利率																								
2024 年 1 月以降	86.8 万件	0.95 ~1.75%	50.8 万件	1.00 ~1.50%	26.8 万件	1.00 ~1.75%																								
合計																														
		(2) 加入限度額	日本郵政が保有するかんぽ生命株式の完全売却に至っていない中では、イコールフッティングの観点から現在もその必要性は変わっておらず、撤廃すべき理由は存在しないと考えられます。 かんぽ生命に対する限度額規制の在り方について、「今後の郵政民営化の推進の在り方に關する郵政民営化委員会の所見（平成27年12月）」（以下、平成27年12月所見）において、以下のよう述べられています。 かんぽ生命保険の現行の通計の仕組みでは、20歳以上55歳以下の青壮年層を対象に、加入後一定期間（4年）生存し、健康体であることが確認できた被保険者について、既契約分の保険金額を300万円まで限度額の計算に算入しないこととしている。 限度額規制を緩和する場合は、現行1,000万円の基本契約の限度額を増加させるのではなく、この通計の仕組みの活用を図ることが考えられる。それにより、限度額の引上げが一部の既契約のみを対象とすることとなるため、営業面を含めた経営改善効果は限定的となるが、リスク量の増加を抑制することが可能となる。 将来的には、基本契約の限度額そのものの引上げや、高齢化に対応した通計対象年齢の拡大等、郵政民営化の進捗に応じて経営の自由度を高めていくべきことは当然であるが、今回が限度額規制の緩和の第一段階であることに鑑みれば、慎重な対応をとることも許容されよう。 以上のような考え方を踏まえ、かんぽ生命保険の限度額規制について、当面の具体案を考えると、基本契約の限度額そのものは変更せず、前述の通計の枠内で、加入から4年経過した契約について、基本契約の限度額の計算に算入しない金額の限度を、現行の300万円から、基本契約の保険金額の限度額と同額の1,000万円に引き上げることが考えられる。 (※) 平成27年12月所見に記載された内容どおり、加入から4年経過した契約について、基本契約の限度額の計算に算入しない金額の限度が、300万円から、基本契約の保険金額の限度額と同額の1,000万円に引き上げられた。 かんぽ生命がこれまで取り扱ってきた保険商品は、専門の医師等による診査を必要としない簡易な手続きで一定範囲を保障するものであり、かんぽ生命として求められる態勢はその範囲に限られるものと認識しております。 一方、他の民間生命保険会社では、リスク管理および顧客保護の観点から、一定額以上の高額な保険契約を引き受ける際には医師の診査等を必要とし、専門的な見地から医的な選択を実施するなど、業務の内容や規模に応じた適切な体制を整備しております。 この点、平成27年12月所見においては、将来的な「基本限度額そのものの引上げ」「高齢化に対応した通計対象年齢の拡大」等が挙げられています。が、前提として公正な競争条件が確保されたうえで、他の民間生命保険会社と同様に、その内容や規模に応じた充分な態勢が整備されなければならないと考えられます。 (3) 子会社保有 日本郵政が保有するかんぽ生命株式の完全売却に至っていない中では、イコールフッティングの観点から現在もその必要性は変わっておらず、撤廃すべき理由は存在しないと考えられています。 このような状況を踏まえると、かんぽ生命の業務範囲の拡大は、民間生命保険会社との競争関係に多大な影響を及ぼすものと考えており、移行期間における他の民間生命保険会社との適正な競争関係および利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれを排除するために、「上乗せ規制」は必要な規制であると考えます。 今回の改正法においては、政府が日本郵政と日本郵便の合併について積極的に検討することとされております。 この点、「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」報告書（金融庁：2024年6月25日公表）においては、「保険業法においては、保険会社に対して、保険募集の委託先である保険代理店を適切に指導等することを求めるとともに、保険代理店に対しても、保険募集の業務に関する態勢整備を求めている。」「保険会社向けの総合的な監督指針」（以下「監督指針」という。）においては、適正な保険募集管理態勢を確立するため、保険代理店における内部監査や保険会社による代理店監査等を通じた保険募集の適切性の事後的な検証及び必要に応じた改善を求めている。」との記載がございます。 また、同報告書では、「損害保険会社が自社に大きな収益をもたらす一部の大規模な保険代理店との関係が悪化することによる営業面への影響を懸念するあまり、こうした保険代理店に対して、適切に指導等を行っておらず、そのような保険代理店の業務品質の向上が図られなかったことが、違法又は不適切な募集行為が多数認められる一因となった」と指摘されています。 仮に、日本郵政と日本郵便の合併がなされた場合、かんぽ生命（子会社）による日本郵便（親会社）への教育・管理・指導が行われることとなりります																											
		⑥																												

提出された意見(団体)

No.	団体名	項目	意見内容
		⑦	これまで述べてきた通り、当会は、かんぽ生命を公正かつ自由な民間の生命保険市場に迎え入れ、活力ある経済社会の実現に繋げていく観点から、日本郵政が保有するかんぽ生命株式の完全売却に向けた取組みについて、郵政民営化の進捗に応じた筋道を具体的に示すなど、郵政民営化上の基本方針に関する説明責任を果たすとともに、着実にこれを実行していくことが重要であると考えます。 かんぽ生命の業務範囲拡大については、前記のかんぽ生命株式の完全売却が実現し、民間生命保険会社との「公正な競争条件の確保」がなされたとき、初めて民間生命保険会社と同一となるべきものと認識しております。 株式完全売却の具体的な道筋すら見えておらず、当分の間、完全売却が行われることを要望いたします。 また、届出制ではなく、郵政民営化委員会におかれましても慎重に調査審議いただくことを要望いたします。 ものものは、適正な競争関係等への影響が想定されうるため、今後も幅広く調査審議や外部からの意見聴取を実施いただきたいと考えております。 当会としては、郵政民営化委員会の運営の透明性確保の観点から、届出があった事実やその内容はＨＰ等で速やかに公表いただくとともに、「調査審議」「外部からの意見聴取」「意見作成・公表」それぞれの実施要否の判断にあたっては、個々の案件ごとに判断根拠等の公表を要望いたします。 また、新規業務に係る配慮義務の遵守状況については、業務開始時・開始後において適切な確認・検証等を実施いただくとともに、今後、新規業務についての調査審議が行われる場合には、そうした検証結果も踏まえつつ、市場に与える影響について一層慎重にご確認いただくことを要望いたします。
			以上
6	全国郵便局長会会長		郵政民営化に関する意見募集について、各地域の国民利用者の皆さまと日々直接接する郵便局を預かる責任者として地域の皆さまの声も踏まえて以下のとおり意見を提出いたします。 ① まずは、郵政事業が民営化されて１９年が経過しようとする本年６月１９日の参議院本会議において、我が国の地域社会の変化等を踏まえ、「郵便局ネットワーク等の活用による地域住民の生活の支援」等を内容とする「郵政民営化法等の一部を改正する法律」が成立したことについて、全国郵便局長会としましては、郵便局において地域のために基盤となるサービスの提供が可能となり、大変嬉しく思っております。 郵政民営化当時、「郵政を民営化すると郵便局で何でもできるよ」となり国民利用者にとっって素晴らしい利便性が向上する。どこの郵便局でもコンビニのように生活用品を販売することができ、あらゆるものを購入することができると言われていた。そして、郵政民営化が実現すると、郵政民営化関連６法が国会において成立し、民営化されました。 しかし、民営化後、郵便局に期待した効果が表れないばかりか、今まで郵便局を通じて一体として実施されていたサービスが、郵便局株式会社、郵便事業株式会社、ゆうちょ銀行、かんぽ生命に分社化したことによる縦割りによる弊害、システムの不具合、手続・マニュアルの不備等が顕在化し、国民利用者にとって大きな不便を強いるということが現実となり、この状況が十分改善されないまま、現在に至っております。また、現在では、これらの会社に向く社員との間の意識も一体的とはいえない状況がより顕著になっており、郵政事業の業務活動について、自社、委託元の会社に対する不信感、不満、戸惑いが生じていることも事実であります。日本郵便株式会社とゆうちょ銀行、かんぽ生命の間で遠心力がより強まっていると感じています。 私どもは、郵政事業と国民利用者との接点である郵便局を預かっている責任者として日々、業務に励んでおりますが、郵政民営化によるメリットを実感したことはなく、国民利用者にご不便や今までの負担をお掛けしているという実感はありません。 国会ではこのような状況を踏まえ、当初、想定した郵政事業の民営化に修正が必要と判断され、平成２４年に各党賛成の下、改正郵政民営化法が成立し、「５社体制から４社体制への変更による分社化の弊害の是正」や「郵便局における金融のユニバーサルサービスの義務化」などが実現されるとともに、「郵便局ネットワークの活用その他の郵政事業の実施に当たっては、その公益性及び地域性が十分に発揮されるようにする」との改正が行われました。 さらに、本年６月の改正では、日本郵便株式会社が、健全な経営状態の下で郵便局ネットワークを維持し、積極的な利活用を図るために、「基盤的サービス提供業務の本来業務化」を追加していただきました。これは、民営化当時の想定を超える速度で、我が国の少子化、高齢化が進行するとともに、大都市圏への人口集中とそれ以外の地域での過疎化が大きな社会問題となっていることを踏まえていただいた結果であると認識しています。 地方では人口減少に伴い、生活インフラである金融機関、農業協同組合、漁業協同組合、ガソリンスタンドや商店などの撤退が進み、学校、市町村役場の支所、診療所といった公共施設が次々と廃止され、その結果、公共サービスが低下し、地域の医療体制の脆弱化もより鮮明となってまいりました。 私どもは、地方公共団体の事務の受託を推進するなどして、地域住民の皆さまの利便性の向上を図るなど、各地域の抱える課題の解決について適正な利潤を得ながら如何に寄与できるか等、地方公共団体や地域の諸団体などと協議しながら進めておりましたが、今回の法改正により、郵便局の行政サービス窓口としての活用やマイナンバーカードの利活用による郵便局等における証明書交付サービスの拡大、郵便局を活用したオンライン診療・服薬指導の実施をはじめとする様々なサービスを郵便局で実施できると考えております。 総務省では、人口減少下の地域社会において様々なサービス等の提供拠点が縮小・撤退する中、地域の持続可能性の確保に向け、郵便局ネットワークを活用し、地域に必要なサービスを提供する「コミュニティ・ハブ」とし、地域課題の解決を図り、地域の持続可能性の確保に向けたモデルケースを創出することを目的とした「地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業」を推進していただいております。大変感謝申し上げますとともに心強く思っております。 郵政民営化委員会におかれましては、「日本郵政株式会社と日本郵便株式会社の合併」、「日本郵政グループの一体的経営の確保」、「金融２社への乗せ規制の撤廃」、「ユニバーサルコストの負担」、「郵便事業の安定的・持続的な運営の確保」等について、このような状況を踏まえ、郵便局が果たすべき社会的責務とそのための環境整備等について議論を深めていただくことをあらためてお願い申し上げます。

提出された意見(団体)

No.	団体名	項目	意見内容
			なお、この機会に日本郵政グループについて一言申し上げさせていただきます。 本来、日本郵政グループの経営に言及する立場ではありませんが、多くの局長の思いを申し上げますが、特にM&Aはいずれも当初期待した成果を挙げているのではないばかりか、結果的に大きな損失を計上しております。 そして、その損失は経営に影響を及ぼし、郵便局の社員の削減により、現場でお客さまにサービスを提供する要員が不足することや社員の処遇改善が十分に図れていないこと、また耐震性能が不足する小規模郵便局の改善対策の遅れなどという形で、日々、額に汗して毎日の郵政業務に取り組んでいる郵便局に勤務する局長、社員に影響（しわ寄せ）を与えていると言わざるを得ません。 近年、現場で「不適正な品呼問題」「下請法の不適用」「各種契約不正事案」などの一連の不祥事が発生しておりますが、一義的にはそれらを未然に防止できなかった日本郵便株式会社のカバナンス又如、そして現場を預かり、指揮監督すべき我々局長の責任でもあり、井解の余地なく猛省しなければなりません。また、昨年、本年と郵便局長による犯罪が発覚しており、この防止は喫緊の課題であり、コンプライアンスの遵守と信頼回復は最優先事項であります。 しかしながら、その背景にある構造的問題を認識しておくべきと考えます。それは、民営化開始（分社化）までの準備期間があまりに短く、基幹となるシステムの構築やコンプライアンス管理などの基盤となるインフラに十分な投資がなされなかったことがあります。さらに、現場に課された各種手続、マニュアル等は煩雑化する一方で、実効性や可用性（使いやすさ・機能性）が十分に確保されないまま運用されてきました。現場の実態からかけ離れた形式的な手続、マニュアル等と不完全なシステムが、結果として現場の疲弊を招いていると言っても過言ではないと考えます。 今、郵便局の現場は要員不足で疲弊しており、局長や社員の屋の休憩時間帯を確保するために郵便局窓口の休止時間を設けるなどの対策で凌いでおりますが、実際に現場で働く郵便局の要員が大幅に削減されている状況にあること、特に役職者と呼ばれるベテラン社員の不足が深刻であることをご承知置き願いたいと思います。 また、これだけ大地震発生危険が叫ばれている中で、耐震性能不足の郵便局が依然として多数存在する状況であり、郵便局のお客さま、局長や社員の生命の危険を速やかに取り除く取組が行われないことに対して早急な建替えや耐震補強等の対応をお願いしているところです。 ② 民営化がスタートして約20年になります。この間、我が国社会を巡る環境は大きく変わりました。一般論として、法律は時代の変化に応じ、見直しを適切に行っていくことが肝要であることは言うまでもありません。 是非、郵政民営化に関する各種法令に関しても、郵政民営化委員会の3年ごとの見直し時期にかかわらず、また、争争の具にするのではなく、不断に、虚心坦懐に見直しをお願い申し上げます。 現在、我が国のみならず、世界全体において様々な社会環境の変化が生じてきています。郵政民営化の検証に直接関係するものに限って申し上げます、物行き過ぎた新自由主義の是正、株主資本主義からの転換ということが求められていると思います。 言う株主（アクライビスト）による株主提案権の濫用防止についても、立法府や政府部内で議論が行われているものと承知しております。 このような動きも含め、これまでの30年間、世界を席巻していた新自由主義や株主資本主義が各国において見直されている根底には、経済合理性や競争市場では確保できない「公共性」の維持が各所で課題となっていることも大きな要因ではないかと思えます。特に、我が国の生産年齢人口減少や超少子高齢化の社会状況においては、「公共性」の維持に関し、どのような制度的な担保を将来に向かって構築していくかが喫緊の課題であると認識しています。 是非、郵政民営化に関する法令もこのような時代の流れも踏まえながら対応していただき、これからの郵政民営化委員会における3年ごとの検証をはじめ、「郵政民営化法 等の一部を改正する法律」に規定されている検討事項の政府における議論においては、以下の点について、これまでの民営化の状況の検証とともに、総論的な課題として整理し、結論を申し出ていただきますようお願い申し上げます。 【現行の特株会社制度による日本郵政グループの組織のあり方等】 ア 上記のような新自由主義の是正、株主資本主義からの転換をはじめとする動向、民営化スタート時と異なる社会情勢の変化を踏まえた見直しを行っていただきたいと思えます。 企業は何のために存在するのか、株主資本主義のような「株主の利益最大化への集中や株主価値の最大化」ではなく、企業にとつてのステークホルダーは株主だけでなく、社員、お客さま、取引先、そして地域にお住まいの皆さまや地域社会といった多様なステークホルダーの利益に配慮していく必要があると思います。 特に、公共性を有する企業にとつては、地域にお住まいの皆さまや地域社会というステークホルダーへの最大限の配慮が求められる組織形態であるべきであり、日本郵政グループの組織についても、株主中心ではなく、地域にお住まいの皆さまや地域社会の利益最大化をバランス良く図ることができる組織となるよう、民営化スタート以降の日本郵政グループ各社の経営状況も精査していただいた上で、現行の特株会社体制を見直し、これからの新しい郵便局のあり方を見据えた組織形態のあり方についてご検討いただきますようお願い申し上げます。 イ また、組織形態の検討に当たっては、我が国の最大の課題である人口減少問題を解決していく上でも、先般の「郵政民営化法等の一部を改正する法律」により、日本郵便株式会社の本来業務に基盤的サービス提供業務が追加されたことも踏まえれば、地域にお住まいの皆さま、地域社会のニーズをきめ細かく把握したサービスの開発・展開が求められてくると思います。 このような中、日本郵政グループのビジネスモデルもかつての高度成長期のような人口増加局面におけるサブライサイド中心ではなく、地域にお住まいの皆さまをはじめとするディーマンドサイド中心に転換していくことが必要であると考えています。 地域にお住まいの皆さまのニーズ、地域の課題は全国各地で様々であり、地域に根ざした郵便局を活用した現場を基盤としたサービスや商品の開発が可能でなボトムアップ型の組織のあり方方も併せて検討の視点に入れていただければと思います。

提出された意見(団体)

No.	団体名	項目	意見内容
			なお、組織形態のあり方については、郵政民営化法等の一部を改正する法律に基づく検討事項にもある、ゆうちょ銀行やかんぽ生命の株式処分のあり方や移行期間中の上乗せ規制のあり方の議論とも関係するものと思いますが、この点についても、単に競争という視点のみではなく、「公共性」の維持の観点から、地域の住民目線での整理を行っていただくようお願い申し上げます。 併せて、現行民営化法等に基づく上乗せ規制については、法律の適用に当たり、株式処分の処分状況（割合）と上乗せ規制の緩和がどのような判断されているのか（具体的には、他の金融機関等との関係も踏まえ、どのような商品がどの程度の株式処分割合いで可能となるのか）、個別案件毎の裁量的な判断ではなく、日本郵政グループの経営にとって「予見可能性」を高める観点から、次の郵政民営化委員会による３年ごとの検証において、上乗せ規制ガイドラインのような具体的な判断基準を示していただくようお願い申し上げます。 その上で、以下、郵便局の現場の状況を踏まえた要望を行います。 郵政民営化法第7条の2第1項において、「郵政事業に係る基本的な役務の確保」として、「日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社は、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務がお客さま本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするとともに将来にわたりあまねく全国において公平に利用できるよう確保されること」が確保されるよう、郵便局ネットワークを維持するものとする」とされ、第2項では、「郵便局ネットワークの活用その他の郵政事業の実施に当たっては、その公益性及び地域性に十分に発揮されるよう、必要措置を講ずるものとする」とされています。さらに同法第7条の3では、「政府は、前条に規定する業務の履行の確保が図られるよう、必要な措置を講ずるものとする」とされています。これを踏まえ、今後の郵政民営化について、特に法に規定する「一体的に利用できるようにするとともに将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることが確保される」ために、以下の項目の実現をお願い申し上げます。 ① 日本郵政株式会社と日本郵便株式会社の合併 日本郵政株式会社は、日本郵政株式会社法第1条において「日本郵便株式会社の発行済株式の総数を保有し、日本郵便株式会社の経営管理を行うこと及び日本郵便株式会社の業務の支援を行うことを目的とする株式会社」と、その目的が規定されています。 しかしながら、日本郵便株式会社法第6条に基づいて設置されている最前線の現場「郵便局」で働く郵便局長や社員の目から見たとき、持株会社である日本郵政株式会社による「経営管理」と「業務の支援」は別会社であり、距離が非常に遠く、分りにくいものとなっていることは見過ごせない事実です。社への意識を低下させ、郵便局等現場で汗を流す郵便局長、社員のモチベーション低下を招いていることは見過ごせない事実です。 一般的に、持株会社と子会社の関係は「心理的距離感が大きくなる」とされており、その要因として以下の4点が指摘されていますが、これらは現在の日本郵政株式会社と日本郵便株式会社、さらに現場である郵便局の間で生じている課題と一致していると感じます。 ・「別会社」という意識の壁 - 同じグループでありながら法人人格が異なるため、共通の帰属意識や一体感が生まれにくい。 ・役割と評価基準のギャップ - 持株会社は「経営管理・戦略」を、現場の郵便局は「日々の顧客対応・地域貢献」を担うため、お互いの苦勞や業務の過酷さが本質的に理解されにくい。 ・コミュニケーションの圧倒的不足 - 日常業務での直接的な接点がほとんどなく、間接的な「統制」に限られる。 ・情報の非対称性と警戒感 - 現場から見ると持株会社が「監視役」や「上層部」に映り、本音を話しにくく、心理的な距離がさらに広がる。 私どもは、これら現場の疲弊と組織の分断を解消し、郵政民営化法第7条の2が求める「一体的かつ公平なユニバーサルサービスの維持」を将来にわたって確実担保するための最も有効な手段が、日本郵政株式会社と日本郵便株式会社の合併であり、当面はその下にゆうちよ銀行とかんぽ生命が位置づけられることであると考えます。この合併によって、目に見える形で組織の合理化・効率化を実現でき、要員の再配置等により分割ロスなど分社化により生じていた弊害の是正が可能となるなど、主に以下の4つの多大なメリットがあると考えています。 ・心理的・組織的な壁の消滅 - 同じ「一つの会社」の社員となることで、全社的な帰属意識が統一され、「別会社だから」というセクシヨナリズム（縦割り）が解消される。 ・意思決定の大幅なスピードアップ - 持株会社への相談、稟議や承認プロセス（重複決裁）がなくなり、経営陣のメッセージが全国の支社を通じて現場の郵便局までダイレクトかつ素早く届くようになる。 ・組織のスリム化・効率化、管理コストの削減 - 人事、総務、経理などのバックオフィス機能を一本化できるとともに、法人維持費、決算、税務申告の二重の手間と経費を削減し、その浮いた原資を現場に投資することが可能になる。 - 特に、整備が遅れているシステム関係については、より進めやすくなる。 ・人材流動性の向上 - 社員の異動が容易となり、相互理解と「現場第一主義」の企業風土を醸成することができる。 当然、合併にあたっては、様々な課題が想定されますが、現在の両社の関係性を見た場合、実際に地域にお住まいの皆さまと日々向き合い、信頼を得つつ、収益を得る部門である郵便局で働く局長、社員のモチベーションを向上させ、地域を守る体制を強固なものとするためには、合併によるメリットが圧倒的に大きいものと考えます。

提出された意見(団体)

No.	団体名	項目	意見内容
			② ゆうちょ銀行、かんぽ生命を日本郵政株式会社と合併した日本郵便株式会社の下に位置付けること ゆうちょ銀行とかんぽ生命を日本郵政株式会社と合併した日本郵便株式会社の下に位置付けることの主なメリットは、「郵便局ネットワークを中心とした一体的経営」、「郵便局ネットワークの維持」、そして「お客さまの利便性向上と新サービスの開発」の三点があると考えます。 これは、日本郵政グループの経営効率を高め、全国の郵便局窓口において、よりお客さまニーズに則した利便性の高い金融サービスの開発、提供を可能とするものと考えます。 国営時代から、郵便局では「郵便」、「ゆうちょ」、「かんぽ」を扱ってきました。今現在でも、地域のお客さまは、郵便、ゆうちょ、かんぽの各サービスがそれぞれ別会社のサービスだとの認識は全くなく、郵便局のサービスという認識でおられます。 今後もし地域のお客さまの認識を踏まえて、郵便、ゆうちょ、かんぽのサービスを一体感を持って郵便局という場で提供することが大事なことで考えています。 そのためには、ゆうちょ銀行、かんぽ生命は、郵便局、郵便局ネットワークを重要な販売チャネルとして商品、サービスを販売し、その販売手数料等により、郵便局、郵便局ネットワークは、維持される、という三社の「Win-Win」の関係を構築することが重要と考えています。 ○ 郵便局ネットワークを中心とした一体的経営 ・迅速な経営判断ができる ・グループ内の資本関係を維持することで、経営トップの意思決定がスムーズになる。 ・重複するコストを削減できる 現場にフィッットしたシステムの開発やバックオフィス業務、管理部門を共通化することで、グループ全体の運営コストの削減が図れる。 ・一体感のある戦略が組める 「郵便・物流」「貯金」「保険」の三事業が同じ方向を向いて、一体となった営業戦略を推進できる。 ○ 郵便局ネットワークの維持 ・窓口の維持費を安定化 ゆうちょ銀行・かんぽ生命から日本郵便株式会社へ支払われる「委託手数料」、「配当金」を原資として、郵便局ネットワークを維持することができる。 ・地域のインフラの維持 少子高齢化の傾向が顕著な地方都市や過疎地において、生活に不可欠な郵便・物流、金融インフラを長期に安定的に提供することができる。 ○ お客さまの利便性向上と新サービスの開発 ・お客さまニーズに則したサービスの開発・販売 郵便局窓口等で収集した商品ニーズをもとに商社の新商品・新サービスの開発ができる。 ・「金融・物流・デジタル」の融合サービス 単に金融商品の品ぞろえだけでなく、郵便局の配送網や顧客データと連携した新しい高齢の方のためのサービス（例えば、すでに一部取り組まれているが、終活、相続、買い物支援、オンライン診療など）等の企画・開発、販売をより円滑に行うことができる。 ③ 地域のコミュニケーションの拠点（コミュニティ・ハブ）としての積極的活用 ご承知のとおり、人口減少下の地域社会において様々なサービスを提供する拠点が縮小・撤退する中で、国は地域の持続可能性の確保に向けて、郵便局ネットワークを活用し、地域に必要なサービスを提供する主体（自治体や生活インフラサービスの提供事業者等）と連携して、郵便局を新たな行政サービス・住民生活支援サービスを一元的に提供する「コミュニティ・ハブ」とすることを推進しています。これにより地域の諸課題の解決を図り、地域の持続可能性の確保に向けたモデルケースを創出することを目的とした事業が推進されており、我々としても非常に期待しているところがあります。 また、本年6月、「郵政民営化法等の一部を改正する法律」が成立し、「基盤的サービスの提供業務の本来業務化」が追加されたことから、さらに地域のコミュニケーションの拠点（コミュニティ・ハブ）としての活用が進展するものと期待しています。

提出された意見(団体)

No.	団体名	項目	意見内容
③			郵政三事業のユニバーサルサービスを一体的・安定的に提供していくためには、その提供主体である郵便局ネットワークを維持発展させる観点から、郵便局ネットワークを中心としたグループ経営が必要であると考えます。しかしながら、現行の４社体制は日本郵便株式会社、ゆうちょ銀行、かんぽ生命の自立を促していくための態勢となっており、持株会社である日本郵政株式会社も、郵便局を軸にするのではなく、日本郵便株式会社と金融二社を対等に扱い、是々非々でグループ経営を行っているように見えます。
			そのため、日本郵便株式会社と金融二社との間で利害が対立することもあり、その場合も代理店である日本郵便株式会社の交渉力が弱く、持株会社である日本郵政株式会社の十分な調整がないために、郵便局ネットワークを維持することが難しい状況が出てきていると感じています。例えば、日本郵便株式会社が、郵政三事業に係るサービスを郵便局で一体的に提供しなければならぬにも関わらず、郵便局窓口で使用するシステム端末の端末機は、三事業ごとにバラバラで使用方法が異なり、社員はそれぞれに習熟する必要があるといった状況や営業上の支障となっているゆうちょ銀行直営店との関係や社員の人事管理上の障害となっているゆうちょ銀行支店を併設した郵便局の問題も未解決となっている状況があり、郵便局におけるユニバーサルサービス提供のためのグループ経営がなされているとは感じられません。金融二社からの手数料もユニバーサルサービスの提供するための費用に見合う額が払われていないと聞き及んでおります。
			現場では更なる人員削減の必要性が求められている状況もあり、このままではユニバーサルサービスの提供が難しくなるとの声が郵便局長からあがっています。まずは日本郵政株式会社と日本郵便株式会社を統合し、ユニバーサルサービスの提供を確保するための郵便局ネットワークを中心としたグループ経営を実現することが最も重要な課題だと考えます。その上で、ユニバーサルサービスを提供するための費用に見合う金融二社からの十分な委託手数料や国の支援が必要であると考えます。郵便局において、郵便、貯金、保険のユニバーサルサービスの提供を安定的かつ確実なものとするためには、ゆうちょ銀行、かんぽ生命が安定的に日本郵便株式会社との契約を継続し、適正な委託手数料が支払われる必要があります。ゆうちょ銀行やかんぽ生命は、民業圧迫に十分な競争力があるとの懸念から、法により他の地方銀行や生命保険会社と同じ条件で競争すべきとの定めがあります。法的な優遇措置は何もなく、税負担や顧客保護のための負担も他の金融機関と同様に行っていることから、両社に対する「上乗せ規制」を直ちに撤廃し、両社がお客さまのニーズに合致した商品の開発、販売が可能となるとなるようにすべきと考えます。郵政民営化法が制定された当時の我が国の状況を振り返ると、当時は金融市場が拡大しましたが、現在は、急速な少子高齢化の進展等により、市場が縮小する時代に変化していると考えます。また、地方の民間金融機関の中には、ＡＴＭの共同化や郵便局内への店舗設置など郵便局ネットワークを利用するといった状況が散見されるようになっています。
④			その一方でゆうちょ銀行の業務拡大に対しては依然として「民業圧迫」との牽制が続いています。民営化当時は「非効率な国営事業を解体し、市場原理に任せよ」という新自由主義的な思想が全盛でしたが、現在では、市場原理に任せただけという「地銀の撤退」や「生活インフラの消滅」に直面し、国民の意識も変わってきており、地域で日々お客さまと接する郵便局長はそれを強く感じています。現在の真の課題は、郵便局ネットワークを、地域にお住まいの皆さまの生活インフラとして、民間金融機関等による利活用も含めて「どのように公平かつ効率的に共有するか」という新たな仕組みを構築することであると考えます。
			地方から地域の民間金融機関の支店等が撤退する中、地域にお住まいの皆さまにとって身近な金融機関は、郵便局のみとなっている地域が増えつつあります。そのような状況であるにもかかわらず、「ゆうちょは、限度額があるためにまとまとまった資産、例えば退職金などを一括して預けられない」との不満の声を現場の郵便局長は数多く耳にしており、地域のお客さまに不便、不利益を強いている状況になっていると考えます。ゆうちょ銀行については、国が1/3の株式を保有する日本郵政株式会社がゆうちょ銀行の株式を保有（現状は５０％以下）しているという理由で、間接的に国の保証があると断じ、他の金融機関にはない「上乗せ規制」を課しています。国が国会でゆうちょ銀行について、現状で国の保証はないと答弁しており、また、ゆうちょ銀行が、税金を納め、会社が破綻した場合のために、他の民間金融機関と同様に預金保険機構に保険料を支払っているにもかかわらず、上乗せ規制が解除されないことに強い疑問を感じております。また、民間金融機関が撤退した「金融空白地帯」においては、「民業圧迫」への懸念は存在しないと考えますので、このような状況も踏まえていただき、今後、上乗せ規制が直ちに撤廃される方向でご議論いただきます。
⑤			上記４の意見と同様と考えますが、生保については、新聞の報道によると大手生保の２０２６年度の拠点数は計５００強と５年連続で減少し、データーがある２０１５年度以降で最少となる見通しとのことです。これは、地方の小さな営業所を統廃合し、都市部の主要拠点到集約して、営業社員の受持ち地域を広げ、コストの削減を図っているためとのことですが、結果として、地域にお住まいの皆さまが生保に加入したい場合に、「担当者と対面でじっくり相談する」機会が大幅に減っている状況になっていると考えます。このような状況の中で、地域にお住まいの皆さまに安価な生命保険を提供する身近な金融機関は、郵便局のみとなっている地域も少なくありません。「地域に郵便局しかないのに、限度額があることにより保障性の高い生命保険に加入できない。もしもの時のことを考えると不安」という高齢の方や子育て世代からの不満を現場の郵便局長は数多く耳にしており、地域のお客さまにとって不便、不利益を強いている状況になっているという理由で、間接的にかんぽ生命については、国が1/3の株式を保有する日本郵政株式会社がかんぽ生命の株式を保有（現状は５０％以下）しているという理由で、間接的に国の保証があると断じ、他の保険会社にはない「上乗せ規制」を課しています。国が国会でかんぽ生命について、現状で国の保証はないと答弁しており、また、かんぽ生命は、税金を納め、会社が破綻した場合のために、他の民間生保会社と同様に生命保険契約者保護機構に負担金を支払っているにもかかわらず、上乗せ規制が解除されないことに強い疑問を感じております。また、民間生保会社が撤退した「保険空白地帯」においては、「民業圧迫」への懸念は僅少であると考えますので、このような状況も踏まえていただき、今後、上乗せ規制が直ちに撤廃される方向でご議論いただきます。

提出された意見(団体)

No.	団体名	項目	意見内容
7	一般社団法人全国信用金庫協会	⑥	・日本郵政株式会社と日本郵便株式会社の合併について（再記載） 日本郵政株式会社、日本郵便株式会社が早期に合併し、当時の間、ゆうちょ銀行、かんぽ生命をその下に位置付けるべきと考えます。2社の合併については、前記2の「郵便局の現場の状況を踏まえた要望」として記載した①で申し上げている大きなメリットがあるとされており、前記3で現状を踏まえ日本郵便株式会社が日本郵便株式会社の合併の必要性を述べております。 そして、前記2の「郵便局の現場の状況を踏まえた要望」として記載した②で申し上げているように日本郵政株式会社、日本郵便株式会を合併した会社の下にゆうちょ銀行、かんぽ生命を位置付ける体制となれば、「郵便局ネットワークを中心とした一体的経営の確保」、「郵便局ネットワークの維持」、「お客さまの利便性の向上と新サービスの開発」などが実現できると考えます。 そもそも現在の法律によれば、日本郵政株式会社が保有するゆうちょ銀行とかなぽ生命の株式は、将来的に全株売却されることになっています。つまり、日本郵政株式会社は、将来、事業子会社が日本郵便株式会社1社のみの持株会社としての役割を果たすだけの存在となります。 そうであれば、日本郵政株式会社と日本郵便株式会社を別会社として存在させる意味は全くないと思われ、早期に合併させ、一社として機能させることにより、組織の合理化、効率化等の目に見える効果が期待できると考えます。 2026年6月に成立した「郵政民営化法等の一部を改正する法律」により、公的サービスを本来業務としていただいたこと、また公的サービスを担うための郵便配達ネットワークや郵便局ネットワークを維持するためとして新たな交付金制度が導入されることになったことに、関係者の皆さまにあらためて感謝申し上げます。 現在、郵便局ネットワークは、前述の新たな交付金制度が加わりましたが、これとは別の「交付金・拠出金制度」に基づき、ゆうちょ銀行（約2,740億円）とかなぽ生命（約595億円）から計3,300億円が拠出されています。 日本郵便株式会社が自らの経営努力が欠くことができないものであることは、当然のことと考えますが、国から法律によって郵便と金融のユニバーサルサービスを義務付けられ、何ら優遇措置なしに採算性の極めて低い地方、離島、中山間地を含む日本全国津々浦々でのサービスを実施することは、ユニバーサルサービス提供に係る収支が赤字であるなど、依然として郵便局ネットワークの維持のために、十分とは言えず、本来の趣旨に基づき既存の交付金水準の適正化をお願いしたいと考えます。 引き続き、郵便、郵便局につきましても、国による何らかの支援等の検討をお願いいたします。 冒頭に申し上げたとおり、日本郵便株式会社において、問題が多発した構造的な背景には、平成19年10月の民営化開始（分社化）までの準備期間があまりに短く、基幹となるシステムなどの構築やコンプライアンス管理などの基盤となるインフラに十分な投資がなされなかったことが挙げられます。さらに、現場に課された各種手続、マニュアル等は煩雑化する一方で、実効性や可用性（使いやすさ・機能性）が十分に確保されないまま運用されてきました。これを改善するための抜本的な投資が必要不可欠であると考えますので、今後の郵便局ネットワークの維持のための費用負担のあり方については、「新たな交付金制度」、「現在の交付金・拠出金制度」、「日本郵便株式会社の経営努力」の状況等を踏まえ、何らかの国の支援策、補助制度についての議論をお願いいたします。
		⑦	ご承知のとおり、我が国の郵便制度は、明治4年、全国62か所の宿駅に郵便取扱所を置き、郵便取扱役には地域で希望を集めていた実力者を起用して発足しました。郵便取扱役には、わずかな手当のみで俸給は支給されず、郵便取扱所の設置も郵便取扱役が土地や建物を無償で提供するなど利害抜きで地域社会のために奉仕し、制度普及に寄与しました。 この精神は、155年を経過した今も地域の小規模郵便局の局長に受け継がれています。郵便局は、時代が変わっても地域にお住まいの皆さまのためにお役に立ちたいという気持ちは変わりません。その思いがこの意見書の根底にあることをご理解いただきたいと思います。 これまで私どもは、郵政改革の本来の目的について、「国際的に類を見ない規模に肥大化した郵政事業を適正な規模に縮小し、将来的な国民負担の発生懸念を減ずるとともに、民間市場への資金還流を通じて、国民経済の健全な発展を促すこと」であると主張してきた。 また、郵政民営化法では、「（ゆうちょ銀行等）同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じ」といった基本理念が掲げられている。 郵政民営化の検討は、こうした郵政改革の本来の目的や法の基本理念に沿って進めるべきものである。 これらの観点から、郵政民営化に対する評価および今後の期待等について、以下のとおり申し述べる。
		①	ゆうちょ銀行においては、下記（１）および（２）のとおり、「適正な規模への縮小」および「完全民営化」がなされていないにもかかわらず（３）のとおりで、新規業務を拡大している。こうした現状を踏まえると、郵政民営化のあり方は至てであると考えられ、規模の縮小、全株式の処分を進めるべきであるとともに、業務の拡大は適当でないと考えらる。 また、（４）のとおり、グループ全体のガバナンス・内部管理能力の整備を徹底すべきである。 一方、（５）のとおり、地域金融機関との協働による地域活性化をはじめ連携・協調関係を深めていることについては一定の評価をしており、今後とも地域金融機関との連携・協調関係を深めていくべきと考えらる。 （１）適正な規模への縮小等について 私どもはかねてより、ゆうちょ銀行が官業時代からの信用を背景に肥大化した規模を維持したまま民間のマーケットに参入することは民間金融機関との公正な競争を阻害していることから、ゆうちょ銀行は適正な規模に縮小すべきと主張してきた。 こうした中、2019年4月にゆうちょ銀行では規模の縮小と逆行する預入限度額の引上げが行われ、2026年3月末に於いてその貯金量は約186兆円となっており、預入限度額の引上げ前（2019年3月末の貯金量：約180兆円）より規模が大きき状況となっている。 したがって、ゆうちょ銀行は、民間金融機関との公正な競争条件を確保する観点から、その規模について縮小すべきである。

提出された意見(団体)

No.	団体名	項目	意見内容
			(2) 日本郵政によるゆうちょ銀行等の株式処分について 私どもはかねてより、民間金融機関との公正な競争条件の確保の観点から、郵政民営化法に基づいて、日本郵政に対してゆうちょ銀行等の全株式処分に向けた取組みを着実に進めるべきであると主張してきた。 しかしながら、2026年6月25日に施行された「郵政民営化法等の一部を改正する法律」では、「日本郵政に、当分の間、ゆうちょ銀行・かんぽ生命の株式の3分の1超の保有を義務付け」を行う改正がされた。この改正により、ゆうちょ銀行の「完全民営化」への道筋が後退し、間接的な政府出資が残る形となっている。「公正な競争条件」を確保しているとは極めて言い難い。 「公正な競争条件」を確保するため、日本郵政においては、ゆうちょ銀行・かんぽ生命の全株式処分を行うこと、また、それに向けた具体的な計画を示すことについて期待する。 なお、上記「郵政民営化法等の一部を改正する法律」を受けて、一部報道では「公社化」との記載がされている。このような状況は多くの国民に対し、日本郵政グループが「官業」に近い印象を与えらるものであったと言わざるを得ない。 (3) 新規業務等について 2021年5月より、口座貸越サービスの取扱開始、フラット35の直接取扱開始、2022年5月より投資一任契約の締結の媒介業務が開始された。 ゆうちょ銀行は新規業務参入にあたり、他の金融機関等との間の適正な競争関係と利用者への適切な役務の提供を阻害することがないよう、特に配慮することが求められているが、間接的な政府出資が残る間などにおいては、民間金融機関との「公正な競争条件」が確保されているとは言えず、新規業務への参入により業容を拡大することは適当でないと考ええる。 (4) 不祥事件について 日本郵政グループにおいては、日本郵便による点呼業務不備事案や、顧客の貯金情報の流用、切手の不正販売といった不祥事が発生している。 グループ全体のガバナンス・内部管理態勢を見直し、再発防止に努めるべきと考える。特に、ゆうちょ銀行等の金融業務に関する代理業務を行う日本郵便においては、コンプライアンス体制の構築について点検し、委託者であるゆうちょ銀行はその管理を徹底すべきである。 (5) 民間金融機関との連携・協調について 私どもは地域の金融インフラとして、日本郵政グループとの相互信頼関係の構築に努め、地域経済の活性化や顧客の利便性向上のために、両者の強み・特性を生かしつつ、連携・協調関係を深めつつある。 具体的には、ゆうちょ銀行が各地域でエクイティ資金を供給する「Σビジネス」の進展による地域経済活性化への貢献や事務の共同化のほか、郵便局内への店舗移転・併設などによる連携を通じた業務の効率化・利便性向上については、一定程度評価できるものである。
		②	繰り返しになるが、ゆうちょ銀行が「適正な規模への縮小」を図りつつ、「完全民営化」に向けた具体的な方針・計画を示したうえで、その取組みを進め、民間金融機関との「公正な競争条件」を確保することが郵政民営化を進めるうえでの大前提である。 したがって、預入限度額の更なる見直しや新規業務への参入、子会社保有等は、上記を踏まえた「公正な競争条件」が確保されない限り、一切認められるべきではない。 こうした中、先般公表された日本郵政「JPプラン2028」およびゆうちょ銀行「中期経営計画(2026～2028年度)」では、「国民年金基金、遺言信託・遺産整理業務等の媒介」に参入する旨の記載が見られた。これら業務は、既に多くの信用金庫が行っており、民間金融機関との「公正な競争条件」を確保できている状況下でこれらの業務を行うことは、民間金融機関の事業を圧迫するものであり、到底認められるものではない。 また、ゆうちょ銀行の新規業務規制は、現在、事前届出制である。この届出にあたっては、ゆうちょ銀行は他の金融機関等との間の適正な競争関係と利用者への適切な役務の提供を阻害することがないよう、特に配慮することが求められているが、民間金融機関の意見を汲み取るような枠組みは設けられていない。 さらに、一般の郵政民営化法の改正によって、日本郵政には、当分の間、ゆうちょ銀行・かんぽ生命の株式の3分の1超の保有を義務付けられたが、ゆうちょ銀行等の新規業務規制等の上乗せ規制は全株処分がなされることを前提としたものであるため、根本から見直すべきである。 ① 政府および郵政民営化委員会は、日本郵政およびゆうちょ銀行に対し、ゆうちょ銀行の「適正な規模への縮小」および「完全民営化」に向けた取組みについて、具体的な方針・計画の提出を求めること。 ② ゆうちょ銀行の上乗せ規制を維持すること。更に新規業務参入は、地域金融機関の経営を圧迫し、ひいては地域の中小企業への資金繰り支援にも影響を及ぼすことが懸念されることから、原則禁止とすべき。禁止としないのであれば、必ず民間金融機関の意見を汲み取る枠組みを用意すること。 一方、上記1.にも記載のとおり、ゆうちょ銀行によるΣビジネスの進展による地域経済活性化への貢献等については、今後とも私どもとゆうちょ銀行の両者の強み・特性を活かしながら、地域活性化や連携・協調をしていくことを切に期待する。
		③	私どもはゆうちょ銀行に対し、「適正な規模への縮小」を図りつつ、「完全民営化」に向けた具体的な方針・計画を示したうえで、その取組みを着実に進め、民間金融機関との「公正な競争条件」を確保することを求めている。また、預入限度額の更なる引上げや新規業務への参入、子会社保有等は、「公正な競争条件」を確保されない限り、一切認められるべきではないと考ええる。 現在の上乗せ規制下においても、ゆうちょ銀行は個人の預貯金額について、約20%のシェアを有しており、国際的に類を見ない規模に肥大化している状況である。 私どもは信用金庫は各信用金庫が地域で預金を集め、その地域の事業者等に融資をしている。また、全金融機関で東京都以外の預金量は伸びが鈍化している状況であるが、信用金庫業界における預金は7割以上が首都圏以外によるものである。一方、ゆうちょ銀行は全国で貯金を集め、その資金を国外等も含めて運用している。

提出された意見(団体)

No.	団体名	項目	意見内容
			また、これまで地域金融機関は、地域企業等のライフサイクルに応じて、創業・新事業支援、本業支援、事業承継支援、経営改善・事業改善支援等に取組み通じて、地域経済の活性化・地方創生に貢献してきた。特に信用金庫は、採算性では測れない地域密着の金融仲介機能を発揮しており、地域の雇用や産業、住民生活を支えている。 さらに、事業者の経営課題は事業者の高齢化、後継者不足、物価高、人手不足等が相俟って複雑化しており、地域金融機関には従来以上にきめ細かな支援が求められている。 以上を踏まえ、間接的な政府出資があるゆうちょう銀行の上乗せ規制が緩和・撤廃された場合、「公正な競争条件」の確保などにおいて、郵政民営化の本旨に沿わないばかりか、地域金融機関の経営を圧迫し、ひいては地域の中小企業への資金繰り支援にも影響を及ぼすとともに、地域における信用創造機能の低下や、地域企業等に提供しているコンサルティング支援機能が低下することに繋がることを懸念される。 こうした点も踏まえ、民間金融機関の意見も尊重し、地域金融システムや地域経済への影響等を勘案した極めて慎重な検討がなされるべきである。 以上
8	一般社団法人 第二地方銀行協会		私どもは、予ねてより、郵政民営化法の基本理念（「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じる」等）を踏まえ、国民経済的観点から真に望ましい郵政民営化を実現するために、ゆうちょう銀行について、ハランシステムの規模の縮小、公平な競争条件の確保および利用者の保護の徹底等が重要であると申し上げてきました。 今般、郵政民営化委員会から示された以下の事項に係る意見募集に關し、私どもの意見を申し上げます。 1. これまでの郵政民営化に対する評価・今後の期待 ＜株式の売却＞ ○ 足許では、政府が保有する日本郵政株式の保有割合（議決権ベース）は約36%（法律上1/3超の保有義務あり）となっております。また、日本郵政が保有するゆうちょう銀行株式の保有割合は約49%に低下しており、株式の全部処分に向けて一定の進展が見られております。 こうした中、2026年6月、改正郵政民営化法（以下、「改正法」）が成立し、日本郵政が保有するゆうちょう銀行株式について、「その全部を処分することを目指すし、（中略）できる限り早期に処分する」との本則は存置しつつも、特例として、当分の間、日本郵政に3分の1超の保有義務を課することが規定されました。 ゆうちょう銀行に政府の間接出資が残る間は民間金融機関との公平な競争条件が確保されない状態であり、当分の間、こうした状態が継続するものと考えております ○ なお、改正法では、上記特例が設けられたものの、ゆうちょう銀行の完全民営化の方針に変更はないと理解しております。引き続き、できる限り早期に、日本郵政によるゆうちょう銀行株式の全株式処分にに向けた取組みが着実に進むことを期待しております。 この点、2021年4月の郵政民営化委員会意見（「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する民営化委員会の意見」）においても、「金融二社株式の処分を進めるとともに、処分の時期・量について説明責任を果たす必要がある」とされており、全部処分にに向けた道筋が具体的に示されることを期待します。 2. ゆうちょう銀行に課せられた「上乗せ規制」が他の金融機関との競争関係に及ぼす影響 (1) 上乗せ規制 ○ 郵政民営化法においては、ゆうちょう銀行の完全民営化までの移行期間において、民間金融機関との適正な競争関係に配慮する観点から、いわゆる上乗せ規制が設けられておりと理解しております。 改正法では、3年毎に上乗せ規制の在り方を検証するとされておりますが、同規制は完全民営化に向けた移行期間の措置として定められたものであり、また、改正法において政府の間接出資が当分の間残ることが規定されたことを踏まえ、安易に上乗せ規制が緩和されるべきではないと考えます。 (2) 新規業務 ○ ゆうちょう銀行は、これまで、「フラット35の取扱い」や「投資一任契約の締結の媒介業務」等について認可を得、それぞれサービスを開始しておりあります。当業態では、公平な競争条件が確保されていない中で、新規業務の取扱いは認められべきではないと主張し、これら新規業務の認可申請に關し、間接的な政府出資が残るゆうちょう銀行が業容を拡大することの是非をはじめ、不正防止策、顧客本位の取組みの定着状況等について十分な検証が必要である旨を指摘いたしました。 (3) 認可申請 ○ この点、認可申請に対する郵政民営化委員会の意見においても、ゆうちょう銀行の業務遂行能力・業務運営態勢、利用者保護やリスク管理の取組について、継続的に確認することを関係当局に求め、その結果を同委員会に報告するとされており、適切なモニタリングが継続的に行われているものと認識しております。 ○ 足許では、日本郵政によるゆうちょう銀行株式の保有割合が50%を下回り、新規業務は認可制から届出制に移行しておりますが、届出制移行後も「他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならない」と法律上規定されており、またこの点、政府の間接出資が当分の間残り、民間金融機関との公平な競争条件が確保されていない状況においては、安易な業容拡大は適切ではないと考えます。まずは、完全民営化への道筋が具体的に示され、その確実な実行が担保されることが必要であると考えます。 ○ ゆうちょう銀行の貯金残高は約186.1兆円と、現時点においても、当業態34行の預金残高合計（2026.3末／71.5兆円）の2.5倍の規模を有しております。政府の間接的な出資が残る巨大ゆうちょう銀行が、公平な競争条件が確保されないまま、万が一、貸出業務等に参入した場合には、地域金融機関の収益環境に影響を及ぼし、その結果、地域金融機関における地域経済活性化に向けた取組み（地域金融力）にも影響を及ぼすことが懸念されます。

提出された意見(団体)

No.	団体名	項目	意見内容
			(3) 預入限度額 ○ 預入限度額については、2019年4月に通常貯金と定期性貯金の預入限度額が、それぞれ1300万円に引き上げられましたが、政府による間接的な出資が残り、完全民営化に向けた道筋が示されないうちで、引き上げが行われたと考えています。 ○ 預入限度規制は、ゆうちょ銀行の完全民営化に向けた移行期間の措置として定められたものであり、改正法において政府の間接出資が当分の間残ることが規定されたことを踏まえ、限度額の引上げは検討されるべきではないと考えます。この点、民間金融機関は、「金利ある世界」において、貸出原資となる安定的な預金調達を重要な経営課題と位置づけており、公平な競争条件が確保されないまま、ゆうちょ銀行と民間金融機関との間で過度な競争を招く事態となれば、結果として、地域金融機関による地域への円滑な資金供給にも支障が生じるのではないかと懸念いたします。 3. その他 ○ 少子高齢化・人口減少が進む中、地域経済の持続的な発展は喫緊かつ重要な課題となっております。この点、地域社会発展への貢献を使命とする地域金融機関は、地域金融力の強化に取り組んでいくところ、ゆうちょ銀行においても、公平な競争条件が確保された下で、民間金融機関との連携・協調を通じて地域経済に貢献することを期待いたします。 <結び> 郵政民営化委員会および関係当局においては、私どもが申し上げてきた基本的な考え方も踏まえ、国民経済的観点から真に望ましい郵政民営化に向けた深度ある審議・検討が、引き続き行われることを強く希望いたします。 以上
9	在日米国商工会議所		在日米国商工会議所は郵政民営化の継続的な進展を期待し、対等な競争条件を確保するための政策の効果的な推進を要請 在日米国商工会議所（AOCJ）は、郵政民営化委員会による郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に際して、意見を提出する機会を歓迎します。 AOCJはこれまでも、株式会社かんぽ生命保険（かんぽ生命）と他の生命保険会社との間に対等な競争条件が確保されることが、日本における生命保険市場の健全な発展にとって重要であることを指摘してきました。今般の郵政民営化法の改正を踏まえ、AOCJは、郵政民営化法第138条の2に基づき、かんぽ生命と他の生命保険会社との間に対等な競争条件を確保するため、郵政民営化委員会に対し、民営化プロセスおよび政策展開を引き続き効果的に推進するよう要請します。 AOCJは、日本政府および日本郵政グループが郵政民営化のさらなる進展に向けて取り組む中、建設的な役割を果たしていく所存です。
10	一般社団法人 全国信用組合中央協会		私どもはかねてより、ゆうちょ銀行が新規業務等に参加するに当たっては、まずは完全民営化への道筋が具体的に示され、その確実な実行が担保されることが最低限必要であり、公正な競争条件の確保の下で総合的に判断されるべきと主張してまいりました。 これまでの私どもの主張を踏まえ、「これまでの郵政民営化に対する評価」及び「今後の郵政民営化への期待」、「ゆうちょ銀行に課された「上乗せ規制」が他の金融機関との競争関係に及ぼす影響、ゆうちょ銀行の経営に与える影響」について意見を申し上げます。 (1) ゆうちょ銀行株式の売却 これまで、日本郵政の中期経営計画「JPビジョン2025」において、「計画期間中のできる限り早期に金融2社株式の保有割合を50%以下とす」ところが示される中、2025年3月には日本郵政によるゆうちょ銀行株式の売却等が行われ、現状の保有割合は49.9%になっております。一方で、本年5月に公表された、日本郵政グループの新たな中期経営計画「JPプラン2028」においては、金融2社株式の売却方針について、「郵政民営化法の趣旨を踏まえ、金融2社株式の処分について引き続き検討を進める」等を示すにとどまっております。 また、本年6月に成立した「郵政民営化法等の一部を改正する法律」（以下、「郵政民営化法改正法」という。）においては、当分の間、日本郵政にゆうちょ銀行株式の3分の1超を保有することが義務付けられております。 かかる状況においては、ゆうちょ銀行株式の全株処分に向けた具体的な道筋は依然として示されておらず、加えて、郵政民営化法改正法の成立により、引き継ぎ、ゆうちょ銀行への間接的な政府出資が維持されることとなる中においては、当然に民間金融機関との公正な競争条件が確保されているとはいえません。 (2) 新規業務への参入 日本郵政グループの中期経営計画「JPプラン2028」においては、ゆうちょ銀行による遺言信託、遺産整理業務等の導入が予定されていることが示されておりますが、遺言信託等は、今後の高齢化社会へ対応するサービスとして既に信用組合をはじめ多くの民間金融機関により取り取られております。 間接的な政府関与が残るゆうちょ銀行がその信用力を背景に、民間金融機関における競争分野へ参入することは、郵政民営化法に定められた基本理念である、同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を欠くものであり、断じて容認されるべきではないと考えます。 さらに、ゆうちょ銀行等の金融業務に関する代理業務を担う日本郵便において不祥事が相次いで発生している状況を踏まえ、ゆうちょ銀行はコンプライアンス、各種リスク管理体制の整備状況の十分な検証を行う必要があると考えます。

提出された意見(団体)

No.	団体名	項目	意見内容
11	日本郵政グループ労働組合	②	2025年3月の日本郵政によるゆうちょ銀行株式の売却等により、郵政民営化法上、ゆうちょ銀行の新規業務規制は認可制から届出制へ移行しているとともに、それに伴い、郵政民営化委員会により、「株式会社ゆうちょ銀行の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針」（以下、「運用方針」という。）が示されております。 一方で、日本郵政に対しては、郵政民営化委員会および郵政民営化法改正法の成立によって、当分の間、間接的な政府出資が維持される状況から、届出制への移行および郵政民営化委員会の方針は、郵政民営化法改正法の成立によって、当分の間、間接的な政府出資が維持される状況にあって、依然として、完全民営化への具体的な道筋が示されず、郵政民営化法改正法の成立によって、当分の間、間接的な政府出資が維持される状況においては、ゆうちょ銀行の新規業務への参入等、業務の拡大が認められるべきでないと考えます。 今後、ゆうちょ銀行の新規業務の届出に際しては、郵政民営化法の基本理念に「地域社会の健全な発展および市場に与える影響や同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じる」ことが掲げられているとともに、運用方針において、「外部からの意見を聴取することが適当であると判断した場合は、意見聴取を実施する」とされていることを踏まえ、当事者である他の金融機関等が意見を述べたうえで、民間金融機関との間の競争関係や地域の金融システムへの影響等を勘案した極めて慎重な審議・判断が行われることを強く期待いたします。 の具体的な道筋が示され、その実現に向けた取組みが確実に行われることを強く期待いたします。
		④	先述の通り、ゆうちょ銀行に対する「上乗せ規制」は、完全民営化に向けた過程、すなわち、資本関係における政府の間接的な関与が維持される中で課税されているものであり、郵政民営化法改正法の成立により、一定期間、間接的な政府出資が維持される状況下においては、本規制は維持されるべきと考えます。 足元、「金利のある世界」への回帰により、特に預金確保の重要性が高まるとともに、その獲得競争が激化している中、仮に、ゆうちょ銀行において、預入限度額の引き上げが行われた場合には、その巨大なネットワーク網と間格的な政府関与が残ることによる信用力を背景に、さらなる競争の激化とともに、不公平な競争条件を招くこととなり、結果として、預金がゆうちょ銀行へシフトすることが懸念されます。 また、融資業務等の新規業務についても、民間金融機関との激しい競合が想定される業務分野へのゆうちょ銀行の参入は、同様な状況を招き、信用組合の収益力へ悪影響を及ぼすことが懸念されます。 私ども信用組合は、相互扶助を理念とし、組合員が預金をし合い、その資金を必要とする組合員へ融資することとしており、組合員のほとんどが中小企業・小規模事業者等や地域、業種、職種の生活者です。また、組合員の利益や地域の発展を第一に考え、金融事業のみならず、事業者支援や地域の課題解決、社会貢献活動にも積極的に取り組んでおります。 上乗せ規制の緩和・撤廃により、信用組合の経営に大きな影響が生じた場合には、いまだ厳しい経営環境にある中小・小規模事業者への円滑な資金供給に支障を生じさせる恐れにとどまらず、非金融事業における取組の機能低下を招く恐れ、ひいては、地域経済へ深刻な影響をおよぼすことが懸念されます。 したがって、上乗せ規制のあり方に関する今後の議論に当たっては、民間金融機関からの意見を十分に考慮し、慎重な検討を行うことを強く望みます。 以上
		①	郵政民営化に関する意見募集について、日本郵政グループで働く社員の立場から、以下のとおり意見を提出します。 (1) 郵政民営化委員会の3年ごとの検証では、郵政民営化法の基本理念である「国民生活の向上および国民経済の健全な発展に寄与」をもとに、総合的な検証が行われるものと認識しています。その中で、民営化後のサービス改善や利便性の向上なども詳細に検討され、その結果が、今後の郵政サービスの方向性を決定づける重要な要素になると考えます。 (2) 郵政民営化から19年が経過するまでの間、郵便局会社と郵便事業会社の統合、金融2事業の上乗せ規制の一部緩和、郵便法改正等、郵政事業を維持しユニバーサルサービスを継続していくために様々な見直しが行われてきました。しかし、現在も、日々お客さまと接している現場社員からは、お客さまニーズに十分応えることができていないと感じる事例とともに、お客さまからも「〇〇のような使い勝手の良いサービスがあれば良いの」といった意見をいただくとの報告があります。 (3) このように、地域にとっても言える郵便局が、お客さまの求めるサービスを必ずしも提供できていない現状にあり、また、そうした環境におかれていたため、お客さまにより良いサービスを提供しようという現場社員の意欲も高まりにくい構図になっていると考えています。 (4) これまでの間は、郵便局の従来のあり方を踏襲することを前提に、グループの経営努力によって、特に、現場の営業努力やコスト削減によつて、ユニバーサルサービスを継続するための取組みを重ねてきた経緯にあります。しかし、今般の郵政民営化法等の一部改正により、新たな資金投入を受けることとなりました。 (5) 今後、人口減少が加速し、それぞれの地域で過疎や過密が一段と進んでいく中で、労働力確保の困難度がますます高まっていきます。さらなる経営努力のもと、現場では新たな働き方などにも挑戦しながら、郵便局配置の最適化を見出しつつ、お客さまニーズにお応えしていくための体制と環境の整備をはかっていく必要があると考えています。
		②	前項に記した認識のとおり、今後も、郵便局ネットワークの一層の活用をもって、地域やお客さまが求めるサービスを提供していくことができよう努力してまいりたいと考えますので、そのための経営の自由度の確保とユニバーサルサービスを持続可能とするための環境整備をはかっていただきますようお願いいたします。

提出された意見(団体)

No.	団体名	項目	意見内容
④		④	(1) これまで、日本郵政がゆうちょ銀行の株式の1/2以上を処分し、ゆうちょ銀行が新規業務を行うおうとする時の「認可制」が「届出制」へと変更となったものの、「他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならない」と定められています。また、預入限度額と子会社保有に関しては、政府（内閣総理大臣および総務大臣）は、郵政民営化委員会の意見を聴取し、その規制の改廃等を行うことができることとなっています。 (2) こうした状況の中で、日々お客さまと接している現場社員からは、 ・預入限度額に達した際に「他の金融機関へ資金を移動してください」と案内せざるを得ないため、お客さまにとって資産管理上の大きな不便につながっている ・「相続でまとまったお金が入金されても、預入限度額があるためそのまゝにできず、他の金融機関へ移さなければならなくて不便」と言われる ・「終活を見据え、資産を一つの金融機関にまとめたいが、預入限度額がネックとなり、最終的に地方銀行等を利用するしかない。しかし、地方では金融機関が少なく、身近な金融機関である郵便局にまとめられないのは不便」と言われる 一等の意見が寄せられます。 (3) 2019年に郵政民営化法施行令の一部を改正する政令が公布・施行され、ゆうちょ銀行の預入限度額が引き上げられました。その影響もあり、一時的に貯金残高は増加したものの、その後、貯金残高は年々減少している状況です。具体的には、2000年3月末のピーク時に260.0兆円だった貯金残高を2026年3月末と比較すると、金額にして73.9兆円、率にして28.5%減少しています。 (4) ゆうちょ銀行は、民間他社と同様に遵守すべき銀行法に加え、(1)に記したとおり規制があることから、経営の自由度が制限されているうえ、描いた経営戦略を実現させるのにも相応の時間を要してしまう状況にあります。よって、お客さまのニーズにお応えする観点から、限度額の撤廃および新規業務に関する行政手続きのさらなる簡素化が必要と考えます。
		⑤	(1) これまで、日本郵政がかんぽ生命の株式の1/2以上を処分し、かんぽ生命が新規業務を行うおうとする時の「認可制」が「届出制」へと変更となったものの、「他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならない」と定められています。また、加入限度額と子会社保有に関しては、政府（内閣総理大臣および総務大臣）は、郵政民営化委員会の意見を聴取し、その規制の改廃等を行うことができることとなっています。 (2) こうした状況の中で、日々お客さまと接している現場社員からは、 ・新しい保険商品や業務を展開するためには、認可・届出などの手続きが必要となるため、他の生命保険会社と比べて商品開発や販売開始までに時間を要する。お客さまのニーズに迅速に対応し、時代に合った商品・サービスを柔軟に提供できるようにしてほしい ・加入限度額があるため、お客さまのニーズにお応えできない時がある。例えば、「自分+配偶者+子（幼児）」の場合、現時点での必要保証額は1,000万円では到底足りない……といった意見がお客さまから寄せられる 一等の意見が寄せられます。 (3) かんぽ生命の保有契約件数は、2026年3月末で1,772万件となっており、1997年3月末の8,432万件から、件数にして6,660万件、率にして79%と大幅に減少し、現在も減少傾向に歯止めをかけられていません。その要因の一つには、お客さまのニーズが死亡保障ではなく特約部分にあり、加入限度額があることよって、そうしたニーズにお応えできないことが挙げられます。 (4) かんぽ生命は、民間他社と同様に遵守すべき保険業法に加え、(1)に記したとおり規制があることから、経営の自由度が制限されているうえ、描いた経営戦略を実現させるのにも相応の時間を要してしまう状況にあります。よって、お客さまのニーズにお応えする観点から、限度額の撤廃および新規業務に関する行政手続きのさらなる簡素化が必要と考えます。
⑥		⑥	(1) 郵政民営化後の郵便局会社の収益は、銀行手数料と保険手数料の割合が80%超を占めていたところ、2012年の会社統合を経て、民営化から10年が経過した頃には、日本郵便（郵便局窓口事業セグメント）の収益のうち銀行手数料と保険手数料の割合は、70%程度まで低下しました。郵便局ネットワーク維持交付金制度が確立されて以降もその傾向は続き、2025年度の銀行手数料、保険手数料および郵便局ネットワーク維持交付金の割合は70%を下回りました。 その背景には、かんぽ商品の不適正な営業問題に伴う営業自衛等に加え、フィンテックの進展等に伴う窓口利用者数の減少等の影響がありますが、要員削減を中心としたコスト削減や物販事業、提携金融事業および不動産事業の収益拡大等により、なんとか営業黒字を確保してきた経緯にあります。つまり、郵政事業の民営分社化により確立された製販分離のビジネスモデルのもとで、グループの経営努力によって、そして特に、現場の営業努力やコスト削減によって、郵便・物流事業として独立採算制のもとで推進をはかる郵便はもちろん、貯金と保険のユニバーサルサービスの提供を確保してきた経緯にあります。 (2) これまでの間、ゆうちょ銀行では、早く超低金利の時代が続き資金運用益の確保に苦慮する中で、かんぽ生命においても、不適正営業問題に伴い事業の持続性すら危ぶまれる中で、それぞれ経営改善をはかるためには、費用の大宗を占める委託手数料等の抑制に向けて検討が行われたのは当然の流れであるだろうと受け止めてきました。一方で、ゆうちょ銀行の資金運用の元手となる貯金残高の大半は郵便局を通じてお預かりしてきたものであり、また、かんぽ生命の多くの既存契約も郵便局を通じて契約してきたもので、今後も、それぞれの直営拠点の数とネットワークの数のみをもってして、同規模の貯金および保険契約を確保し続けていくことは困難であると想定がされます。 よって、日本郵便とゆうちょ銀行・かんぽ生命との間で、費用負担の面では利益が相反するものの、収益確保の面では相互に依存している関係にあると言えます。

提出された意見(団体)

No.	団体名	項目	意見内容
			(3) そうした中で、今後、労働力確保の困難度がますます高まっていくこととか、貴重な人的リソースについては、日本郵政グループ全体で相互に配置調整を行っていくことで安定的なユニバーサルサービスの提供をはかると考えています。 また、より一層お客さま本位の営業を展開していく意味においても、金融リテラシーの向上は不可欠ですが、人口減少とフィッテックの進展等により窓口利用者は減少傾向にあり、制度変更等も重なる中では、ユニバーサルサービスを提供するための全ての全員の社員全員が幅広い金融知識を備え、さらに常にアップデートをはかっていることの困難度が高まっています。よって、より深い専門知識が必要となる保険契約や相續の取扱いなどには、ゆうちょ銀行・かんぽ生命の社員がWeb端末によるビデオ通話を通じて取扱い、郵便局社員は、地域のお客さまと直接触れ合う中で、何よりホスピタリティを大切にすることにより、地域のお客さまに安心してご利用いただけた環境を整備することができ、また、お客さまのニーズにも的確にお応えすることができるようになると考えます。 (4) ついては、日本郵政がゆうちょ銀行・かんぽ生命の株式の全部を処分した後も、特に日本郵便においては、さらなる経営努力のもと、現場では新たな働き方などにも挑戦しながら、郵便局配置の最適化等にも取り組んでいくことを前提に、また、ゆうちょ銀行・かんぽ生命の安定的かつ持続的な経営推進を前提に、①郵便の持続性確保に向けて郵便料金の改定やサービス水準の見直しを行う、②ユニバーサルサービスを継続させるためのゆうちょ銀行・かんぽ生命の費用負担のあり方について更新をはかる、③日本郵便とゆうちょ銀行・かんぽ生命との間における人的リソースの柔軟な配置と相互連携のもとでの金融サービスの提供方法の確立一等に取り組むことで、郵便、貯金、保険のユニバーサルサービスの提供を確保することができると考えます。 特に、ゆうちょ銀行・かんぽ生命の費用負担のあり方については、2026年3月期決算（日本郵便（郵便局窓口事業セグメント）の営業収益の推移）においても明らかにように、ゆうちょ銀行とかんぽ生命からの手数料が年々減少しており、日本郵便の2024年度の業務区分別収支（2025.7.29公表）をみても、第二号（銀行窓口業務等）▲353億円（銀行窓口業務等）▲99億円とそれぞれ赤字となっている状況にあることから、少なくとも、これらが黒字となるような更新が必要だと考えます。 なお、日本郵政がゆうちょ銀行・かんぽ生命の株式の全部を処分しても、「銀行窓口業務契約・保険窓口業務契約について届出制から認可制に変更」されたため、業務委託関係が損なわれることはないと考えています。
		以上	
12	ヤマト運輸株式会社	①	この度の法改正により、日本郵便に対して年650億円前後の交付金が増えたに決定されたほか、日本郵政は当分の間ゆうちょ銀行とかんぽ生命の三分の一を超える株式を保有することとなり、日本郵便に対しては地域住民に対する基礎的サービスを業務に加える等、実質的には民営化から逆行する事態となっている。経営悪化に対する当座しのぎのために公的支援と官業回帰が発生していることは長期的な国家財政の観点では問題であると考える。
		②	上記にもかかわらず郵便法の改正により郵便料金の改定が柔軟に可能になる等、事業内容は規制緩和が進んでおり整合性が図られていない。郵政事業及び郵便局ネットワークの将来あるべき姿の議論を深めた上で、民営化の道筋について説明責任を果たし国民の理解を得よう努めることを期待する。
		③	デジタル化の進展による郵便物の大幅な減少という事業環境変化が生じているにもかかわらず、全国の郵便局の拠点数は従前から抜本的な見直しや統廃合が行われずに手つかずとなっている。効率化に努めることなく郵便局ネットワークの非合理性を改善しないままに公金投入が継続かつ拡大することには強い違和感を覚える。
		⑥	そもそもユニバーサルサービスの維持は郵便に対して課されているのであり、ゆうパックをはじめとした物流に対しては義務が課されていないにもかかわらず、社員、郵便局舎、車両等から構成される郵便ネットワークが物流事業においても活用されており、郵便事業と物流事業が一体的に経営されている。このことは本来郵便のユニバーサルサービス維持のためである公的支援が物流事業にも恩恵を与え、物流領域において民間企業との適正な競争関係が確保されずイコールフットリングが成立していない状況と導いている。 その結果として、日本郵便株式会社は物流事業において相対的に低価格でのサービス提供が可能になり（2026年3月期における宅配便大手3社の平均単価は、日本郵便：609円、佐川急便661円、ヤマト運輸726円）であり、特に日本郵便の平均単価は下落傾向にある）、自助努力で全国ネットワークを維持することは、民間物流企業も低価格での競争に巻き込まれることが避けられず、政府が推進する運賃適正化と民間物流企業の事業継続性の確保に与えることとなる。 物流はエッセンシャルサービスではあるとしてもユニバーサルサービス維持を義務付けられた事業ではないのであるから、混同せず物流事業として独立して会計を透明化し採算性を明らかにすべきである。また郵便領域自体の定義についても、信書という日本独自の内容基準ではなく誰にとっても分かりやすい外形基準を採用すべきであり、国際スピード郵便（EMS）についても実際には貨物を輸送しているにもかかわらず郵便扱いで通関・検疫が優遇されている状態を是正すべきである。 会計の透明性を高め郵便局ネットワークの合理化を推し進めた上で費用負担の在り方を検討することが適切な順番であると考える。

項目欄について、①これまでの郵政民営化に対する評価、②今後の郵政民営化への期待、③日本郵政がゆうちょ銀行、かんぽ生命の株式の全部を処分した場合においても、郵便、貯金、保険のユニバーサルサービスの提供を確保するために講じるべき方策（郵政民営化法附則第2条の3に基づく検証に関する事項）、④ゆうちょ銀行に課された「上乗せ規制」が他の金融機関との競争関係に及ぼす影響、ゆうちょ銀行の経営に与える影響（郵政民営化法附則第2条の4に基づく検証に関する事項）、⑤かんぽ生命に課された「上乗せ規制」が他の生命保険会社との競争関係に及ぼす影響、かんぽ生命の経営に与える影響（郵政民営化法附則第2条の4に基づく検証に関する事項）、⑥日本郵政グループの組織の在り方、日本郵政グループにおける郵便局ネットワークの維持に要する費用負担の在り方（改正法附則第2条第1項に基づく検証に関する事項）、⑦その他

提出された意見(個人)

No.	提出者	項目	意見内容
1	個人		郵政民営化失敗。株式の処分反対
2	個人	①	小泉純一郎首相の先見の明と大英断により、素晴らしい方向付けがなされた。日本財政への負担軽減、民営化により郵便局職員の対応向上。
		②	郵便事業のみ残す。他は、市場原理に任せる。ただし、普通郵便は一週間に2回の配達等にして、徹底的なコストダウンを進める。速達を残せば、毎日配達する必要なし。
		③	過疎地域は、移動郵便局化する。週に2日1時間くらい、レントゲン車みたいに営業する。一市町村に1局は残す。 「全国郵便局長会(全特)」及び組織内議員による不当なねじ曲げに、断固反対。
3	個人	①	郵政民営化に関する意見募集について、以下のとおり意見を提出します。 「赤字財政を無くす」と言っている民営化だが、結果は、財源の1/3を税金で補填し、黒字は国外からの投資に吸われるという、全く真逆の代物だった。 公営であった頃の規模のまま、分割もせずに企業化した事で、他業種を圧迫する独占企業となってしまった。国民の為の組織ではなくなったと感 依然 政府との癒着が強く、マイナンバーカードなど 政府の政策を強要する窓口となっている。 国民の為の組織ではなくなったと感 じる。 また、「局長会」という郵便局幹部の組織が 自民党の選挙協力をしている事が大問題だ。 公営であれば絶対に許されない 特定政党との癒着 を、民営化の名の元に 依然 多額の税金が使われている組織で 行っている。看過し難い。
		②	ゆうちょ等 地域分割できる事業は 地域単位(望ましいのは県ごと、最低でも北海道・東北・関東・中部・近畿・中国・四国・九州)に社を 分割し、資本・経営を独立させ、地方銀行との公正な競争を行うこと。 郵便に関しても、ゆうちょと・かんぽとの兼業を 再検討し直すべきだ。 また 例えば国外であっても、運送会社間の取り決めによって 荷物は届く。 郵便事業に関しても、完全に地域分割して 経営単位の縮小化が可能ではないのか。 検討すべきだ。 日本郵便の歳入の1/3を賄う税金が、ほとんど政府与党の匙加減で握られている問題も解決すべきだ。 民営というなら、完全に税の注入を 止め、公正な競争に移行すべきだ。 また、局長会は解散させ、政治思想の強要をやめさせるべきだ。 民間企業が 従業員 自由時間を使って、個人の意思に反した政治活動を強要するなど、ありえない。
		③	株処分というが、国内外の財閥に買い漁られる「身売り」となっては 何の為の民営化か分からない。 前述の様に 経営を地域分割し、購入者を 地域内に限定すべきだ。
		④	元が税金で作られた組織である以上、その優位性を考慮して 上乗せ規制は維持するべきだ。 完全民営化には まだ時間がかかるだろう。 その前に規制を外しては、独占を確立させてしまう事になる。 絶対に行ってはならない。
		⑤	同上。 規制は維持すべきだ。
		⑥	前述のとおり、全国規模の独占をやめさせる為、地域分割が 可能はずだ。 郵便局が地域分割され、相互の連携が取れる仕組みが出来れば、同業他社との流通合理化の仕組みも 築けるはずだ。
		⑦	局長会の政治活動は 局員ひとりひとりの思想・信条を侵害するものであり、憲法に触れるものだ。 無くすべきだ。 また、局員による労働組合の結成も認め、促進すべきである。
4	個人		民営化により前島密から連なる、全国津々浦々にある郵便局網が断絶の危機にある。簡易郵便局の閉鎖に伴い、自分の生活圏に郵便局が無い という事例もざらにある。 これは前島密が望んだことなのだろうか。簡易郵便局を補助とは簡単にいかないのは理解できるが、インフラストラクチャーの観点はもう少し し加味すべきである。
			それとかんぽ生命では不祥事が多発している。通常の企業なら解体精算ものである。 かんぽ生命については解体し、他の生保企業に営業譲渡すべきである。
5	個人	①	半民営で止まっていたのは 過疎地の配達やマイナーだが必要なサービス(国際便など)を維持する為にだと思っていたが、近年 それすらも 打ち切る様になって腹立たしい。 ゆうちよも、営業時間短縮や、時間外の手数料値上げなど 公共の部分がどんどん削られている。
		②	上記の通り、完全民営化したら、公共で必要な部分まで 消えてしまうのではないか。 公営に戻すにしても 完全民営化するにしても、その部 分を保障すべきだ。

提出された意見（個人）

意見内容		
No.	提出者	項目
		③ それを考えるのが政府ではないのか？ 最近 与党では政策まで AI（生成 AI 源内）に質問して その通りの答弁をする、という体たらくだが、きちんと研究者・知識人の話を聞くべきだろう。 そこから案を練り国民に広く知らせ、改めて パブリック・コメントなどで意見を纏めるべきだ。
		④ 公営・民営に関わらず、創業が 公的資金で出来上がっている分、独占禁止のペナルティは必要だろう。維持すべき。
		⑤ 公営・民営に関わらず、創業が 公的資金で出来上がっている分、独占禁止のペナルティは必要だろう。維持すべき。
		⑥ 郵政は あくまで 公共の福祉を保障する為に存在しているのであって、「金儲け」「経営」の為に 民営化を行うなど言語道断である。儲けが出る事業部分は切り離し、（独占を防ぐ為）細分割して民営化しても構わないだろうが、郵便・貯蓄・保険のいずれも、過疎地域・貧困世帯などの生活を保障する部分は 公営として残す（再公営化）べきではないか。
		⑦ 以前、局長会の者と言って、自民党への投票を呼び掛けに来た局員が居る。 配達局員でも、自民党への投票が 半ば義務付けられていると、従業員から聞いている。 民営でも公営でも、従業員の思想信条を無視した 政党支持の強要は、許されない。 政治活動を禁止すべきだ。
6	個人	① 私は、私生活・事業の双方で日本郵便を日常的に利用している立場から意見を述べます。 郵政民営化後、郵便局の営業時間は平日・休日を問わず短縮され、普通郵便についても土曜日・日曜日の配達が廃止されるなど、利用者の利便性は以前より低下したと感じています。効率化を進めることは重要ですが、その結果としてサービス水準まで低下してしまっことは残念です。 また、日本郵政による海外物流会社トール社への6千億円規模の大型投資や、楽天グループへの2千億円規模の多額の出資などは、その後、多額の減損損失を計上する結果となり、日本郵政グループの財務に大きな影響を与えました。利用者負担やサービス縮小につながるのでは、このような大型投資については、より慎重な経営判断が求められると考えます。
		⑥ 国際郵便では、制度の運用にも改善が必要だと考えます。 本来、販売目的の商品は「小型包装物」等として差し出すべきですが、実際には、販売品を「贈答品」だと虚偽の申告をして「手紙（書状）」として発送する行為が広く行われています。 例えば、アメリカ向けでは、手紙（書状）は最安140円程度で送れる一方、販売品として発送すべき小型包装物は830円程度となるため、大口利用者では毎日数百件規模で料金を不正に回避しているケースも見受けられます。 私は、実際に販売サイトや商品ページなどの客観的な資料を添えて郵便局へ情報提供したことがあります。しかし、「販売品か贈答品かを郵便局側で判断することは難しい」との理由で、十分な確認や是正が行われませんでした。 もちろん、全件を開封して確認することは現実的ではありませんが、販売サイトやオークションサイトへの掲載状況、同一差出人による継続的な発送実績など、客観的な事情を総合的に勘案すれば、不正利用の疑いが高い案件は一定程度抽出できるはずです。 このような料金制度の不正利用が放置されれば、本来得られるべき郵便料金収入が失われ、結果としてサービス低下や利用者負担の増加につながります。 郵便局ネットワークを維持するためにも、採算性の低い投資の見直しだけでなく、郵便料金を不正に回避する行為への監視・調査体制を強化し、悪質な事案については厳正に対処する体制を整備すべきであると考えます。
7	個人	郵政民営化は完全に失敗であったと考えます。 国営に戻すべきです。

提出された意見(個人)

No.	提出者	項目	意見内容
8	個人		日本郵政グループには全国ネットワークを維持するという重要な社会的使命がある。しかし、人口減少やデジタル化が進展する中で、現在の郵便局ネットワークの在り方については抜本的な見直しが必要であると考える。 利用者の立場から見ると、ネットワーク維持そのものが目的化しているように感じられる場面がある。利用促進のために案内文の送付や電話連絡によって来局を促す取組も見られるが、本来は利用者が必要とするサービスを提供した結果として利用が生まれるべきであり、施設や組織を維持するために利用を創出する考え方には疑問を感じる。 また、組織運営の面では、ガバナンスの強化が必要である。一部では人事や業務運営において旧来の組織文化や人的ネットワークの影響が強く残っているとの指摘もあり、透明性や公平性の確保が求められる。近年の不祥事やコンプライアンス問題を踏まえても、経営陣には組織統治の強化と説明責任の徹底を期待したい。 現場では、利用者数が減少している局であっても、法令遵守、各種手続、コンプライアンス対応などにより社員の業務負担は決して軽くない。限られた人員で多くの業務を担う状況が続いており、社員の負担軽減と処遇改善は重要な課題である。 今後は、利用実態や地域特性を踏まえた郵便局ネットワークの最適化を進め、重複業務や非効率な運営を見直すべきである。そして、その結果として生まれた経営資源を、利用者サービスの向上、人材育成、コンプライアンス強化、現場社員の処遇改善へ重点的に配分することを求める。
9	個人	①	郵政民営化により経営の効率化やサービスの改善が進んだ一方で、郵便物数の減少や過疎地域における郵便局ネットワーク維持の課題が顕在化していると考ええる。
		②	郵便局を単なる郵便・物流拠点としてではなく、地域インフラ及びデジタル社会基盤として活用し、行政サービスやデジタルサービスとの連携を進めることを期待する。
		③	ゆうちょ銀行及びかんぽ生命の株式保有状況に関わらず、郵便局ネットワーク維持のための安定財源を確保すべきである。
		⑥	また、郵便局の収益基盤強化のため、行政サービスの受託やデジタルサービスの提供など新たな業務領域を拡充すべきである。 ・郵便局ネットワークを活用した公的デジタル信書基盤の整備について 私は、郵便局ネットワークを将来にわたり維持するためには、郵便・貯金・保険に加え、デジタル時代に対応した新たな公共サービスを日本の郵便の業務として育成していくことが重要であると考えます。 その一つとして、郵便局で本人確認を行う「公的デジタル信書基盤」の整備を提案する。 この制度は紙とデジタルを対立的に捉えるものではなく、相互に連携させることを目的とする。 具体的には、 ・送信者が紙の信書を差し出し、受取人はデジタル信書として受け取る ・送信者がデジタル信書を送信し、受取人は紙の信書として受け取る ・紙から紙への送達は従来どおり継続する ・デジタルからデジタルへの送達も可能とする ・利用者の希望に応じて紙とデジタル双方への送達を可能とする 仕組みを整備することを提案する。 これにより高齢者やデジタル機器に不慣れな方も取り残さず、利用者ごとに最適な受取方法を選択できる。 また、郵便局を活用した本人確認、行政通知、金融機関の重要通知等との連携を進めることで、郵便局ネットワークの新たな役割と収益基盤の確立につながる。 将来的には、デジタル信書にも送達証明や到達日時証明などの法的効力を付与し、書留郵便や内容証明郵便に相当する制度への発展を期待する。
10	個人	①	僻地への郵便物の配達にドローンを活用し、郵政の一層の合理化を推進すべき。
		②	貯蓄から投資へと政策が変化していることから、郵便証券会社を設立すべき。
11	個人	①	郵便および貯金といったサービスが、過疎化の進む地方においても都市部と遜色のない水準で提供されてきたことは評価に値すべきものと考えます。地方においても十分なサービスを提供することで、過疎化の進行を抑制し、都市部への人口集中による過密化を抑制することに寄与してきたものと思料します。完全に民間に任せ、ユニバーサルサービスの確保に関する制約を一切課さなかった場合、過疎地域においてはサービスの提供がなされていなかった可能性がある中、このように十分なサービスが提供されてきたことは評価できるものと考えます。

提出された意見(個人)

No.	提出者	項目	意見内容
		②	これまでもどおり、過疎地域においても十分な郵便および貯金等のサービスが提供されることを期待いたします。完全に民営化し、民間に任せってしまった場合、東京・大阪・名古屋等の都市部に経営資源が集中的に投じられ、過疎地域における業務が軽視される虞があるため、この点に対する対策を求めます。
		③	日本郵政による株式の処分には反対します。ゆうちよ銀行およびかんぽ生命を完全民営化することにより、日本全国どこでもサービスを受けられる可能性が低くなるためです。それにより、ますます過疎地域における過疎化が進展したり、都市部への人口集中による過密化が深刻化する虞があります。地方創生・過疎化の抑制に取り組む国の施策と逆行します。したがって、過疎地域（特に離島・有人国境離島等）において十分にサービスが提供されるよう、規制・資金面での支援等を行うべきだと考えます。
		④	上乘せ規制は撤廃しても差し支えないものと考えます。撤廃したとしても、民業圧迫の懸念は無いためです。
12	個人	①	評価しない。
		②	国営に戻すべき
		③	やるべきではない。
		⑦	郵便局は国営に戻すべきです。 今、田舎と呼ばれる各地方が衰退してます。 基本的人権を鑑みても、日本に住んでいる人に物資を安定供給し その土地に雇用も生み出す郵便局は国営化で守るべき場所ではないでしょうか。 郵政民営化によって、都市部から離れた地域、人が少ない地域では郵便局がなくなりましした。過疎化した地域の高齢者や子供など、車が利用できず、ネットも不自由な住民は郵便や配達などにとっても困りました。民営化で便利になったこともあるでしょうが、郵便局が統廃合されて、とても不便になったことはずっと覚えていきます。郵便局が赤字が黒字かばかり見て、国民の生活の調査をおろそかにしないください。
13	個人		
14	個人	①	・普通郵便の料金値上げを行った事で郵便離れを加速させた。 ・郵便サービスをシンブルにせず複雑化させた。 ・ヤマト運輸からのメール便を大量に受けた事で現場社員を疲弊させた。 ・トール・ホールディングスの大赤字の責任を経営陣がとっていない。 ・現場の意見を聴かない非効率化が犯罪を助長させている。 ・僻地以外の赤字特定局を統廃合し、経費削減を行わない。 以上の理由から民営化が失敗なのではなく、営利を求める郵便局像をしっかりと描けていない”民営化”という”お遊び”をしている様に見えるかもしれません。
		②	・僻地以外の赤字特定局・簡易局の統廃合。 ・既存の郵便サービスを見直しシンブルにする。 (第三種四種、ゆうメール、スマートレター、レタックスの廃止等) ・株主の意見を聴き、営利を求める郵便局像を作り実行する。 最低でもこれが出来なければ未来はありません。
		⑤	・3、4、5の話をする前の段階で讀んでいるとしか思えません。 ・健全なる営利会社として利益の追求を行う姿勢をまずは見せて欲しいです。 ・2で申し上げた事をまずは実行して下さい。
		⑥	・僻地以外の赤字特定局の統廃合。 ・個々の郵便局での事務をシンブル且つ効率的に行える様、現場レベルでの効率化を行い、受付の速度を早めわかりやすいサービスの提供を行う事により、お客様の信用の底上げを行う。 それが今一番、最低限行わなければならない事であり、これを行う事が出来なければじりじり無駄な出費を流す事はとめられません。今の経営陣にそれが出来るとは到底思えない為、経営陣が変えられないのであれば郵便事業のみ国営化に戻す事も検討する必要があると考えます。

提出された意見（個人）

No.	提出者	項目	意見内容
		⑦	〔郵便事業全般に対する改善案〕 ・以下のサービスを全て廃止 郵便書簡/エコーはがき/ゴルフゆうパック/スキーク/ススキーゆうパック/空港ゆうパック/当日配達ゆうパック/ゆうメール（企業は別、のちに記載）/スマートフォン/第三種郵便/第四種郵便/レタックス/配達時間指定郵便/代金引換/引受時刻証明/着払/返信依頼郵便/ゆうメールについて ・後納郵便申請の先にある、企業向けのサービスとして「ゆうメール」を残す。 ・内容証明郵便について ・窓口事務負担を軽減する為、e内容証明のみの取り扱いとし、窓口での取り扱いは廃止とする。 ・郵便認証司について 上記「内容証明郵便について」を実行後、e内容証明郵便担当者、特別送達の配達を担当する社員に「郵便認証司手当」を支給する。 そもそも論、資格を持たないと受付の出来ない業務に対して「手当」がないこと自体おかしい話です。これは現場社員のモチベーションを上げる為の当たり前の行動です。 ・国内のゆうパックについて 危険物の判定が難しいモノが多い為、以下の項目を検討してほしい。 ①JANコード（バーコード）で危険物判定を出来る様にする ②飛行機輸送を取りやめ、陸路で配送する事により送れないものを減らす。 ・国際郵便について 危険物の判定が難しいモノが多い為、以下の項目を検討してほしい。 ①宛名ラベル作成時、一項目ごとにページを設ける。 1が出来たら2に進む...という様に改良してほしい。 ②内容品の入力の際、危険物を入力すると「危険物」と表示する仕様。 ③国際郵便物に関しては専門の引き受け窓口を設ける。 最低でも専門性が求められるものであるという認識を持ってほしい。 〔郵便局の広告事業について〕 ポスター、パンフレットの設置配布等に於ける受付業務はJPコミュニケーションズが一括して行うべきです。多種多様なサービスを一括して引き受けしている郵便窓口で煩雑な手続きをするのはミスの元になります。 各郵便局に求める事は ・ポスター、パンフレットの設置位置と設置状況の管理 ・ポスター、パンフレットの受理と破棄 上記二点にし、窓口担当者の負担を大幅に削るべきです。
15	個人	②	これ以上の民営化は、郵便局は減り、職員の業務が増える一方と思われまます。国が念650億円規模の公金注入に踏み切ったのも、経営が破綻する可能性が高いからではないでしょうか。安定を図るならば国営に戻すべきです。郵政民営化前は、郵便貯金や簡易保険の資金は、財政投融資を通じて国債購入や公共事業に活用され、国内経済を支える下地となっていたはずですが。今日日本に必要なのは地道な国富です。短気的な収益を得やすい海外への投資は、郵政民営化によるかんぽやゆうちょにおいて失敗しています。長期的な国益を見るならば、公金注入をするならば、国営に戻し、国で活用すべきではないでしょうか。

提出された意見（個人）

No.	提出者	項目	意見内容
16	個人		特定局を1万局つぶして、特定局で働いている正社員を最低2万人解雇してほしい。 郵便ポストも減らしてほしい。1日1通しか入っていない所が、全郵便ポストの25%あります。なので、最低3割減らしてほしい。 ゆうちょ銀行とかんぽ生命、今年度中に全株式売却して、完全民営化してほしい。 ゆうちょ銀行の限度額を普通と定期合わせて、1000万円に引き下げてほしい。 かんぽ生命も合計1000万円に引き下げてほしい。 日本郵政の国の持ち分を1割以下にして、株の売却をしてほしい。 日本郵便の信越支社と北陸支社を合併して、北信越支社にして、支社勤務の正社員を半分にして、残りの半分の正社員を半分ににして、残りの半分の半を解雇してほしい。そして、北信越支社のオフィスを民間に売却してほしい。それと合わせて、郵便局物販サービスの信越支社と北陸支社を合併して、北信越支社にして、支社勤務の正社員を半分ににして、残りの半分の半を解雇してほしい。 日本郵便の九州支社と沖縄支社を合併して、九州支社にして、支社勤務の正社員を半分ににして、残りの半分の半を解雇してほしい。そして、沖縄支社のオフィスを民間に売却してほしい。それと合わせて、郵便局物販サービスの九州支社と沖縄支社を合併して、九州支社にして、支社勤務の正社員を半分ににして、残りの半分の半を解雇してほしい。 専門役と指導役を半分に減らしてほしい。 特定局の局長が、郵便局の局舎を持つのを廃止してほしい。今持っている場所での局営業禁止、そして、その局を閉鎖してほしい。 650億、国民の税金で郵便局に金を入れるのを廃止してほしい。 特定局の局長が、年間最低20万円自民党に献金するのをやめてほしい。 特定局の局長が、自分の不動産を郵便局に貸し出しており、給料で最低1000万円、局貸し出し不動産収入をもらって、更に、寄付金控除、不動産収入で事業所得扱いにして、税逃れ、脱税をしているので、脱税阻止のために、寄付禁止と不動産所有と貸し出し禁止にしてほしい。 郵便局正社員のボーナスを4か月から2か月にしてほしい。赤字会社で国民から巻き上げた金でボーナス4か月はありえせん。 衆議院選挙の比例区を全国1つにしてほしい。 参議院の選挙制度をブロック制にして、一票の格差を2倍未満にしてほしい。 参議院で特定局が選んでいる候補者が当選するから、郵便局がおかしくなります。
17	個人	①	・民営化により、中途半端に利益が求められるようになり、郵便料金が値上げされたり、土曜日の郵送が減ったり、店舗の減少など、サービスが低下したので好ましくない。
		②	・郵便事業については、民営化の見直しを行う必要がある。
		③	・法律でユニバーサルサービスの提供の確保を具体的に義務付ける必要がある。
		⑥	・現状のままで良い。
		⑦	・ゆうちょ銀行やかんぽ生命については民営化を進めてもよいが、郵便事業については、公的な資金援助や再国有化が必要になると考える。
18	個人	⑥	6. に対する意見： 政府保有株の売却による完全民営化に、反対する。 過疎地域では 100km 圏内に 民間銀行・運送業者が 1件も無く、郵便局だけが頼りという場所が 当たり前に有る。 民営化すれば、その様な 不採算地域は、完全に 見捨てられるだろう。 行政との連絡や納税・還付など、一体 どうする気か？ その様な地域にも 窓口を置く事を 民間企業に義務付けたくとしても、法的効力は薄く、従う業者も居ないだろう。 郵政を社会基盤のバックアップとして考えれば、民営化を撤回し 再公営化すべきだろう。
19	個人		8. への意見： 先の衆議院解散総選挙で、郵便局や JA など、本来 公社としての中立性を求められる組織が ポスター掲示やパンフレット配布など、自民党の支持を行い問題になった。 特に郵便局は、税金も使われている組織でありながら 「全国郵便局長会」という政治団体を持ち、投票呼び掛けを行っている。 局員の思想・信条を踏み躪る行為ではないのか。 この様な 憲法に反した活動は 中止させるべきだ。

提出された意見(個人)

No.	提出者	項目	意見内容
20	個人		本意見は、これまでの郵政民営化に対する評価、日本郵政グループの組織の在り方、郵便局ネットワークの維持に要する費用負担の在り方、その他利用者保護に関する意見として提出します。 郵政民営化については、郵便局ネットワークを通じて全国で郵便、貯金、保険その他の基礎的なサービスを提供してきた意義は認められます。特に地方部、高齢者、障害者、デジタル機器の利用が難しい人にとって、郵便局は単なる民間店舗ではなく、生活に近い公共的な窓口として機能してきました。 一方で、民営化後の内部管理、監査、顧客保護、現場統制、デジタル化の実効性については、十分に改善されたとはい評価し難い面があります。郵便局ネットワークを今後も維持するのであれば、郵便局数やサービス提供義務だけでなく、その信頼性、安全性、透明性、費用負担の妥当性をあわせて検証する必要があります。 長崎住吉郵便局元局長による現金詐取事案では、日本郵便の公表資料によれば、平成八年から令和三年まで長期間にわたり被害が生じ、被害者は六十二名、件数は百六十八件、詐取額は十二億四千三百三十一万円、実損額は約九億七千万円とされています。この事案は、平成十九年十月の郵政民営化をまたいで継続したものです。したがって、民営化前から存在したリスクが、民営化後の株式会社体制、グループ再編、監査体制、内部管理の下でも長期間発見されず、是正されなかったと見るべきです。 この点は、郵政民営化の評価において極めて重要です。郵便局や局長個人に対する地域の信頼は、本来は公共的な財産です。しかし、その信頼に適切な記録、監査、牽制機能に伴わない場合、逆に重大な利用者被害につながります。民営化によって経営の自由度を高めたのであれば、同時に、顧客資産を扱う現場への監査、異常取引の早期発見、顧客説明の記録化、局長権限への牽制を強める必要があったはずです。 また、長崎県松浦市の調川郵便局でも、令和七年に元局長による郵便局資金一千万円の横領が公表されています。これは、過去の大型事件だけでなく、現在の郵便局運営においても、少人数局、現金管理、局長権限、検査体制、発着後対応に課題が残っている可能性を示しています。さらに、長崎県内に限らず、全国でも郵便局長又は職員による横領、詐取、不適正処理等の事案は複数公表されています。これらを個人の資質だけの問題として扱うのではなく、郵政民営化後の組織統治、監査設計、現場把握、顧客保護の問題として検証すべきです。 かんぽ生命商品の不適正募集問題、点呼業務不備に伴う行政処分等を踏まえても、問題は金融窓口だけに限られていません。郵便、貯金、保険、物流の複数領域で不祥事や不適正処理が生じている以上、日本郵政グループ全体の統治と現場管理の在り方を再点検する必要があります。郵政民営化の検証では、株式処分や組織再編の進み具合だけでなく、不祥事件数、被害額、発覚のきっかけ、補償状況、処分状況、再発防止策の実施状況を、年度別、地域別、業務別に整理して公表すべきです。 郵便料金の改定についても、利用者負担の増加を先行させる前に、経営改善、不祥事対策、デジタル化の効果、局別及び地域別の収支、郵便物数の減少要因、固定費削減の可能性を客観的に示すべきです。郵便事業には全国一律に近いサービスを維持する公共的な役割があります。しかし、不祥事や非効率が残る状態で料金改定だけが進めば、利用者には、組織内部の管理不全やデジタル化の遅れの費用を一方的に負担させられているように見えます。料金改定を検討する場合は、単なる収支不足の説明ではなく、信頼回復のための具体的な成果指標、第三者による検証、現場改善の進み具合、利用者負担をあわせて示すべきです。 郵便局ネットワーク維持のための新たな交付金についても、政府保有の日本郵政株の配当を減額した額に相当する拠出金や、権利消滅した旧郵便貯金の一部を原資とするのであれば、単なる企業内部の資金とはいえません。国庫収入の機会損失を伴う、公共性格の強い財源と考えるべきです。年六百五十億円規模とされる交付金が制度化されるのであれば、赤字補填として扱うのではなく、公益性、安全性、効率性、透明性、利用者保護の改善と運動させる必要があります。交付対象、算定根拠、地域別配分、費用対効果、改善指標を公開し、一定期間ごとに第三者評価を行う制度が必要です。 デジタル化についても、現状では郵便局アプリ、デジタルアドレス、転居手続、再配達、送り状作成、本人確認郵便、行政手続との連携が十分に一体化されているとは言えない状況です。デジタルアドレスについても、住所入力だけでなく、配送、本人確認、行政通知、転居、再配達、郵便局窓口手続と連動する実用的な住所基盤として整備する必要があります。郵便局ネットワークを公共的なインフラとして維持するのであれば、紙、窓口、電話、アプリ、オンライン手続が分断された状態を改め、利用者が同じ情報を何度も入力しなくて済む設計にすべきです。

提出された意見(個人)

No.	提出者	項目	意見内容
21	個人	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦	個人番号カード等の公的本人確認書類についても、自治体窓口での受取負担を当然視するのではなく、発行、本人確認、配送、受領確認を一体的に管理する仕組みを検討すべきです。国立印刷局、地方公共団体情報システム機構、自治体、日本郵便の役割分担を整理し、本人限定受取郵便等を活用した安全な直接交付を制度として検討する余地があります。郵便局ネットワークを維持するのであれば、単に郵便物を配達するだけでなく、本人確認、住所確認、行政通知、災害時連絡、地域生活支援を担う公共的な基盤として再設計することが合理的です。 払込取扱票及びペイジーについても、利用件数や総取扱金額だけで判断するのではなく、利用者が自発的に選択しているのか、収納機関、事業者、行政、団体が他の支払方法を用意していないため事実上利用を強いられているかを分けて検証すべきです。行政手続、公共料金、学校、福祉、医療、地域団体の会費、寄付、通信販売等において、払込取扱票又はペイジー以外の支払方法が十分に用意されていない場合、支払者は利便性のために当該手段を選んでいるのではなく、支払いを完了するためにやむを得ず利用しているにすぎません。 この場合、紙帳票の処理費用、窓口の待ち時間、現金自動預払機の操作負担、番号入力の際、アプリ非対応、手数料等を支払者だけに転嫁させることは妥当ではありません。ペイジー全体の取扱件数が増加しているとしても、その増加が税金、公金、法人納付、地方税の電子納付等に限られている場合、紙の払込取扱票を利用してきた高齢者、地域団体、小口寄付、会費、デジタル機器を利用しにくい人の代替手段として十分に機能しているとは限りません。したがって、郵便局窓口、現金自動預払機、ゆうちょ通帳アプリ、インターネットバンキング、口座振替、コンビニ収納、クレジットカード、二次元コード決済等について、件数、手数料、利用者属性、地域差、代替可能性を比較して公表すべきです。 払込取扱票やペイジーしか支払方法がない案件については、支払者側に手数料や不便を転嫁するのではなく、収納機関側が複数の支払手段を整備するか、処理費用の一部を負担する仕組みを検討すべきです。郵政民営化の評価においては、郵便局ネットワークを維持する費用だけでなく、そのネットワークを通じて残り続けている紙手続や限定的な決済手段が、誰にどのような負担を生じさせているかを検証する必要があると思います。 以上を踏まえると、今後の郵政民営化の検証では、郵便局ネットワークの維持を目的化するのはなく、利用者保護、内部管理、第三者監査、現金管理の透明化、顧客説明の記録化、異常取引の早期発見、デジタル化の実用性、決済手段の公平性、行政手続との連携を条件として制度設計を見直すべきです。郵便料金の改定又は公的価格の強い財源による交付金拡充を行う場合には、これらの改善を先行又は同時に義務付け、国民が納得できる形で費用負担とサービス水準の関係を明確にすることを求めます。 →完全なる失策です。 →郵政省の間は黒字で国費を投入する必要がありませんでした。 →民営化が失敗であったと認め、再国営化してください。 →再国営化してください。 →再国営化してください。 →再国営化してください。 →再国営化してください。 →再国営化してください。 郵政民営化は完全な失策です。 我々日本国民の富を流出させ、 挙句の果てに国費を投入する事態まで陥っています。
22	個人	① ② ③ ⑥	失敗だったと思います。 ② 口座売買の罪を犯した人や、元暴力団員など反社会的勢力に所属していた人が銀行口座の開設を断られるケースが相次いでいますが、受刑者監の円滑な社会復帰を重視した拘禁刑が施行されたことを考えると、公的役割が増したゆうちょ銀行は、民間金融機関で口座開設を断られた人に対する口座開設には柔軟な姿勢を示してほしいです。 ③ 日本郵政は、拒否権を発動できる「黄金株」を保有するべきだと思います。 ⑥ 将来的には、郵政管理・支援機構が、郵便局の保有、貯金・保険契約の管理を行い、日本郵政は現業を担う会社とする実質的な再国営化を行うべきだと思います。

提出された意見（個人）

No.	提出者	項目	意見内容
23	個人		郵政民営化は完全に失策だったと思います。 ゆうちょ銀行、かんぽ生命に預けられていた日本人の大切な預金が外資に流れ出し、アフラックなどに食われてしまいました。 外資は預金と保険金が欲しかっただけで郵政事業を支える気などないのですから、あっという間に美味しいところだけ取られて面倒で大半な郵政事業を支える資本が枯渇しました。 ハガキも送料も上がる一方、何一つ国民に良いことがありません。 元々なんの問題もなかったのに、郵便局は民営化のせいでポロポロになりました。 全ての株を売却するなどんでもありません。最後の最後の搾りかすまで外資に食わせようとしている行為です。日本人のための政治をお願いします。
24	個人		民営化してくれたおかげで、保険とかも、その場で、一括契約できるようなった点はよかったです。でも、屋間の休業など、最近はかなりサービスが低い状態になっているし、そういうのはやめてほしい。そして、配達も翌日配達に戻していただきたい。
25	個人		それで、このフォーム、なぜか命令文の部分に、何もPDFなどが書いていなかったもので、通常の方法では全く回答に同意できなくて、AIを使って、開発者ツールからDisabledと書いてある部分を削除して解決させたんですよ。修正してください。 郵政民営化の検証にあたっては、郵便局ネットワークと郵便・信書便制度を、単に日本郵便の事業問題としてではなく、国民生活、地域サービス、物流人手不足、デジタル化、小規模事業者の実務負担の観点から再検証すべきである。 「郵政民営化後も、郵便・信書便・宅配・DM・地域住民サービスが分断され、利用者にとって分かりにくい制度になっている。特に信書の定義が内容・文面に依存しており、一般利用者、小規模事業者、自治体、公共的団体、DM発送事業者、宅配事業者に過大な判断負担を生じさせている。通信の秘密やユニバーサルサービスは維持しつつ、軽微な同封文書、個人間の生活上のメッセージ、小規模・非反復の文書、DM実務について、分かりやすい基準やセルフハーパーを設けるべきである。」 特に問題になるのは、「購入者」「利用者」「会員」「資料請求者」「契約者」「対象世帯」のように、すでに差出人との関係がある人に向けている場合です。これは個人名がなくても、「特定の受取人に向けた通知」と見られやすい。DM発送実務でも、「現在〇〇をご利用いただいているお客様」のような文言は、特定の利用関係を前提にしているため信書と判断され得ると説明されています。 逆に、単なる広告・チラシ・パンフレットで、対象が「不特定多数」なら信書にはなりにくいのです。日本郵便も、信書にあたる文書とは別に、荷物に関する簡単なあいさつ状や送り状などは一定範囲で同封可能と説明しています。 ただ、ここで出てくる問題は、同じようなDMでも、文面の一言で扱いが変わることです。 「お客様各位」なら一般的な慣用表現として非信書寄り。 「〇〇をご購入いただいたお客様へ」だと購入関係を前提にして信書寄り。 「〇〇地域の皆さまへ」なら広告チラシ寄り。 「対象世帯の皆さまへ、期限までに手続してください」だと通知・意思表示として信書寄り。

提出された意見（個人）

No.	提出者	項目	意見内容
			つまり、利用者や事業者から見ると、配送手段の問題なのに、文章表現・差出人との関係・対象者の選び方まで法的に判断しなければなら ない。 エリア対象、職業対象、会員対象、購入者対象、資料請求者対象など、現代のDM・通知・販促文書では、個人名がなくとも特定の属性や関係 性に基づいて送付される文書が多い。現行の信書判断は、文面や対象者の選別方法によって信書・非信書が変わり、一般利用者、小規模事業 者、自治体、公共的団体、DM発送事業者、宅配事業者に過大な判断負担を生じさせている。通信の秘密や重要通知の信頼性は維持しつつ、広 告・販促、軽微な案内、地域向け周知、職業向け周知、購入者向けアフターサービス案内などについて、信書に該当する場合としない場合の 基準をより明確化すべきである。 メールには迷惑メール・個人情報・通信の秘密の規制があるが、少なくとも“この文面は信書だからこの配送手段では送れない”という物理 配送特有の複雑な制限はない 米国にも Private Express Statutes という制度があり、USPSは、有償で手紙を運ぶことについて一定の独占的権利を持つと説明していま す。ただし米国では、貨物に実質的に関係する手紙、一定重量以上、高額料金、少数の特別メッセンジャー、商品同封広告など、かなり具体 的な例外も示されています。 一方、EUでは、郵便市場は2013年1月以降「完全自由化」されたと欧州議会調査サービスが整理しており、ユニバーサルサービスを維持しながら 市場自由化・独立規制・品質基準の枠組みを整備してきたと説明されています。 電子メールでは、広告宣伝メールについて特定電子メール法等の規制があるものの、文面が「特定の受取人への意思表示・事実通知」に当た るかによって、送信手段そのものが禁止されるような仕組みではない。これに対し、紙の文書では、同じ広告・案内・通知であっても、個人 名、会員・購入者・職業・地域等の対象設定、文面の表現によって信書・非信書の判断が分かれ、利用者・小規模事業者・発送代行業者・配 送事業者に過大な判断負担を生じさせている。 諸外国にも郵便のユニバーサルサービスや手紙の送達に関する規制は存在するが、電子メール、宅配便、DM、地域向け通知、購入者向け案内 が一体化する現代において、日本の信書制度が国際的に見ても過度に分かりにくい制度となっていないか、郵政民営化の検証の中で比較検証 すべきである。 日本の制度がメール時代・EC時代・DM実務・物流人手不足に合っているのか再検証してほしい

提出された意見(個人)

No.	提出者	項目	意見内容
26	個人	②	台湾の臺北北門郵局では、高齢者向けのシニアコーナーや血圧計、外国人向けの案内コーナーが設けられており、郵便局が郵便・金融だけでなく、高齢者、外国人、地域住民の生活支援拠点として機能している。日本においても、郵便局ネットワークを単なる郵便・貯金・保険の窓口として維持するだけでなく、高齢者、障害者、外国人、デジタル利用が難しい人を支える地域生活インフラとして再設計すべきである。 特に日本向けには、次のような提案にできます。 高齢者向け：血圧計、拡大鏡、老眼鏡、座って書ける記入台、相談しやすい窓口。 障害者向け：身体・知的・精神の三障害共通の配慮、静かな待合、代筆・読み上げ、ミライID等との連携。 外国人向け：多言語案内、住所表記・国際郵便・送金・在留手続に関する基本案内。 地域向け：自治体、福祉、医療、防災、交通案内との連携。 高齢友善專區各地郵局服務集錦 https://www.post.gov.tw/post/internet/Insurance/index.jsp?ID=1689559937790 "外籍人士友善專區" (services for accounts, international transfers, etc.) 台湾の中華郵政では、高齢者に配慮した「高齢友善專區」の取組が各地の郵便局で進められている。中華郵政は、都市部だけでなく地方・離島・偏遠地域にも多数の営業拠点を持ち、高齢者にとって身近で信頼できる金融・郵便サービスの窓口となっている。そのため、高齢者が安心して利用できるよう、郵便局の施設・設備・窓口対応を改善している点は、日本の郵便局ネットワークの今後を考える上でも参考になる。 ⑥ 具体的には、無障害駐車場、エレベーター、無障害トイレ、スロープ、手すり、昇降平台、床の滑り止め、優先待合席、友善サービスカウンターなどの環境整備が行われている。また、車椅子、歩行器、血圧計、老眼鏡、拡大鏡、拡声器、双方向インターホンなど、高齢者が窓口で手続をしやすいするための備品も整備されている。さらに、高齢者向けの待合スペース、予約相談専用電話、愛心志工による支援、「數位廳長」によるデジタル利用支援、軽い運動や交流の機会など、単なる郵便・金融窓口を超えた生活支援の取組も見られる。 日本でも、郵便局は全国に広がる生活インフラであり、高齢者、障害者、外国人、デジタル機器の利用が難しい人、交通手段が限られる地域住民にとって重要な窓口である。郵政民営化の検証にあたっては、郵便局ネットワークを単に郵便・貯金・保険の窓口として維持するだけでなく、地域住民の生活支援、健康確認、福祉情報、行政案内、デジタル手続支援、多言語対応などを担う地域拠点として再設計する視点が必要である。 たとえば、主要郵便局や地域の中核郵便局から段階的に、座って書ける記入台、老眼鏡・拡大鏡、筆談・読み上げ支援、静かな相談スペース、血圧計、車椅子、優先待合席、多言語案内、外国人向け生活情報、障害者向け案内、デジタル手続の補助などを整備することが考えられる。これらは医療・福祉・行政の代替ではなく、地域住民が日常的に立ち寄る郵便局において、必要な支援や情報につながる入口を増やす組である。 ⑦ 特に、今後の日本では高齢化、単身世帯の増加、地方部の交通不便、行政手続のデジタル化、外国人住民の増加が同時に進む。郵便局がこれらの変化に対応し、地域住民を支える窓口として機能すれば、郵便局ネットワークの公共的価値は一層高まる。台湾の中華郵政の高齢者友善サービスのような先行事例も参考にし、日本郵便においても、高齢者、障害者、外国人、デジタル弱者に配慮した郵便局サービスの整備を進めるべきである。 また、日本郵便が社会貢献として実施している青い鳥郵便葉書の無償配付についても、現在は重度の身体障害者及び重度の知的障害者が対象であり、精神障害者保健福祉手帳の所持者は対象に含まれていない。現在の障害者施策では、身体障害、知的障害、精神障害を三障害共通で扱う考え方が広がっている。郵便局ネットワークを地域住民の生活支援拠点として位置づけるのであれば、この制度についても精神障害者を含めた三障害共通の制度へ見直しすべきである。

提出された意見（個人）

No.	提出者	項目	意見内容
			海外向け印刷物発送サービスの活用と文化発信支援について 日本郵政グループの国際郵便サービスは、単なる物流手段ではなく、日本の出版物、文化、コンテンツを海外に届ける基盤でもある。コミック、雑誌、同人誌、小説、チラシ、ポスター、展覧会図録、観光パンフレット、学会資料、地域文化資料などは、日本文化や地域情報を海外に伝える重要な媒体であり、いわゆるクールジャパン、インバウンド、コンテンツツーリズム、地方創生、学術交流とも関係している。 現在、日本郵便には国際郵便の「印刷物」や、一定量以上の差出しに対応するDメール・Pメールなどのサービスが存在する。しかし、一般利用者、小規模出版社、同人サークル、個人作家、地方の観光団体、文化団体、研究者などにとって、どのサービスを使えばよいのか、税関告知書や通関電子データが必要なのか、コミック・同人誌・雑誌・ポスター・チラシ等がどの区分に当たるのかは分りにくい。 特に、特別郵袋印刷物が終了した後も、海外の読者、図書館、研究者、イベント、取引先、ファンに対して、日本の出版物や印刷物をまとめたり、国や地域ごとの禁制品、税関告知書、HSコード、通関電子データ、追跡の有無、書留の可否、返送リスクなどについても、初心者向けに整理した案内が必要である。特に小規模な創作者や地方の文化団体は、専門の物流担当者を置くことが難しいため、郵便局窓口やWeb上で分りやすい案内を受けられることが重要である。 郵政民営化の今後を考えるにあたっては、郵便局ネットワークを国内の郵便・貯金・保険の窓口として維持するだけでなく、日本の文化、出版物、地域情報、観光情報、学術資料を海外に届けるための公共的な国際流通基盤としても位置づけるべきである。印刷物、Dメール・Pメール、国際小包、EMS等の国際郵便サービスを、クールジャパン政策、小規模出版支援、同人文化、地方創生、国際文化交流と結びつけ、利用しやすい案内と制度改善を進めることを求める。 個人作家からもうこういう声を聴きます。 アーティストやクリエイターが国内・海外展示会や即売会に参加する際の主な課題として、以下の点が挙げられます： 紙の本での参加サークルの減少 理由：印刷費や紙代の高騰、物流費用の増加、イベント参加の交通費や宿泊費の高騰が経済的な負担を増大させている。また、デジタル販売プラットフォームの普及によって、紙の本を作るメリットが薄れているサークルも存在する。 影響：小規模サークルや趣味の範囲で活動するサークルは、紙の本での参加からデジタル販売や通販へ移行する可能性が高い。 印刷・運搬業者の負担増 理由：同時期に大規模イベントが重なることで、印刷・運搬業者のリソースが不足し、スケジュール調整が難航する可能性がある。 影響：本の完成や配送に遅延が発生し、サークル参加者の負担が増加する可能性がある。 物流と在庫管理：海外での商品の運送や在庫管理、特に書籍やグッズなどの物理的なアイテムに関しては、高額な運送料や現地での在庫処理が課題となります。 キャッシュレス決済の対応：多くの国では現金使用が減少し、キャッシュレス決済が一般的になっていきます。そのため、カード払いや電子マネーに対応できるような決済システムへのアクセスやサポートが重要です。

提出された意見(個人)

No.	提出者	項目	意見内容
			小規模出版物・同人誌・クリエイター作品の国内外流通支援について 郵政民営化の今後を考えると、郵便・物流サービスを、単なる荷物の輸送手段としてではなく、日本の文化、出版、創作活動、国際交流を支える基盤として位置づける視点が必要である。 近年、同人作家、個人出版者、イラストレーター、アーティスト、小規模出版社、展示会参加者の間では、紙代、印刷費、国内外イベント参加費、交通費、宿泊費、物流費の上昇が大きな負担となっている。これにより、紙の本や印刷物でイベントに参加するサークルが減少し、デジタル販売や通販のみへ移行する例も増えている。 また、大規模イベントが集中する時期には、印刷会社や搬入業者、配送事業者の負担が増大し、本の完成や会場搬入に遅れが生じるリスクもある。海外展示会や海外即売会に参加する場合には、書籍・同人誌・雑誌・チラシ・ポスター・グッズ等の国際輸送費、税関手続、現地での在庫管理、売れ残りの処理、再輸送などが大きな課題となる。さらに、現地ではキャッシュレス決済への対応も必要となり、小規模な創作者にとっては、制作以外の事務・物流・販売管理の負担が非常に大きい。 日本のマンガ、アニメ、ゲーム、イラスト、文学、ZINE、同人誌文化は、商業出版や大企業だけでなく、個人作家や小規模サークルの活動に支えられている。こうした創作物は、海外のファン、研究者、図書館、展示会、即売会、文化イベントに届くことで、日本文化への関心を広げ、クールジャパン、コンテンツツーリズム、国際文化交流、地域文化の発信にもつながる。 そのため、日本郵便には、海外向けの書籍、同人誌、コミック、雑誌、チラシ、ポスター、展覧会図録、地域文化資料等の発送について、初心者にも分かりやすい案内を整備することを求める。特に、印刷物、国際小包、EMS、追跡付きサービス、税関告知書、通関電子データ、禁制品、返送リスク、国・地域別の注意点などを、クリエイター、小規模出版社、同人サークル、地方の文化団体向けに整理した案内が必要である。 また、郵便局窓口においても、「海外イベントに本や印刷物を送りたい」「海外の図書館や研究者に同人誌・地域資料を寄贈したい」「海外の購入者に小部数の出版物を発送したい」といった相談に対応できるよう、文化・出版物の国際発送に関する案内体制を強化すべきである。 郵便局ネットワークと国際郵便サービスは、日本の小規模な創作者や文化団体が海外とつながるための重要な公共的インフラである。郵政民営化の検証においては、収益性や効率化だけでなく、日本の出版文化、同人文化、地域文化、アーティスト活動を支える国際流通基盤としての郵便サービスの役割も評価し、利用しやすい制度・案内・窓口支援を整備していただきたい。 風景印・記念押印・郵便局巡りを観光資源にすること。 日本郵便は、風景印を「郵便局にゆかりのある風景や名所を描いた」ものとして都道府県別・キーワード検索できる形で公開しています。また郵趣のための押印サービスでは、風景印は各地の名所・史跡等にちなむ通信日付印で、旅の思い出として集められるものと説明されています。 これは「郵便局を訪れる理由」になり、地方観光、聖地巡礼、駅スタンプ、御朱印、マンホールカードなどと近い文化資源になります。 記念切手・キャラクター切手・地域フレーム切手を、郵便需要とコンテンツ需要の接点にすること。 日本郵便には都道府県別に採せる「オリジナル フレーム切手」があり、地域・イベント・キャラクター・観光資源との相性が高いです。また、オリジナル切手作成サービスでは、写真やイラストをアップロードして切手を作れると説明されています。 作家、漫画家、イラストレーター、同人サークル、地域キャラクター、観光協会、商店街、博物館、展示会と組み合わせる余地があります。 台湾のような郵趣商品・記念切手ブックの見せ方も参考になること。 中華郵政の「i集郵」では、年度郵票冊、郵摺、集郵商品、専冊などがオンラインで販売されており、切手を単なる郵便料金の支払い手段ではなく、収集・記念・贈答・文化商品として見せています。 日本でも記念切手はありますが、「旅で集める」「作品で集める」「地域で集める」「推し活で使う」という導線をもっと強められそうです。

提出された意見（個人）

No.	提出者	項目	意見内容
			クリエイターと郵便文化を結びつけること。 作家へのファンレター、年賀状・暑中見舞い、展示会DM、サイン入りポストカード、限定はがき、作家・サークルのオリジナル切手などは、デジタル時代だからこそ「物として届く」価値があります。メールやSNSの反応とは違い、手紙やはがきは保存されやすく、ファン活動・創作活動・地域文化の記録にもなります。 郵政民営化の今後を考えると、郵便物の減少を前提に効率化・縮小だけを進めるのではなく、郵便を使いたくなる文化的・観光的・創作的な需要を育てる視点が必要である。風景印、記念押印、記念切手、フレーム切手、オリジナル切手作成サービス、年賀状・ファンレター、クリエイターのポストカード、キャラクターカードなどは、郵便を単なる通信手段ではなく、収集・贈答・観光・創作・ファン活動の媒体として再評価する可能性を持っている。 風景印については、郵便局巡り、地域観光、駅スタンプ、御朱印、マンホールカード、アニメ・マンガの聖地巡礼などと連携し、郵便局を訪れる動機づけとして活用できる。記念切手やフレーム切手についても、地域の祭り、博物館、美術館、マンガ・アニメ作品、同人誌即売会、作家イベント、観光キャンペーンと連携することで、郵便局ネットワークの利用促進と地域文化発信を両立できる。 ねらい 郵便局＝“推し活と地域文化のハブ”として来局動機を創る イベント物流・ギフト・郵趣（切手/風景印）で安定収益を積み上げる クリエイター/同人の実務負担を下げ、郵便・ゆうパックの“使いやすさ”を実感させる 政策メニュー（14本） A. 郵趣×IP（切手・消印・来局施策） フレーム切手「聖地巡礼シリーズ」 自治体・商店街・版元と連携。作品舞台の局限定販売＋風景印スタンプラリー台紙配布。来局・周遊を誘導。 臨時出張所＆記念押印 in イベント コミケ/同人即売会/アニメ系フェス会場で限定デザイン of 記念押印・小型印を実施（主催と連携）。 ポスト型オブジェ×キャラ装飾（期間限定） 撮影スポット化→SNS拡散→来局動線化。UD配慮の案内板も設置。 B. 手紙文化×推し活（年賀・暑中・ファンレター） 「クリエイター年賀・暑中」公式テンプレート市場 漫画家・イラストレーター投稿の公式はがきテンプレを局/オンラインで販売（収益シェア）。 “推し活便せん・封筒・切手セット” 返信用切手/封筒入りでファンレターがすぐ出せる。局内に「ファンレターポスト」常設。 匿名ファンレター転送（私書箱ライト） クリエイターの安全確保。局が受取→検品基準に沿って転送。児童向けガイドラインも整備。 C. イベント物流（同人・企業ブースの強化） 「同人ゆうパック」パッケージ ・事前オンライン伝票発行/会場受取QR ・搬入前納割引（指定期間集荷） ・搬出ワンストップ窓口（梱包資材・計量・伝票一体） ・**サークル番号指定配達（楽屋/本部/倉庫）**を主催者連携で。

提出された意見（個人）

No.	提出者	項目	意見内容
			差し入れデリバリー by 郵便局 企業/ファン→出演者・サークルへ、会場内ラストワンマイル配送（時間帯指定・冷蔵対応は会場設備/提携便で）。 海外発送サポート・通関簡易ガイド 同人誌・グッズのHSコード、印刷物の注意点、多言語ラベルを局で即時提供。 D. お中元・ギフト×コンテンツ観光 「推し活お中元/お歳暮」カタログ 作品コラボの地域特産詰め合わせ（ふるさと小包×IP）。のし紙・外装に公式アート／日時指定でイベント会場送りも。 局内ミニ展示＆物販 原画展ポスター・複製色紙・局限定ポストカード販売。来局の“楽しさ”を演出。 E. クリエイター事業支援（地域密着） Creator Post Club（局主催会員制） ・月〇回の一括出荷カウンター（梱包支援） ・素材・刷り本の局留め受取 ・料金設計相談（厚さ/重量の最適化）講座 ・確定申告期の送料仕訳ミニ講座（商工会と連携）。 地域学校×郵便“推し年賀”ワークショップ 手紙教育×著作権リテラシー×地場産ギフト運動。親子来局を創出。 F. 安全・UD・デジタル UD強化パッケージ（イベント/局） ・静かな手続き時間の設定 ・ピクトグラム導線／多言語案内 ・重量物の持ち上げ支援（カート貸出） ・視覚障害向け触図/点字カード、読み上げ対応端末 ・匿名/局留めオプションの標準化（ハラスメント防止）。 ＋アプリ連携：イベントコード入力で伝票自動生成、局内QRで秒処理。 実施スキーム 主幹：日本郵便本社（IP窓口）＋各支社 現場：地域の郵便局長会（販売/押印/出張所運営、学校連携、ミニ展示） 連携：版元・制作会社・イベント主催・自治体/観光・商工会・特産品事業者 権利・審査：版權許諾、デザイン審査、内容ゾーニング（R指定素材の取扱線引き）を明確化 収益モデル： 切手/台紙/ポストカード等の物販マージン 物流（前納割・会場荷扱い・海外ラベル） クリエイター会員（月額/年額） カタログギフトの手数料

提出された意見（個人）

No.	提出者	項目	意見内容
		①	郵政民営化後、日本郵政グループにおいて、郵便、金融、保険の各事業の効率化や新サービスの開発が進められてきたことは評価します。 一方、通常郵便物の減少、電子化の進展、物流需要の変化、人手不足、設備の老朽化など、民営化当初とは異なる社会経済環境が生じています。また、郵便局ネットワークという全国的な経営資源を、新しい文化産業、地域産業及び小規模事業者の流通支援に十分活用できているとは言えない状況です。 従来の物販や季節商品の販売については、現場の職員や郵便局に販売負担が集中したり、目標達成が事実上のノルマと受け止められたりすることがないよう注意が必要です。 今後は、単に現場に販売努力を求めるのではなく、需要予測、予約販売、デジタル化、物流の効率化、本社による営業・権利処理、人員配置を一体化し、売上が増えれば現場の人員、待遇、設備及びIT機能も改善される仕組みへ転換すべきです。
		②	郵便局ネットワークを、郵便、貯金、保険を提供する場所にとどめず、地域文化、コンテンツ産業、小規模事業者及びクリエイターを支える「地域文化・流通インフラ」として活用することを期待します。 特に、マンガ、アニメ、ゲーム、文学、映像、音楽、同人文化等は、切手、はがき、手紙、荷物、贈答品、観光、イベントなど、郵政事業との親和性が高い分野です。次のような事業を、本社及び支社が共通基盤を整備した上で、地域の郵便局が選択的に実施できる制度を設けるべきです。 1. 切手、消印及び地域回遊事業 作品、作家、キャラクター、地域の文化資源等と連携したフレーム切手、絵入りはがき、記念台紙、記念小型印、風景印等を展開することを提案します。 作品の舞台となった地域の郵便局、博物館、商店街、観光施設等を結ぶ風景印・記念押印ラリーを実施すれば、切手販売だけでなく、来局、観光回遊及び地域消費につなげることができます。 大規模作品だけに限定せず、地域ゆかりの漫画家、イラストレーター、小説家、ゲーム制作者、アニメ制作会社、同人作家等も参加できる公募型の制度を設けることが重要です。 2. 年賀状、暑中見舞い、ファンレターの再活性化 漫画家、イラストレーター、作家、クリエイター等が制作した公式年賀状、暑中見舞い、グリーティングカード及び便箋を、郵便局及びオンラインで販売する仕組みを整備することを提案します。 クリエイターに適正な使用料を支払いつつ、日本郵便が印刷、販売、配送を担うことで、年賀状等の新しい需要を創出できます。 また、ファンレターについて、次のようなサービスを検討すべきです。 便箋、封筒、切手をまとめたファンレターキット 作家の住所を公開しない転送・私書箱サービス 返信用はがきや返信用封筒を組み込んだ商品 出版社、制作会社、イベント主催者と連携した一括受取 誹謗中傷物や危険物への対応を含む安全な受取制度 デジタル交流が中心となった現在でも、手書きの手紙や実物のはがきには、保存、収集及び贈答という固有の価値があります。郵便事業の縮小を前提とするだけでなく、こうした新しい手紙文化を育成すべきです。

提出された意見（個人）

No.	提出者	項目	意見内容
			3. マンガ・アニメ・ゲームイベントの物流支援 同人誌即売会、マンガ・アニメ・ゲームイベント、展示会、学会、コンサート等では、参加者、出展者及び企業ブースによる大量の荷物の搬入・搬出が発生します。 日本郵便がイベント主催者と包括契約を結び、次のサービスを提供することを提案します。 サークル、出展企業及びブース番号と連動した事前配送 イベント専用ゆうパックラベルの発行 QRコードによる伝票作成及び決済 会場内の臨時郵便局・発送カウンター 搬出荷物の事前予約及び時間帯別受付 梱包資材、台車、計量器等の提供 海外出展者向けの多言語・通関支援 出版社、印刷会社、倉庫及び会場間の一貫配送 差し入れや贈答品の会場受取・指定場所配送 これらを標準化すれば、イベントごとに個別の手作業で対応する必要がなくなり、日本郵便の物流シェア拡大にもつながります。 4. コンテンツと地域産品を組み合わせた贈答事業 郵便局のお中元、お歳暮及びふるさと小包等について、マンガ、アニメ、ゲーム、文学作品等と地域産品を組み合わせた商品を開発すること を提案します。 例えば、作品の舞台となった地域の食品、菓子、工芸品、農産物等を、作品の公式包装、のし紙、メッセージカード又は限定台紙と組み合わせることで、単なるキャラクター商品ではなく、地域産業への波及効果を持つ贈答商品にできます。 イベント出演者、作家、クリエイター、サークル等への差し入れについても、会場側の受入条件を確認した上で、カタログから選択し、指定日時・指定受付へ配送できる仕組みを検討すべきです。 商品は原則として予約・受注生産方式とし、郵便局が過大な在庫を抱えたり、職員が自ら購入したりすることのない制度にする必要があります。

提出された意見（個人）

No.	提出者	項目	意見内容
			5. クリエイター及び小規模事業者への発送支援 個人の漫画家、イラストレーター、作家、同人作家、デザイナー等は、少量多品種の商品の梱包、発送、在庫管理及び海外配送に大きな負担を抱えています。 郵便局において、次のような支援を提供することを提案します。 発送方法、重量、厚さ及び料金の相談 一括発送日又は予約制発送窓口の設定 印刷物、書籍、グッズ等の局留め・ロッカー受取 事前決済及び宛名ラベルの一括発行 返品、交換及び転送への対応 海外発送の品名、関税及び通関書類の支援 地域の商工会、印刷会社及び創業支援機関との連携 高齢者、障害者等に配慮した集荷・持込支援 これにより、日本郵便は大規模通販事業者だけでなく、地域の小規模事業者や個人クリエイターの物流基盤として、新しい顧客層を獲得できます。 6. IT及びデータ基盤の整備 以上の事業を現場の手作業に依存させず、全国共通のデジタル基盤を整備することが必要です。 具体的には、作品・イベントごとの予約数、販売数、来局見込み、荷物量等を事前に把握できるシステム、オンライン予約、QR受付、キャンセル決済、局受取ロッカー、需要予測、イベント主催者とのデータ連携等を整備すべきです。 AI等を活用する場合も、単なる人員削減を目的とするのではなく、繁忙予測、適正な人員配置、待ち時間の短縮、誤配防止、権利処理及び問い合わせ対応の改善に活用することが望まれます。 ⑥ 郵便局ネットワークの維持費用を、ゆうちょ銀行、かんぽ生命又は公的な交付金だけに依存するのではなく、日本郵便自身が新たな需要を開拓し、収益を確保する取組も必要です。 ただし、新規事業の実施によって現場の業務量だけが増え、必要な人員、設備及び待遇改善が行われなければ、事業の持続性は確保できません。 このため、マンガ、アニメ、ゲーム等との連携事業を含む新規事業については、増加した売上又は利益の一定割合を、次の用途に優先的に充てる「現場還元ルール」を設けるべきです。 郵便局及び物流拠点の増員 非正規雇用職員を含む待遇改善 繁忙期の応援要員及び臨時スタッフ 超過勤務の抑制 IT端末、プリンター、計量器及び通信設備の更新 ロッカー、台車、空調、休憩設備等の整備 研修、安全対策及び障害者対応 イベント専門部署及び権利処理担当者の配置

提出された意見（個人）

No.	提出者	項目	意見内容
			予約件数、荷物取扱見込み又は来局者数が一定水準を超えた場合には、自動的に応援要員を配置する基準を設けることも有効です。 また、本社は、作品の権利者との契約、全国共通システム、EC、デザイン審査、情報セキュリティ、イベント主催者との包括契約等を担当し、支社及び地域の郵便局は、自治体、商店街、博物館、学校、地域事業者等との調整を担当するなど、役割分担を明確にすべきです。 各郵便局に個別営業、権利処理、在庫負担及び販売目標を負わせるのではなく、共通基盤を本社が整備し、地域の郵便局が参加する事業を選択できる仕組みが適切です。 日本郵政と日本郵便の組織の在り方を検討する際にも、組織再編それ自体を目的とするのではなく、重複するシステム、意思決定、管理部門及び契約事務を整理し、その効果を現場の人員、待遇、設備及びサービス改善に反映させることを重視すべきです。
		⑦	まずは、次の三つの地域類型で実証事業を行うことを提案します。 マンガ・アニメ等の作品舞台や文化施設が存在する地域 大規模な同人誌即売会、展示会、ライブ等が開催される地域 漫画家、アニメ制作会社、ゲーム会社、印刷会社等が集積する地域 実証事業においては、売上や荷物数だけでなく、次の指標を検証すべきです。 郵便及びゆうパックの新規取扱数 郵便局への来局者数 地域店舗・観光施設への回遊効果 予約・事前ラベル利用率 窓口の待ち時間 職員の超過勤務時間 現場職員の負担感 増員及び設備改善に還元された金額 クリエイター及びイベント主催者の満足度 地域産品の販売額

提出された意見（個人）

No.	提出者	項目	意見内容
			また、次の点を制度上明確にすべきです。 職員及び郵便局への販売ノルマを設けないこと 職員による自費購入を求めないこと 原則として予約・受注生産方式とすること 特定の大企業又は大規模作品だけを優遇しないこと 権利者及びクリエイターに適正な対価を支払うこと 個人情報、住所、ファンレター及び差し入れの安全管理を行うこと 高齢者、障害者、外国人等が利用できるアクセシビリティを確保すること 郵便局は全国に存在し、手紙、切手、小包、贈答品、地域住民との信頼関係という、他の物流事業者にはない資源を持っています。 マンガ、アニメ、ゲーム等との連携は、単発の記念切手や物販にとどめず、郵便局ネットワークの収益力、地域貢献、人手不足対策、IT化及び待遇改善を一体的に進める政策として位置付けるべきです。 A：フレーム切手＋風景印ラリー 作品舞台のフレーム切手完全受注／局限定風景印ラリー台紙 予約購入→局受取。台紙に地域商店の特典QRを掲載し来局回遊を促進。局側は在庫ゼロ・押印台運用のみ。 B：ファンレター即投函キット 年賀/暑中テンプレ市場、ファンレター即投函キット、匿名転送（私書箱ライト） 便せん＋封筒＋返信用切手＋宛先保護ラベルのセット売り。匿名転送でクリエイター安全確保。 C：同人ゆうパック 同人ゆうパック（事前ラベル、会場搬出窓口は委託運営）、差し入れデリバリー 会場は委託運営の搬出窓口、局は事前ラベルの受取窓口に特化。重量物カート貸与と静かな手続き時間を標準化。 D：推し活カタログ 推し活カタログ（ふるさと小包×公式アート）、日時指定・局受取 作品コラボ外装・のし紙。お中元/お歳暮＝局で“推し”を贈る体験を作る。すべて受注生産。 E：Creator Post Club Creator Post Club（一括出荷枠、局留め、厚み/重さ最適化講座、海外発送サポート） 月1?2回の一括出荷カウンター、局留め受取、HSコード早見表。確定申告前には送料仕訳ミニ講座。 F：アブリ連携 イベントコード→伝票自動生成、匿名/局留めワンタップ、スマートロッカー 参加イベントのコード入力だけで住所・品名プリセット。ロッカー受取や局留めを選ぶと待ち時間短縮。 “人手に返す”の見える化（信頼のコア） ルール：増分粗利の**40%**を支社の「応援人員・設備プール」に自動積立。 発動：予約〇〇件/来局見込み＋25%/待ち時間8分超のいずれかで臨時スタッフ/出張所を自動派遣。 公開：局長会ダッシュボードで**月次（収支・待ち時間・応援実績）**を共有。 費用感（超ざっくりの箱） 小規模パイロット（1局×3か月） 初期物品（押印台・掲示・簡易計量器）：20?30万円 デジタル設定（イベントコード連携・プリセット）：業務開発内製/最小改修 臨時要員：トリガー発動時のみ（日給1.2?1.5万円×必要日数） → 在庫を持たないため赤が出にくい。初回から“忙しい＝人が増える”を体感させる。 ロードマップ 0-3か月 Lite開始：A/B/Dを完全受注で開始。Cは事前ラベルのみ。 4-12か月 Standard：Creator Club開設、差し入れデリバリー、出張所の定例化。 2年目 Pro拡大：巡礼シリーズ全国ローテ、ロッカー配備、匿名転送の常設化。常勤0.5?1.0人への置換判断。

提出された意見（個人）

No.	提出者	項目	意見内容
		②	提案要旨 郵便物の減少を前提に、効率化・縮小だけで郵便局ネットワークを維持しようとするれば、地域の利用機会が減り、さらに需要が失われる循環を招きかねない。郵便は通信手段であるだけでなく、収集、贈答、観光、創作、ファン活動、地域産品の流通を支える媒体でもある。そこで、マンガ・アニメ・ゲーム、出版、同人文化、博物館・美術館、地域観光等と郵便サービスと結び、郵便を「使いたくなる理由」を継続的に生み出す政策を、郵便局ネットワークの維持・活用策として位置付けることを提案する。 提出意見 - 需要減少への対応を「縮小」から「需要創出」へ広げる 郵便局ネットワークの維持は、局数や配置をすることだけでは足りない。地域住民、観光客、ファン、クリエイター、文化施設、事業者が郵便局を訪れ、郵便物や関連商品を購入・発送する動機を育てる必要がある。風景印、記念押印、記念切手、年賀状、ポストカード、ファンレター等は、デジタル通信では代替しにくい記念性・物質性・贈答性を持つ。これらを個別商品としてではなく、地域文化と郵便を結ぶ一体的な需要創出策として評価すべきである。 - 全国公募型の「地域文化×郵便」プログラムを設ける 日本郵政・日本郵便が共通の制度と権利処理支援を用意し、自治体、観光地域づくり法人、文化施設、商店街、出版社、制作会社、イベント主催者、作家・イラストレーター・同人作家等から企画を公募する仕組みを提案する。著名な全国作品だけでなく、地域ゆかりの作家、若手・小規模事業者、郷土資料、地域の祭りや産業も対象とし、選定基準と収益配分を公開する。採用企画では、切手・葉書・封筒・消印・小型印・記念押印・郵便局限定商品・発送サービスと組み合わせ、単発販売で終わらない年間企画として展開する。 - 郵便局を回遊拠点として地域観光につなげる 風景印・小型印・記念押印を、駅スタンプ、御朱印、マンホールカード、博物館・美術館、地域イベント、マンガ・アニメ等の舞台探訪と連携させる。公式地図やデジタルスタンプ帳で、郵便局、文化施設、商店街、交通機関、観光案内所を結び、各地点から実際に葉書を出す体験まで設計する。これにより、郵便局を単なる通過点ではなく、地域を知り、記録し、誰かに伝える拠点にできる。作品の舞台だけに利益が集中しないよう、周辺の文化・食・産品・交通も含む回遊設計とする。 - 小規模クリエイターとイベントの流通基盤を整える 同人誌即売会、展示会、作家イベント、企業ブース等では、作品・グッズ・什器・差し入れの事前搬入、会場受取、返送、通販発送が発生する。郵便局ネットワークとゆうパック等を組み合わせ、イベント主催者向けの一括相談、会場別の発送案内、小口出展者向け料金・資材パッケージ・終了後の返送・通販移行支援を整備すれば、既存サービスの利用拡大と創作活動支援を両立できる。地域郵便局で、地域作家の葉書・小冊子・地域産品を適正な条件で扱う実証も有効である。ただし、販売・表示・年齢区分・知的財産権等の確認は専門部署が支援し、窓口職員に判断責任を集中させないことが必要である。 - クリエイターへの適正な対価と参加機会を保障する キャラクター、イラスト、写真、文章等を郵便商品や観光施策に利用する際は、無償提供や宣伝効果のみを前提とせず、使用料、販売実績に応じた還元、二次利用の範囲、販売期間、在庫処理、権利表示を明確にする。公募型参加枠と相談窓口を設け、既存の大手権利者との連携に加えて、地域作家、若手、障害のあるクリエイター、小規模サークル等も参加できるようにする。文化振興を名目とした過度な無償負担を避けることが、継続可能なコンテンツ連携の前提である。 - 全国一律展開の前に、複数地域で実証し検証する まず都市部、観光地、地方中小都市、過疎地域等の条件が異なる地域で実証し、1郵便・荷物取扱量、2郵便局来訪者数、3文化施設・商店街への回遊、4参加事業者・クリエイターへの還元、5局員の業務負担、6継続購入率を検証する。既にファン切手では、地域周年事業、観光資源、スポーツ、ゲーム・アニメ作品等との連携例があるため、ゼロから新事業を作るのではなく、点在する実績を制度化・横展開する形が現実的である。局ごとの属人的な企画力に依存させず、中央・支社に権利処理、商品設計、物流、広報、データ分析を担う横断チームを置くべきである。

提出された意見（個人）

No.	提出者	項目	意見内容
		⑦	結論 郵便局ネットワークは、採算が厳しい地域にサービスを残すための受動的な負担としてだけでなく、地域文化を発見し、作品・商品・人をつなぎ、新たな郵便需要を生み出す能動的な基盤として評価すべきである。本提案は、コンテンツ事業を郵便のユニバーサルサービスへ一律に追加するものではない。既存の郵便・物流・窓口・郵趣資源を活用し、地域ごとの需要を育て、その成果を郵便局ネットワークの持続可能性へ還元する仕組みを、今後の郵政民営化の検証項目に含めることを求める。
			過去のJPエクスプレスの事例を検証し、物流事業者間の連携を、会社の形式的な統合や事業の一括承継に終わらせないことが必要である。事業量、顧客契約、賃金・労働条件、情報システム、拠点及び許可認可を十分に調整しない統合は、かえって経営負担及び現場の混乱を生じさせる。 一方、物流の人手不足、荷待ち・荷役負担、IT投資負担及び地域配送網の維持という現在の課題に対しては、一社単位の取組だけでは限界がある。日本郵便は全国的な郵便局・物流拠点を活用し、複数の物流事業者、倉庫事業者、鉄道・海運事業者、地域交通事業者等が参加できる開放型の物流共通基盤を形成すべきである。 共同輸配送、帰り荷の確保、標準パレット・ロールボックスの共同利用、物流データ及びラベルの標準化、共同拠点、共同研修、資格取得支援並びに業界共通の休憩・健康・福利厚生施設を整備することを提案する。 資本提携、共同出資会社、事業承継又はM&Aについても選択肢から排除すべきではないが、雇用削減を目的とするのではなく、地域物流網の維持、従業員の待遇改善、人材育成、設備投資及び災害時の物流強靱化につながることを条件とすべきである。 物流事業者、荷主及び倉庫事業者ごとに異なるパレット、ロールボックスパレット、かご台車、折り量みコンテナ等について、業界横断的な標準化及び共同利用を進めるべきである。 特定事業者が所有する物流資材を発送元又は元の事業者へ個別に返送する方式では、空資材の回送、保管及び仕分けに追加の輸送力と人員を必要とする。このため、参加事業者の物流拠点、倉庫、郵便局その他の指定拠点において返却又は次の利用者への引渡しができる、全国共通のオープンプールを構築することを提案する。 共通規格、共通ID、所在管理、品質・衛生基準、破損・紛失時の責任及び費用精算のルールを整備し、複数の物流事業者が相互に利用可能な制度とすべきである。 日本郵便は、全国の郵便局、集配拠点及び物流施設を活用し、共同資材の貸出、返却、保管及び再配置を担うことができる。ただし、特定企業による囲い込みとしないよう、中立的な共同運営主体及び公開されたデータ仕様を採用すべきである。 本施策は、空資材の回送削減、荷役時間及び荷待ち時間の短縮、手積み・手降ろしの削減、労働災害防止、物流事業者の設備投資負担軽減、地域物流網の維持並びに災害時の相互支援を目的として位置付けるべきである。また、効率化による利益及び余力を、現場従業員の賃金、増員、休憩環境、福利厚生、安全設備及び人材育成に還元する仕組みを併せて設けるべきである。

提出された意見（個人）

No.	提出者	項目	意見内容
			郵政民営化委員会においては、日本郵政グループの経営及び組織だけを閉じた形で検証するのではなく、国全体の物流人材不足、輸送力不足、労働環境及び物流標準化の課題を踏まえて検証すべきである。 日本郵便が、他の物流事業者、荷主、倉庫事業者、道路管理者及び地方公共団体と連携し、共同配送、共通パレット・カート、物流データ標準、共同トイレ・休憩施設、人材育成及び福利厚生を整備することを、今後の経営及び郵便局ネットワーク活用の選択肢として位置付けるべきである。 その際、日本郵便による他社の困い込みではなく、複数事業者が利用できる中立的な共同基盤とし、国土交通省、厚生労働省、経済産業省、地方公共団体等との連携を求めるべきである。 日本郵便の集配拠点・物流施設のうち適切な場所を、複数事業者が共同利用できるトイレ・休憩拠点として活用できないか検討すること 日本郵便が荷主となる場合も、委託先運転者にトイレ、休憩及び適切な待機環境を保障すること 共同施設の整備費を、ネットワーク維持費や物流設備投資の一部として評価すること 物流事業の持続性を確保するためには、車両、物流拠点及び情報システムの効率化だけでなく、運転者が安全かつ衛生的に働くための基礎的な環境整備が必要である。特に、大型車を駐車できる場所及び運行中に利用可能なトイレ、休憩室、シャワー等の不足は、運転者の健康、安全及び尊厳に関わるとともに、女性、高齢者、障害者、持病のある者等の就業を困難にし、人材の採用及び定着を妨げる要因となり得る。 日本郵政グループは、集配拠点及び物流施設のうち適切な場所について、業務区画及びセキュリティを分離した上で、複数の物流事業者の運転者が利用できる共同トイレ・休憩施設として活用することを検討すべきである。また、道路管理者、荷主、倉庫事業者、物流事業者及び地方公共団体と連携し、24時間利用可能なトイレ、大型車の短時間駐車枠、シャワー、仮眠設備等の全国的な配置を進めるべきである。 荷主施設でのトイレ利用条件を運送契約及び入構案内に明記し、待機中の運転者が性別又は所属企業にかかわらず利用できるようにするとともに、施設の位置、利用可能時間、大型車駐車場の可否及び満空状況を共通データとして提供すべきである。 これらを単なる福利厚生ではなく、物流の安全、輸送力確保、人手不足対策及び基本的な就業環境の保障に必要な社会インフラとして位置付けることを求める。

提出された意見（個人）

No.	提出者	項目	意見内容
			日本郵便の従業員・委託運転者の就労環境を改善する 日本郵便が荷主となる場合、委託先運転者にもトイレ利用を保障する 集配局・物流施設のうち適切な場所を共同利用拠点にする 郵便局ネットワークの経営資源を社会的に有効活用する そのうえで、 将来的には、貨物運送事業者だけでなく、タクシー、ハイヤー、バス等の旅客自動車運送事業者も利用できる道路運送従事者共通基盤として、国土交通省、道路管理者、地方公共団体及び関係業界と連携する トラック、郵便・宅配、タクシー、ハイヤー、バス等を含む道路運送従事者が、安全で衛生的なトイレ・休憩環境を利用できる共通基盤を整備する。 ただし、駐車設備、滞在時間、運行管理等は貨物・タクシー・バスごとの特性に応じて設計する。 運転者が勤務中に安全かつ衛生的なトイレ及び休憩施設を利用できない問題は、郵便・宅配及びトラック運送だけに限られず、タクシー、ハイヤー、路線バス、高速バス、観光バス等の旅客自動車運送にも共通する課題である。このため、トイレ、手洗い、休憩室、飲料水、防犯設備、利用可能施設の情報提供等については、貨物・旅客の区分を越えた「道路運送従事者共通インフラ」として整備することが望ましい。 一方、大型車の駐車、仮眠・シャワー、荷待ちへの対応、都市部における短時間のタクシー休憩、バスターミナルにおける乗務員待機等については、それぞれの車両及び運行形態に応じた設備基準を設けるべきである。 日本郵政グループにおいては、集配拠点、物流施設及び一定規模の郵便局のうち、安全管理及び通常業務との分離が可能な施設について、まず郵便・物流従事者向けの共同利用を進めるとともに、地域の状況に応じ、タクシー・バス等の運転者にも利用対象を広げる実証を検討すべきである。 ただし、日本郵便だけに整備・維持費を負担させるのではなく、国、地方公共団体、道路管理者、荷主、貨物・旅客運送事業者等による共同負担及び中立的な運営を基本とすべきである。 日本郵便による他社の困い込みのみではなく、複数事業者が利用できる中立的な共通基盤とし、国土交通省、厚生労働省、経済産業省、地方公共団体等との連携を求めるべきである。 私の母もかつて倉庫業に従事していました。現在は物流の仕事を手を離れています。家族が一時この業界に関わっていた者として、物流を支える人々の職場環境が改善され、現場で働く次の世代が安全と尊厳を守られ、安心して長く働き続けられる産業となることを願います。
27	個人		青い鳥郵便はがきを重度精神障害者（1級、2級）も配布対象にしたいです。 使い勝手としては、郵便はがき20枚より、レターパックライト3枚または4枚のほうが信書も送れ、A4サイズの書類などにも対応しているの で便利です。 レターパックは郵便局でなくてもポストで投函できますし、土日であっても翌日配達も可能です。 速達性があり、追跡も可能で安心です。 障害者雇用の応募書類（履歴書など）を送るときに使っています。 引越などの部屋の鍵の返却にも使いました。

提出された意見（個人）

No.		提出者	項目	意見内容
				年寄りや妊婦、障害者、山間部、離島なども考慮してほしいです。高齢の姉も郵便局にお金をおろしに行くのがつらくなりました。また民営化になる前、静岡の山間部で子供が小さかった時、郵便局まで行くのが大変でしたが、郵便局員さんが家まで来て郵便貯金の出し入れを代行してくれるサービスがあり、大変助かりました。郵便局は都市銀行や地方銀行とは違い、全国ネットで全国津々浦々にあり、便利です。転勤族だったのでなおさらそう思いました。ATMが駅や病院にあると便利だということも、かつて郵政モニターをしたときに意見提出しています。また、今の時代なら24時間営業のコンビニにATMが設置されていると利便性が増すでしょう。コンビニでレターパックが買えたり、ゆうパックが送れるのも便利で助かっています。
	①			郵政民営化については、経営効率化やサービス改善を進めた面がある一方で、郵便局を単なる収益事業・店舗網として評価する傾向が強まりすぎたのではないかと懸念します。 郵便局は、郵便物や荷物を扱う窓口であるだけでなく、地域住民の生活、行政通知、金融アクセス、高齢者や障害者の生活、災害時の連絡、地域の記憶や文化を支える公共インフラでもあります。警察署や消防署が、出勤件数や逮捕件数だけで存在意義を測れないのと同じように、郵便局も利用件数や採算性だけで必要性を判断すべきではありません。 民営化後、郵便局の公共性が十分に評価されず、不採算地域や利用の少ない地域ほどサービス縮小の対象になりやすい構造が生じているとすれば、それはユニバーサルサービスの理念と矛盾します。特に地方、過疎地、高齢者の多い地域、障害者や自家用車を使にくい人々にとつて、郵便局は生活圏内に残る数少ない公共的窓口であり、単純な市場原理では維持しにくい機能を担っています。
	②			今後の郵政民営化には、効率化だけでなく、郵便局ネットワークを地域の公共インフラとして再評価することを期待します。郵便局は、郵便・貯金・保険の提供拠点であると同時に、地域の行政窓口、災害時の情報拠点、観光案内、地域産品の発送、見守り、文化発信の拠点にもなり得ます。 また、郵便局や郵政建築には、単なる業務施設を超えた文化的価値があります。日本国内にも歴史的な郵便局舎があり、台湾の台北郵局のよううに、日本統治時代に建設された郵政建築が現在では古蹟や博物館として再評価されている例もあります。郵便局は、近代国家が通信・金融・行政の秩序を地域に広げていった歴史を物語る建築でもあります。 もちろん、植民地支配の歴史を無批判に肯定するものではありません。しかし、郵便局・駅舎・官庁建築は、近代化、統治、地域社会、文化交流の複雑な歴史を考える教材であり、観光資源・教育資源・地域文化資源として活用できます。今後の郵政民営化では、郵便局を単なるコストセンターとしてではなく、地域の歴史・文化・生活を支える拠点として位置付けるべきです。
	③			郵便、貯金、保険のユニバーサルサービスを確保するためには、郵便局ネットワークの維持費用を、個別局の採算だけで判断しない制度設計が必要です。低利用地域の郵便局ほど、地域住民にとっては代替手段が少なく、生活上の重要性が高い場合があります。 そのため、郵便局の評価指標には、収益性だけでなく、次のような公共的価値を含めるべきです。 ・最寄り郵便局までの距離、公共交通での到達性 ・高齢者、障害者、子育て世帯、車を持たない人の利用可能性 ・行政通知、信書、年金、税、法務、医療・福祉関係の連絡を支える機能 ・災害時の連絡・物資・地域情報の拠点としての役割 ・小規模事業者、個人事業主、同人作家、地域産品販売者などの発送インフラとしての役割 ・歴史的局舎、風景印、記念切手、地域文化発信などの文化的価値 また、郵便局を維持するためには、郵便・金融・金融だけに依存するのではなく、自治体窓口、観光案内、地域産品販売、防災情報、デジタル手續支援、障害者・高齢者向け支援などを組み合わせ、地域の小さな公共拠点として活用することが重要です。

提出された意見（個人）

No.	提出者	項目	意見内容
		⑥	郵便局ネットワークの維持費用は、日本郵便の個別事業収益だけに負わせるべきではありません。郵便局ネットワークは、郵便、貯金、保険、行政、地域社会、災害対応、文化発信の基盤であり、その便益は日本郵政グループ全体、地域社会、国民全体に及びます。 そのため、費用負担の在り方については、単に不採算局を減らすのではなく、全国的なネットワークを維持するための公的支援、グループ内負担、自治体との連携、文化財・観光資源としての活用支援を組み合わせるべきです。 特に歴史的価値のある郵便局舎については、通常の店舗採算とは別に、保存・修復・活用のための評価軸を設ける必要があります。歴史的郵便局舎は、郵政史、建築史、地域史、近代化の記憶を伝える公共財であり、博物館、観光案内、展示、地域イベント、教育プログラムと連携することで、新たな利用価値を生み出せます。 郵便局ネットワークを維持することは、単に昔の制度を守ることではなく、人口減少・高齢化・デジタル化の時代に、地域の生活基盤を再設計することだと考えます。
		⑦	郵便局の将来を考える際には、「需要が少ないから縮小する」という発想だけでは不十分です。警察や消防が事件や火災を増やすことで存在意義を示すものではないように、郵便局も過剰営業や不要な金融商品販売によって需要を作るべきではありません。 一方で、郵便には、健全な需要創出の余地があります。記念切手、風景印、地域限定消印、ファンレター、同人誌や小規模通販、観光地からの絵葉書、地域産品の発送、歴史的局舎を活用した展示やイベントなど、人々が自発的に「送りたい」「残したい」「訪れたい」と思う郵便文化を育てることは重要です。 郵政民営化の今後の検証では、郵便局を単なる収益事業としてではなく、生活インフラ、文化インフラ、地域の記憶を担う場所として再評価することを求めます。
28	個人		郵便局ネットワークは、単なる商業店舗網ではなく、警察・消防・公共交通・行政窓口に近い基礎的な生活インフラである。利用件数や採算性のみで縮小を判断すると、低利用地域ほどサービスが失われ、さらに利用が困難になる悪循環を招く。郵便事業の効率化は必要であるが、その評価指標は収益性だけでなく、全国到達性、災害時対応、高齢者・障害者・地方在住者・小規模事業者の利用可能性、信書・行政通知・文化的交流を支える機能を含めるべきである。 要するに、郵便を完全に「儲かる配送ビジネス」として見ると、警察に「逮捕件数を増やせ」、消防に「出動件数で採算を取れ」と言うのに近い歪みが出る。 郵便は商売でもあるけれど、同時に社会の連絡網・記録網・文化網・文化網でもある

提出された意見(個人)

No.	提出者	項目	意見内容
30	個人	②	郵政民営化及び金融二社の将来の在り方について意見を申し述べます。 現在、郵政民営化法附則第2条の3において、郵便のみならず、貯金及び保険についてもユニバーサルサービスとして位置付けられています。一方で、金融二社（ゆうちょ銀行・かんぽ生命）の完全売却を求める意見も引き続き見られます。しかし、仮に金融二社が完全に日本郵政グループから離脱した場合、現行法におけるユニバーサルサービスの関係をどのように整理するのが明確ではないように感じています。特に懸念するのは、日本郵便が貯金・保険サービスの提供義務を負う一方で、金融二社が独立した民間企業となった場合の関係です。日本郵便は全国の郵便局ネットワークを維持しながら貯金・保険サービスを提供する責務を負うことになりますが、そのサービスの提供主体である金融二社がグループ外企業となれば、窓口業務の委託手数料や業務分担の交渉において、日本郵便側が不利な立場に置かれる可能性があります。 通常の民間企業同士であれば、条件が折り合わなければ契約を見直すことも可能ですが、日本郵便はユニバーサルサービス提供義務を負っているため、そのような選択肢を取りにくい立場にあります。 その結果、全国ネットワーク維持のコストを日本郵便が負担しながら、そのネットワークを利用する金融二社との利益配分について十分な交渉力を持たない状況が生じることを懸念しています。 また、近年は人口減少や高齢化の進行に伴い、地方において民間金融機関の店舗統廃合が進んでいます。このような状況下では、2005年の郵政民営化当時と比較して、郵便局ネットワークが担う金融アクセスの役割はむしろ大きくなっていくように思われます。 私は、金融二社を必ずしも日本郵政グループ内に維持すべきと主張するものではありません。しかし、現行法で貯金・保険のユニバーサルサービスが求められている以上、金融二社の完全売却を進めるのであれば、 1. 貯金・保険のユニバーサルサービスを将来も維持するのか 2. 維持する場合、その費用負担を誰が担うのか 3. 日本郵便と金融二社との関係をどのように制度的に担保するのか について、具体的な制度設計を明らかにしていただきたいと考えます。 郵政民営化の議論においては、金融二社の株式保有の在り方だけでなく、国民に対するユニバーサルサービスを将来どのような形で維持するのかという観点からも検討をお願いしたいと思います。
31	個人	①	郵政民営化については、公共インフラとしての役割と民間企業としての収益性が十分に整理されないまま現在に至っていると考えます。その結果、日本郵政グループには公共性と収益性の双方が求められ、経営上の矛盾が生じているのではないのでしょうか。 公共インフラとして郵便局ネットワークを維持するのであれば、利益追求を第一義とするのではなく、その役割に見合った公的支援や制度設計を行うべきです。過疎地域を含めた郵便局ネットワークは国民生活を支える重要な社会基盤であり、その維持に必要な費用を公共政策として位置付けることが望ましいと考えます。 一方で、民間企業として経営を行うのであれば、採算性を重視した経営判断を尊重し、不採算事業まで過度に担わせるべきではありません。経営の自由度を確保し、事業の選択と集中を進められる制度とすることが望ましいと考えます。 今後の制度設計に当たっては、「公共インフラとして運営するのか」「民間企業として競争力を高めるのか」という基本的な方向性を明確にし、それぞれに応じた責務や支援の在り方を整理することが重要であると考えます。公共性と収益性の双方を同時に求め続ける現行の制度については、その妥当性を改めて検証することを期待します。
		②	
		⑥	

提出された意見（個人）

No.	提出者	項目	意見内容
32	個人		私は、日本国憲法前文、第1条、第16条、第21条、第31条、第97条及び第98条第1項を根拠として、主権者として本状を提出します。 本状は、郵政民営化に関する意見募集に対し、単なる賛否や要望を述べるのではなく、郵政民営化の制度設計、行政判断、国民負担及び責任主体の構造を照合するための文書です。 郵政民営化は、市場原理の導入による効率化を目的として実施されたものと理解していますが、近年、郵便事業の収益悪化、郵便料金の値上げ、郵便局ネットワーク維持のための公的支援の議論など、当初の制度設計との関係について国民が検証すべき状況が生じていると考えます。 ついては、以下の事項について照合します。 一、郵政民営化によって達成するとされた政策目的、評価指標及び成功基準を明示してください。 二、現在の郵便事業に対する公的支援、財政負担及び制度的支援が、当初の民営化方針とどのように整合すると整理されているのか明示してください。 三、郵便、金融及び保険事業の一体的運営の必要性について、政府がどのような評価及び分析を行っているのか説明してください。 四、郵政民営化による国民の利便性、地域インフラ維持、財政負担及び安全保障上の影響について、どのような検証及び再評価を実施しているのか明示してください。 五、内閣、郵政民営化委員会、総務省、日本郵政株式会社その他関係機関の責任分担及び責任主体を明示してください。 六、今後の郵政制度の見直しに当たり、国民が検証可能な評価指標、記録保存及び説明責任の確保をどのように実施するのか説明してください。
33	個人		表向きは民間会社、実際は国費が入る国の企業という矛盾が出ているように見えます。 そして郵政民営化は失敗だったが失敗を認めたくないの、しれっと公営に戻そうとしているようにも見えます。 どっちつかずの状況は、さらに問題を複雑化させる要因になるのではないのでしょうか。 今後、日本郵便が潰れたり、外国企業と密接な関係のある企業が買収して最終的に外資になってしまいう状態になる可能性が高いのであれば、明確に公共事業に戻して、運営の見直しを徹底的にやっただろうが、問題は最小限に収まると考えます。
34	個人	①	まず、経営陣に「株式会社を経営している」という責任感や覚悟が見えない。そのことが、数々の不祥事が続いている根本的な原因だと考えます。 現場に対しては、「民間会社になったのだから」と無理・無意味な営業目標を課したり、無理・理不尽なコスト削減や、天下り会社が儲かる商品を自爆させようとしたりなど、経営者側のやりたい放題になっている。そこには民間会社としての合理的な発想はない。営業目標の根拠を質問してもまともにも答えられない上司がいない。 「ボトムアップ」という言葉をこれまで歴代の社長は何度も繰り返してきたが、いまだに現場からの「上申」という制度が社内には存在しない。あるのはまるで江戸時代かのような「目安箱」というシステム。意見を受け付けてもどこの部署が責任を持って解決していくのか、進捗状況はどうなっているのか、人事異動の際にきちんと引き継がれているのか、全く分からない。フラックボックス。会見でのこれまでの歴代社長の「ボトムアップの会社にする」という発言は虚偽だったと言っても過言ではない。 「ガバナンスの徹底」という言葉も、これまでどれだけ会見で言ってきたのか？ 「ガバナンスが成立しない最も大きな原因は、経営陣の指揮下にいるはずの集配機能のない郵便局の局長たちが作っている任意団体、 「全国郵便局長会」が、選挙での集票力を背景に経営陣の意思決定を歪めているからだ。部下が経営陣の命令を覆すことのできる権力を持っている限り、会社のガバナンスなど永遠に成り立たない。

提出された意見(個人)

No.	提出者	項目	意見内容
			「全国郵便局長会」のHPを見ると、局長は、「地域の冠婚葬祭やイベントへの参加、イベントの企画を行う」とある。これは日本郵便が局長に課している業務ではない。葬儀などは平日の屋間に行われることが多い。ただでさえ人数の少ない小さな郵便局から平日の屋間に責任者が窓口から抜ける。このようなことが全国的に行われていてもいいのだろうか？ 郵便局の業務は主に三事業あり、それぞれが大変奥深く広い範囲の知識が必要で、経験も重要になってくる。冠婚葬祭への出席、地域のイベント参加と開催、政治活動などで忙しい局長たちは、最も肝心な全社の業務に関する自己研鑽を一体いつ積んでいるのだろうか？ 多くの局長が、「簡単な事務さえ知らない郵便局長が責任者であれば、コンプライアンス違反が見つける事が難しくなる。また、本業である郵便局の仕事と局長会の活動の優先順位がはきまりとせず、公私のけじめの意識が緩み、責任者である局長自身による職務専念義務違反やコンプライアンス違反、犯罪までもが後を絶たない。 会社のガバナンスを無効にしている全国郵便局長会会員である局長を降格させることを提案して評価に代えさせていただく。
		②	研究開発部門への投資を行って頂きたい。 社内で使用されているほとんどの機器が外注では、いつまでも社員の自己解決能力が育たない。現場に最適化した業務用機器や業務用の物品などの作成ができるようになる必要がある。 また、商品開発においても研究開発部門への投資は必須。 日本郵政グループ全体では多くの社員を抱えているが、個々の社員の個性や才能などを評価しているとは思えない。一律に同じような仕事を与えているだけでは、より良い商品、サービスも生まれて来ない。 しかしその前に最も大事なのは経営陣の役人体質を変えないといけない。 全員にドラッガーなどの経営者が読むべき本を読んでもらい、MBA資格を取得してもらってください。
		③	郵便局における送金・決済と貯蓄などのサービスは、ゆうちょ銀行とは完全に切り離して、限度額を小さくしたコンパクトな銀行を立ち上げ、その銀行にユニバーサルサービスを任せるという体制にすれば良いと思います。 小さな郵便局で投資信託や国債の販売などのフルサービスは業務負担が大きすぎます。 かんぽ生命については、新規募集を停止して廃業がふさわしいと考えます。 今も体質は変わらず、不適正販売の温床となっているのではないのでしょうか。 都道府県民共済の代理店となるのが良いのではないかと思います。
		④	早期に全株売却すれば解決する話では？ 経営について権限を持たない全国郵便局長会が経営の思決定に関与していることが最大の問題です。
		⑤	上記と同じ。
		⑥	郵便配達網の維持を最優先すること。 地方における「最後の砦」とも言われる局舎は残していくべきだと考える。 全国郵便局長会に所属する郵便局長は、業務と地域活動について公私混同があるので局長を解任すること。 局長が局舎とその土地を日本郵便に貸し付けて賃料を得るという仕組みは利益相反の可能性が高く、上場企業としての透明性確保のため局名と貸主について公表し、公正な取引が行われているか国民からの監視が必要。
35	個人	①	以上 民営化を行って良かったことが一つもありません。国営に戻して欲しいです。
36	個人	①	全く評価しない。 戦争から何を学んだのか。郵便はインフラである。 インフラは国が守るべきであり民間で金を稼ぐ道具ではない。 経済を全く理解できていないものに手をつ込ませるべきではない。
			あなただも気づいてるはずだ
		②	一秒でも早く国営化するのみ。 むしろそれ以外の方法は評価に値しない。
37	個人		日本郵便、ゆうパック最大40パーセント値上げのニュースをみました。小泉政権が郵政民営化して以降、郵便はどんどん値上げするばかり。民営化の失敗以外になんといえればいいのでしょうか

提出された意見(個人)

No.		提出者		意見内容	
38	個人	項目		郵政民営化の進捗状況の検証にあたり、一貫して市場原理や効率性を重視してきたこれまでの民営化路線を見直し、郵便局を持つ「地域社会の重要なインフラ・公共財」としての価値を最優先に据えた政策転換を強く求めます。特に過疎化や少子高齢化が進む地方において、郵便・貯金・保険の三事業が一体として提供されるユニバーサルサービスの重要性は増しており、これ以上の分断や民間化は地域社会の崩壊を招きかねないとの危機感を持っています。	
			①	郵政民営化以降、組織が分断されたことによる効率性の低下や、現場の労働環境の悪化、さらには過疎地を中心としたサービス水準の維持への懸念など、多くの弊害が生じていると評価せざるを得ません。利益追求が最優先された結果、かつてのような「誰もがどこでも安心して利用できる国家的な安心感」が損なわれ、金融商品の不適切販売問題などに繋がった背景にも、民営化による過度な収益プレッシャーがあったと考えます。郵政事業の本質は公共性の担保であり、民営化という枠組み自体が日本の地域社会の現実即していない側面が露呈したと言えます。	
			②	今後の郵政民営化（政策）に期待することは、さらなる株式売却や完全民営化への突き進みではなく、「公共性の回帰」と「地域のセーフティネットとしての機能強化」です。改正法において「デジタル技術の活用による効率化」や「地域貢献業務の実施」が盛り込まれたことは評価できますが、これらを単なる自助努力に委ねるのではなく、国が責任を持って郵便局ネットワークを維持・活用するための法整備や財政的支援を主導することを期待します。	
			③	日本郵政がゆうちょ銀行およびかんぽ生命の株式を完全に処分することには強く反対します。株式を完全に処分した場合、両行・両社に対する関与が弱まり、郵便局ネットワークを通じた三事業一体のユニバーサルサービス維持は極めて困難になります。仮に完全処分を前提とする場合であっても、ユニバーサルサービスを確実に履行するため、改正法で導入された「1/3超の株式保有義務」を当面の間ではなく永続的な義務へと格上げすべきです。また、窓口業務委託手数料の適正な水準の法的担保や、サービス廃止・縮小に対する強力な国・委員会の関与（認可制の厳格化など）など、法的な縛りを何重にも講じるべきです。	
			④	4.5ゆうちょ銀行・かんぽ生命に課された「上乗せ規制」の影響について ゆうちょ銀行・かんぽ生命に課されている「上乗せ規制」の緩和については、極めて慎重であるべきです。安易な規制緩和によって両行・両社がリスクの高い民間金融ビジネスへ肥大化・傾斜することは、預金者・加入者の資産保護や経営の安定性を揺るがす恐れがあります。また、民間金融機関との競合激化を招くよりも、両行・両社は「地域住民の確実かつ安全な資産形成・生活保障の手段」という原点に立ち返るべきです。上乗せ規制の撤廃を経営の自由度向上という文脈だけで捉えるのではなく、公共インフラとしての縛りと表裏一体のものとして維持すべきだと考えます。	
			⑤		
		項目	⑥	改正法附則にある「日本郵政と日本郵便の合併」について、早期の実現を強く支持します。現在の持ち株会社体制による分断は、意思決定の遅れや間接部門の重複コストを生んでおり、現場の疲弊を招いています。両社が合併し、再び一体的な組織（将来的には金融2社も含めた一体化が望ましい）となることで、経営資源を郵便局ネットワークの維持へダイレクトに投入できる体制を整えるべきです。 費用負担の在り方について： 全国一律のネットワークを維持するための費用は、日本郵便の自助努力やグループ内の内部補助だけで賄うには限界が来ていると見られます。改正法で創設された「政府保有株の配当減額分を原資とする交付金」や「地域貢献基金」の仕組みをさらに拡充すべきです。また、郵便局が自治体の公的な行政窓口業務や住民の生活支援（基盤的サービス）を担うのであれば、国費（一般会計）からの直接的な財政補填も含めた、安定的かつ持続可能な公的支援の仕組みを構築すべきです。	

提出された意見（個人）

No.	提出者	項目	意見内容
		⑦	（働く職員の労働環境と郵便サービスの品質維持について） 郵政民営化以降、過度な利益追求やコスト削減圧力が現場にシワ寄せされ、非正規雇用の増大や人手不足、それに伴う労働環境の悪化が深刻化していると聞き及びます。郵便物の配達頻度の引き下げやお届け日数の繰り下げなども、利用者の利便性を損なうだけでなく、地域社会の活力を削ぐ一因となっています。事業の維持には、現場で働く郵便局員が安心して長く働ける環境が必要不可欠です。国や委員会は、経営数字の検証だけでなく、現場の労働環境やサービスの「質」そのものが低下していないかについても、厳しい目で検証・監視すべきです。（災害時における公的インフラとしての機能強化について） 近年、全国各地で大規模な自然災害が相次ぐ中、全国津々浦々に広がる郵便局ネットワークは、被災地における物資の配送拠点や、住民の避難・生活支援の拠点として極めて重要な役割を果たしています。しかし、完全な民間企業としての効率性を求めすぎれば、災害対応への備えや過疎地での拠点の維持はコストと見なされ、縮小されてしまう恐れがあります。郵便局を単なる「一企業」として扱うのではなく、有事における国家的な防災・救済インフラとして位置づけ、その維持・強化に向けた公的支援や法的枠組みを担保することを求めます。（株主構成の変化にともなう経済安全保障・外資規制について） ゆうちょ銀行・かんぽ生命の株式が完全に処分され、さらに日本郵政の政府保有比率（現在3分の1以上）が今後見直されるようなことがあれば、海外の巨大なアクティビスト（物言う株主）や外資系ファンドによる買収・経営関与のリスクが現実味を帯びてきます。国民の貴重な資産（預金・保険金）や、国家の基盤である物流・通信ネットワークが、目先の利益を優先する海外資本に左右される事態は、経済安全保障の観点から絶対に避けるべきです。完全民営化路線の危険性を再認識し、外資規制の厳格化や、国によるコントロール権の維持について断固とした措置を講じるべきです。
39	個人		郵政民営化でサービスは悪くなり、良かつた点は感じられません。 民営化する前の状態に戻して欲しいです。
40	個人		郵政事業のユニバーサルサービスを永続的に維持するため、郵政事業の再公営化を提案します。
			現在の分社化・民営化体制を解消して組織を再統合し国の直接的な責任と財政基盤の下で運営することで全国の郵便局ネットワークの維持と郵便・貯金・保険の三事業の一体的な提供を確実に担保すべきです。
41	個人		ゆうパックが40%値上げのニュースがありました。郵政民営化の結果がこれだな、最悪だな、とそれだけです。私は地方の人間で、郵政民営化で郵便局がなくなりとても困りました。やっぱり最悪だな、と思っています。
42	個人	②	【意見のテーマ】 ①今後の郵政民営化の理念との乖離⑥現場の構造的課題⑦持続可能な組織への改善提案 【意見の概要】 元社員の視点から、現在の現場の課題と改善策を提案します。 民営化当初の「あまねく公平」という理念は、行き過ぎたコスト削減によって形骸化しています。 車両整備の現場への丸投げ等による安全軽視、時間管理のみを重視した結果の地域との信頼関係の喪失、パワハラ体質による人材枯渇など、現場は危機的状況にあります。 紙のカタログ等の無駄な経費や、特定局・普通局間のいびつな人事制度も放置されています。公金投入に見合う真の改革のため、局の統廃合と24時間体制の構築、Zoom等を用いたオンライン窓口化、そしてしがらみのない人材（早期退職者等の新専門役登用）による組織風土の刷新を強く要望します。 【意見の詳細】 (1) 民営化の理念と現場の乖離（コスト削減至上主義と安全軽視） 民営化当初「あまねく公平により良いサービスを提供する」とされていた理念は、現在「社員の申し出により一人一人の人生に寄り添う」といった美辞麗句に書き換えられ、形骸化しています。 現場の管理者層はコスト削減のみを追求しており、社員の命や安全を守る意識が希薄です。以前は専門業者が行っていたバイクの整備等も、経費削減の名のもとに現場社員の自己責任として行わせています。結果として出発前点検が不十分になるなど安全が脅かされており、これは事故を誘発し、長期的にはさらなるコスト増を招く悪手です。 事故事例研究会も、結局は経費削減の責任回避の隠れ蓑として使われているのが実態です。

提出された意見（個人）

No.	提出者	項目	意見内容
			(2) 従業員を軽視する組織体質と地域との信頼喪失 かつて郵便局は「地域の中の郵便局」として住民と深い信頼関係を築いていました。しかし現在は、超勤削減のみが評価対象となり、地域の方々と立ち話をして信頼関係を築くような社員は「コストのかかる社員」として評価されません。 かつては年末に地元の高校生がアルバイトに来て、家庭に郵便局の良さが伝わることで信頼が醸成されていましたが、今は期間雇用社員をコストとしか見ず「辞めさせればよい」と考える管理者が横行し、出世しています。怪我で医師から乗務を止められている社員に無理やり乗務させるような事例もあり、地域からは「郵便局はパワハラばかりだから他に行った方がいい」と評されるまでになり、非常に悲しい思いをしています。これではSNS時代に悪評が拡散し、新たな労働力が集まるはずがありません。また、職場環境改善のアンケートも、管理者が回答者を特定できる状態で行われており、対話ではなくパワハラ風の温床になっています。 (3) 無駄な経費と不透明な人事・労働組合の問題 経費削減を叫ぶ一方で、ネット価格と乖離した紙のカタログ資料が大量に配布されており、大きな無駄となっています。これをペーパーレス化・廃止するだけで相当な黒字化が見込めます。 また、人事制度においては、普通局（集配局）の配達エリアを整理するよりも先に、小規模局（旧特定局）の統廃合を行うべきです。普通局の部長が役職者定年の違いから特定局長になりたがるという構造自体が問題です。 さらに、労働組合に関しても、管理者が組合役員に不適切な配慮を行っており、一般社員との公平な評価バランスが崩れています。役員等に異動がないことがその証拠であり、長期的な人材育成を阻害しています。 (4) 持続可能な組織に向けた改善提案 以上の課題を踏まえ、以下の改善を提案します。 ⑥ ネットワーク再編と24時間営業体制の構築 雇用問題への配慮というのであれば、局を統合した上で普通局の24時間体制を復活させるべきです。これにより深夜配達や深夜集荷の需要を取り込め、管理者ポストも「朝・夜・統合」と役割分担ができ、役職不足の不満も解消できます。 ⑦ オンライン対応による窓口の近代化とコンプライアンス強化 保険・貯金窓口をZoom等のオンライン対応で24時間化・集約化すべきです。利便性が向上して雇用も守れる上、面談記録が残るため、過去のかんぽ生命のような不適正募集問題の再発を確実に防ぐことができます。 しがらみのない人材の登用（新専門役の配置） 現在、ゆうちょ・かんぽの資産が減少していますが、これは退職した社員自身が「組織の未来に見切りをつけて資産を他行へ移している」という内部の不信感が大きな原因です。 形ばかりの改善や公金投入で終わらせないためには、内部のしがらみや組合との癒着がない人材に権限を持たせる必要があります。会社主導の早期退職等で外に出た元社員などを新専門役として配置し、忬度のないメスを入れさせることで、真に地域から必要とされる組織に生まれ変わることをできると考えます。

提出された意見（個人）

No.	提出者	項目	意見内容
43	個人		〔はじめに〕 郵政民営化について、国民生活の安全性、行政機能の確実な維持、そして現代の安全保障環境を踏まえた観点から意見を述べます。郵便事業は単なる物流サービスではなく、行政文書、個人情報、金融情報など、国家の根幹に関わる情報を扱う重要な公共インフラです。民営化によって効率化や競争促進が期待される一方で、現在の安全保障環境や行政のデジタル化の進展を踏まえると、制度が時代に適合しているか慎重な検討が必要であると考えます。 〔郵政民営化法が制定された時代背景について〕 郵政民営化法が成立したのは二〇〇五年であり、当時の社会状況は現在とは大きく異なっていました。二〇〇五年当時は、行政のデジタル化がほとんど進んでおらず、マイナバンパー制度も存在していませんでした。個人情報保護の意識も現在ほど高くなく、行政文書の電子化や情報セキュリティに関する議論は限定的でした。また、中国製通信機器や電気自動車、中国製通信機器や電気自動車の安全保証リスクはほとんど認識されておらず、主要国が政府調達から特定国製品を排除する動きもありませんでした。公的文書の送達には国家機能が公務員としてこれを担うことが当然とされていた時代です。 〔二〇二六年の安全保障環境との乖離〕 現在の安全保障環境は二〇〇五年とは大きく異なります。主要国では、政府調達において安全保障上の理由から特定国製の通信機器や電気自動車を排除する動きが進んでいます。日本でも同様の議論が進みつつあり、行政機関や重要インフラ事業者に対して安全保障上の配慮が求められるようになっています。郵便車両やバイクにはGPSや通信モジュールが搭載されており、配送ルートや住所情報などの重要なデータが扱われています。これらの機器が海外製である場合、データが外部に送信される可能性があり、国家インフラとしての安全性が損なわれます。二〇〇五年当時には想定されていなかったリスクが、現在では現実的な課題となっています。 〔公的文書の送達は国家機能であることについて〕 行政機関や裁判所、税務当局などから送付される文書は、本人に確実に届けることが法的に求められています。これらは行政権の行使の一部であり、本来は公務員またはそれに準ずる身分の者が担うべき業務です。しかし、民営化後の郵便局員は民間企業の従業員であり、公務員としての身分保障や守秘義務、国家レベルの安全保障教育が制度上十分に担保されていません。公的文書の送達という国家機能を民間企業に委ねる現状は、制度的に矛盾を抱えていると考えます。 〔他の運輸事業者との公平性と安全保障の問題〕 民営化を徹底する場合、競争の公平性の観点から、他の運輸事業者にも公的文書の配送を認める必要が生じます。しかし、これには重大な安全保障上の問題があります。外国製の通信機器や車両を使用する事業者、外国籍のドライバーが従事する事業者などが公的文書を扱うことになれば、住所情報や行政情報が外部に漏洩する可能性が高まります。これは差別の問題ではなく、国家インフラの安全性を確保するための制度的な課題です。主要国では、公的文書の送達は国家機関が担うことが一般的であり、日本の現状は国際標準と乖離しています。 〔新たな国家的配送組織の設置の現実性について〕 公的文書の送達を担う新たな国家的配送組織を設けることが理想ではありますが、現実的には人員確保や予算の面で困難が伴います。全国規模のネットワークを新設することは容易ではなく、現状の郵便局ネットワークを代替できる組織を短期間で構築することは現実的ではありません。二〇〇五年当時から新たな組織の設置も可能だったかもしれませんが、現在の人員不足や財政状況を踏まえると、同様の対応は困難です。この点からも、民営化を進める場合には、公的文書の送達に関する制度を抜本的に見直す必要があります。

提出された意見（個人）

No.	提出者	項目	意見内容
			〔民営化の目的と公共性の両立について〕 民営化の目的として掲げられた効率化や競争促進は重要ですが、公共性の高いサービスの維持と両立させることが不可欠です。特に、地方や過疎地域における郵便局ネットワークの維持、ユニバーサルサービスの確保は、民間企業の経営判断だけでは十分に担保できない可能性があります。公共性の高い機能を守るためには、国家が一定の責任を持ち続ける必要があります。 〔結論〕 郵政民営化法は二〇〇五年に制定された制度であり、当時の安全保障環境や行政のデジタル化の状況は現在とは大きく異なります。公的文書の送達是国家機能であり、民営化によって生じた制度的な矛盾や安全保障上の懸念は看過できません。新たな国家的配送組織を設ける余裕が現状では乏しいことを踏まえ、民営化の在り方については白紙に戻して再検討することも選択肢として考えるべきだと考えます。国民生活の安全性と行政機能の確実な維持を最優先に、郵便事業の公共性を守る制度設計を求めます。 以上
44	個人	①	郵便事業は、単なる物流サービスではなく、全国どこでも同等のサービスを受けられる社会インフラであり、国の安定性や信頼性を示す存在であると考えます。利益の追求を目的とする民間企業の経営とは、本質的に相性が良い事業ではないと感じています。
		②	郵便事業については、公共インフラとしての性格を重視し、国営へ戻すことも含めて制度の見直しを検討すべきと考えます。採算性だけでは維持が困難な地域にもサービスを提供し続けることは、国の責任であるべきです。
		③	金融・保険事業と郵便事業の制度設計について十分な知識がなく、具体的な方策については判断できません。ただし、株式処分の有無にかかわらず、郵便・貯金・保険のユニバーサルサービスは確実に維持される制度であるべきと考えます。
		④	専門的な内容であり、競争環境や経営への影響について十分な知識がないため判断できません。
		⑤	専門的な内容であり、競争環境や経営への影響について十分な知識がないため判断できません。
		⑥	郵便局ネットワークは公共インフラとして維持されるべきものであり、その維持費用については国費による一定の負担が妥当と考えます。特に人口減少地域や過疎地域では、採算性だけで郵便局の存続を判断すべきではありません。
		⑦	郵便局は郵便・金融・保険の窓口としてだけでなく、災害時や地域社会を支える重要な拠点でもあります。市場原理のみで評価するのではなく、社会的・公共的な価値を踏まえた制度設計を期待します。

提出された意見（個人）

No.	提出者	項目	意見内容
45	個人		〔はじめに〕 郵政民営化について、国民生活の安全性、行政機能の確実な維持、そして現代の安全保障環境を踏まえた観点から意見を述べます。郵便事業は単なる物流サービスではなく、行政文書、個人情報、金融情報など、国家の根幹に関わる情報を扱う重要な公共インフラです。民営化によって効率化や競争促進が期待される一方で、現在の安全保障環境や行政のデジタル化の進展を踏まえ、制度が時代に適合しているか慎重な検討が必要であると考えます。 〔郵政民営化法が制定された時代背景について〕 郵政民営化法が成立したのは二〇〇五年であり、当時の社会状況は現在とは大きく異なっていました。行政のデジタル化はほとんど進んでおらず、マイナンバー制度も存在していませんでした。個人情報保護の意識も現在ほど高くなく、行政文書の電子化や情報セキュリティに関する議論は限定的でした。また、中国製通信機器や電気自動車、中国製通信機器や電気自動車の安全保証リスクはほとんど認識されておらず、主要国が政府調達から特定国製品を排除する動きもありませんでした。公的文書の送達には国家機能が公務員としてこれを担うことが当然とされていた時代です。 〔二〇二六年の安全保障環境との乖離〕 現在の安全保障環境は二〇〇五年とは大きく異なります。主要国では、政府調達において安全保障上の理由から特定国製の通信機器や電気自動車を排除する動きが進んでいます。日本でも同様の議論が進みつつあり、行政機関や重要インフラ事業者に対して安全保障上の配慮が求められるようになっていきます。郵便車両やバイクにはGPSや通信モジュールが搭載されており、配送ルートや住所情報などの重要なデータが扱われています。これらの機器が海外製である場合、データが外部に送信される可能性があり、国家インフラとしての安全性が損なわれます。二〇〇五年当時には想定されていなかったリスクが、現在では現実的な課題となっています。 〔公的文書の送達は国家機能であることについて〕 行政機関や裁判所、税務当局などから送付される文書は、本人に確実に届けることが法的に求められています。これらは行政権の行使の一部であり、本来は公務員またはそれに準ずる身分の者が担うべき業務です。しかし、民営化後の郵便局員は民間企業の従業員であり、公務員としての身分保障や守秘義務、国家レベルの安全保障教育が制度上十分に担保されていません。公的文書の送達という国家機能を民間企業に委ねる現状は、制度的に矛盾を抱えていると考えます。 〔地域の郵便局員との信頼関係について〕 郵便局は長年、地域社会に深く根ざした存在でした。地元の郵便局員と挨拶を交わし、顔なじみになり、生活の中で自然な信頼関係が形成されてきました。保険料の徴収や各種手続きなど、地域住民の生活を支える役割も担ってきました。こうした地域の安心感は、郵便局員が公的な責任を持ち、地域の安全や個人情報を守る存在として信頼されていたからこそ生まれたものです。民営化によってこの公共性が弱まることは、地域社会にとって大きな損失であり、制度設計において軽視すべきではありません。

提出された意見(個人)

No.	提出者	項目	意見内容
			〔他の運輸事業者との公平性と安全保障の問題〕 民営化を徹底する場合、競争の公平性の観点から、他の運輸事業者にも公的文書の配送を認める必要が生じます。しかし、これには重大な安全・全保障上の問題があります。外国製の通信機器や車両を使用する事業者、外国籍のドライバーが従事する事業者などが公的文書を扱うことになれば、住所情報や行政情報などが外部に漏洩する可能性が高まります。これは差別の問題ではなく、国家インフラの安全性を確保するための制度的な課題です。主要国では、公的文書の送達是国家機関が担うことが一般的であり、日本の現状は国際標準と乖離しています。 〔新たな国家的配送組織の設置の現実性について〕 公的文書の送達を担う新たな国家的配送組織を設けることが理想ではありますが、現実的には人員確保や予算の面で困難が伴います。全国規模のネットワークを新設することは容易ではなく、現状の郵便局ネットワークを代替できる組織を短期間で構築することは現実的ではありません。二〇〇五年当時であれば新たな組織の設置も可能だったかもしれませんが、現在の人員不足や財政状況を踏まえると、同様の対応は困難です。この点からも、民営化を進める場合には、公的文書の送達に関する制度を抜本的に見直す必要があります。 〔民営化の目的と公共性の両立について〕 民営化の目的として掲げられた効率化や競争促進は重要ですが、公共性の高いサービスの維持と両立させることが不可欠です。特に、地方や過疎地域における郵便局ネットワークの維持、ユニバーサルサービスの確保は、民間企業の経営判断だけでは十分に担保できない可能性があります。公共性の高い機能を守るためには、国家が一定の責任を持ち続ける必要があります。 〔結論〕 郵政民営化法は二〇〇五年に制定された制度であり、当時の安全保障環境や行政のデジタル化の状況は現在とは大きく異なります。公的文書の送達は国家機能であり、民営化によって生じた制度的な矛盾や安全保障上の懸念は看過できません。新たな国家的配送組織を設ける余裕が現状では乏しいことを踏まえると、民営化の在り方については白紙に戻して再検討することも選択肢として考えるべきだと考えます。国民生活の安全性と行政機能の確実な維持を最優先に、郵便事業の公共性を守る制度設計を求めます。 以上
46	個人		これだけの「巨額の」資産を抱えた組織を、簡単に民営化したのは、投資家に食わせる非道な行為であり、地域のインフラとしてやせ細ってきたのも、民営化による影響と思われる。
47	個人		ゆうちょにお金を預けている人は勿論。過疎地域に必要なインフラとして、郵政は国に戻すべきだと考えます。
48	個人	①	生活に必須の郵便事業を民営化したのは大失敗であった。郵便・金融・保険の全ての事業が弱体化したうえ外資が儲かっただけではないのか。民営化を進めたことにより安全保障リスクが増大した。民営化をやった意味がわからない。万死に値する。
		②	熱心に民営化に努力されて来ているが前途多難に思われる。金融サービス、郵便事業の民営化は、過疎化する地方の状況を考えた場合、経済性だけで割り切れるものではなく、全国一律の基準ではなく、地域別（府県別？）の状況に配慮して考え直すべきではないか。
		③	小泉政権の時のグラウンド・デザインを見直し、「何が何でも民営化」ではなく、現在の状況にふさわしいサービス内容に適した業務形態への柔軟な調整を考えるべきでは？
		④	過疎地方へのサービス、特に金融サービスの提供を要請する制度を作るべきでは。つまり民間の経済合理性にのみ基づく行動ではカバーされない人々に対する金融サービスの提供のやり方を考えるべきであらう。社会福祉的見地からの検討になるかもしれない。
		⑤	上乗せ規制は不要。現在の金銭感覚ではこの程度の金額の規制をかけることは社会的説得力がないし、民間金融機関の実力からいって、ほとんど効果が無い規制に考えられる。預金は金融機関にとって大切な資金調達方法ではあるが、上乗せ規制で、公正な競争が促進されるとは考えられないし、顧客本位の業務運営という見地からも疑問のある規制である。
		⑥	上乗せ規制は不要。現在の生命保険による保障としては1300万円ではあまりにも不十分。顧客本位の業務運営から考えると、理解できない規制になっている。かんぽ生命を民間保険業者と健全な形で競争させる方向での、商品開発を促進する方策を導入すべき。また、同時に、かんぽ生命でしか引き受けられないような被保険者のマーケットの探索も必要なのでは？
49	個人		過疎地における金融サービス及び郵便サービスに関するライブラインをどう構築するかというグラウンド・デザインをまず考えるべき。まず郵便局は国民生活の重要なインフラであることを軽視して欲しくないとします。民営化を進め、採算重視の経営になることを国民の一人として危惧しております。 そもそも民営化により、何が良かったのか、悪かったのかの検証を先ずは行ってほしい。 料金は上がり、サービスは低下しているように感じます。 また、ゆうちょ銀行やかんぽ事業の外資への売却などが行われぬようお願いしております。

提出された意見（個人）

No.	提出者	項目	意見内容
50	個人		私は、郵政事業は再公営化すべきであると考えます。 郵便・物流・郵便貯金・簡易保険は、単なる営利事業ではなく、国民生活と地域社会を支える重要な公共インフラです。そのため、利益を最優先とする株式会社経営に委ねることは適切ではありません。 第一に、地方の郵便局は、郵便業務だけでなく、高齢者や交通手段の限られた地域住民にとって、金融や各種行政サービスにつながる重要な拠点です。採算性を重視する民間企業では、不採算地域のサービス縮小や郵便局の統廃合につながるおそれがあり、地域の過疎化や生活基盤の弱体化を招きかねません。 第二に、郵便貯金や簡易保険は、多くの国民、特に高齢者が安心して利用できる公共性の高い制度として長年信頼されてきました。営利企業となることで、収益性が重視される経営となり、本来の公共的役割よりも利益追求が優先されることが懸念されます。 第三に、現在は法律によりユニバーサルサービスが維持されていますが、政府保有株式の処分が進めば、将来にわたり現行と同等のサービスが維持される保証はありません。国民が居住地に関わらず郵便・金融サービスを受けられる体制は、経営判断ではなく、国の責任として維持されるべきです。 第四に、郵便・物流・金融は、災害時や有事においても機能を維持すべき国家的インフラです。こうした分野は安全保障の観点から重要であり、株式会社として市場原理に委ねるより、公的な管理の下で安定的に運営されることが望ましいと考えます。 郵政民営化については、効率化や経営の自由度向上といった利点が指摘されています。しかし、それ以上に、全国一律のサービス提供、地域社会の維持、災害対応、安全保障といった公共的価値は極めて重要です。これらは利益だけでは測ることのできない国の基盤であり、国が責任を持って維持すべきものです。
51	個人		郵政民営化は完全失敗。 単にウォール街にゆうちよ・かんぼの資産を差し出しただけのこと。 地方の町でのユニバーサルサービスの維持はもはや継続不能の状態。 大量の離職者を出し、現場は人手不足。 厳しいノルマを課すことで無理な営業を繰り返し、結果不祥事に繋がる。 財政投融资の資源がなくなったため、公共インフラの維持・更新ができず、至る所で機能不全が発生。 政府自民党は責任を取るべき。

提出された意見(個人)

No.	提出者	項目	意見内容
52	個人		郵政民営化に関する意見 郵便局は単なる郵便サービスの提供場所ではなく、全国各地で住民の生活を支える重要な公共インフラであると考えます。特に地方や高齢化が進む地域では、郵便局が行政サービスの補助、金融サービスの窓口、地域住民の相談窓口として果たしている役割は大きく、採算性だけを理由に縮小・廃止すべきものではありません。 人口減少や郵便物の減少によって維持が難しくなっていることは理解しますが、全国的なサービス網を維持するために必要な公的支援を行うことには意義があります。税金は利益性だけでなく、国民生活を支える基盤の維持にも使われるべきです。 一方で、現在の郵便・ゆうちょ銀行・かんぽ生命という三事業一体の運営については、今後の社会状況に合わせて見直しが必要だと考えます。三事業一体には、郵便局網を維持するための収益確保、利用者の利便性向上、窓口や人員の効率の活用といったメリットがあります。しかし、人手不足が深刻化する中で、すべての事業を同じ形で維持することが最適なのかは検討すべきです。 特に保険事業については、郵便局の公共的役割を守ることと切り分けて考える余地があります。郵便局ネットワークを維持することを最優先とし、そのために必要な事業形態や役割分担について柔軟に見直すべきです。 今後の郵便局は、郵便物を扱う場所にとどまらず、行政手続の支援、高齢者の生活支援、地域の情報拠点など、公共インフラとしての機能をさらに充実させる方向で活用すべきです。 また、公的な関与がある制度や組織については、その役割や国民にとっての利益、費用対効果を継続的に検証することも重要です。限られた公的財源を、国民生活に直結する分野へ適切に配分する視点が必要だと考えます。
53	個人	①	民営化により経営の効率化やサービスの改善が進んだ面はあると考えます。一方で、郵便局数は民営化以降減少しており、特に採算性の低い地域におけるサービスの維持への不安は大きくなっています。郵便局は単なる事業所ではなく、国民生活を支える重要な社会インフラであることとを改めて重視すべきです。
		②	効率化だけでなく、全国どこでも公平に郵便・貯金・保険サービスを利用できるという公共性を維持することを期待します。利益のみを優先するのではなく、地域住民や高齢者の生活を支える役割を継続していただきたいと考えます。
		③	ゆうちょ銀行・かんぽ生命の株式が全て処分された後も、郵便・貯金・保険のユニバーサルサービスを法的に確実に維持できる制度が必要で
		④	す。採算の取れない地域の郵便局についても維持責任や財源を明確にし、国民が安心して利用できる仕組みを整備すべきです。
		⑤	上乗せ規制の見直しは、他の金融機関との公正な競争を考慮することが重要ですが、規制緩和によって公共性が損なわれることがあつてはなりません。地域住民への金融サービス提供を最優先に検討すべきです。
		⑥	かんぽ生命についても、競争条件だけでなく、地方や高齢者が安心して利用できる保険サービスの維持という観点から制度を検討することを求めます。
		⑦	郵便局ネットワークは全国民の財産であり、採算性のみで縮小すべきではありません。ネットワーク維持に必要な費用負担の仕組みを明確化し、特に過疎地や離島などにおいても郵便局が継続できる制度設計を望みます。
		⑧	郵便・物流・金融は国の基幹インフラであり、安全保障の観点も十分考慮すべきです。外資による影響力の拡大や個人情報・金融データの管理についても慎重な検討を求めます。また、災害時における郵便局の役割は非常に重要であり、平時だけでなく有事を見据えた制度設計をお願いしたいと考えます。
54	個人		郵便料金が高くなる、小為替も高くなる、外資系の保険商品ばかり優遇されてる、等の事象があり、日本人にとっては郵政民営化は失敗であつたと考える。再公営化を切望する。
55	個人	①	かんぽ生命においては外資系の商品は廃止し内資の商品を専属で扱うように法改正をするべきと考える。でないと、日本人の富が外資系に吸われて日本人がどんどん貧しくなってしまう。 郵政民営化は失敗だったと思う。もともと日本の郵便は、離島を除きどんな地域にも翌日配達を実現する優秀な国営事業であり、貯金・保険部門も税金を使わず特別会計による独立採算で運営されていた。それを小泉内閣が郵政民営化で保険部門などを競争に晒して弱体化させた。当時は反対派に「刺客」候補をぶつけ「抵抗勢力」のレッテルを貼るという手法で世論を動かし、民営化を推し進めた経緯がある。結果として貯蓄部門の資産を外資に開放することとなり、自給自足で安定していた日本の輸送網を、脆弱な民間レベルまで引き下げてしまった。

提出された意見（個人）

No.		提出者	項目	意見内容
			②	再公営化を望む。極端なことを言えば赤字でもいいと思う。郵便、上下水道、電力、交通インフラといった生活基盤は、憲法25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を実質的に支えるものであり、国の行政サービスとしてその理念に基づいて維持されるべきだ。
			③	過疎地への配達網が維持できなくなる懸念がある。実効性のあるユニバーサルサービス確保策が必要である。
			⑤	かんぽ生命を外資系保険会社と同条件の競争に晒せば、資金力が桁違いの相手に太刀打ちできず劣勢に立たされる。
56	個人		①	評価すべき点は率直に認めます。経営効率化・サービス多様化・財政負担軽減に一定の成果があったことは認めた上で、以下の懸念を述べます。
			②	民営化以降、郵便局数は23,283局と950局減少しています。一方で過疎地の局数は民営化時の7,687局から2024年3月時点で8,149局に増加しており、これは採算悪化地域への集中を意味します。採算の取れない局が増加している構造は、完全民営化後の持続可能性に疑問を呈するものであり、早急な検証が必要です。
			③	ゆうちょ銀行・かんぽ生命の株式を日本郵政が1/3超保有する義務が改正法で規定されましたが、将来的に全部処分された場合のユニバーサルサービス維持の財源と責任主体が不透明です。 以下の点について明確な制度設計を求めます。 第一に、採算の取れない過疎地郵便局の維持費用の負担者を法律上明確にすることです。現在の改正法では交付金制度が設けられましたが、その財源（政府配当の減額分・旧郵便貯金の権利消滅分）が将来にわたって十分かどうかの検証が必要です。 第二に、日本郵政と日本郵便の合併検討（改正法附則第2条）が実現した場合のユニバーサルサービス責任の帰属を明確にすることです。合併により責任が曖昧になるリスクがあります。
			④	上乗せ規制（預入限度額1,300万円・新規業務規制等）の撤廃・緩和には慎重であるべきです。 理田として、ゆうちょ銀行が全国2万3千局のネットワークを背景に規制緩和された場合、地方銀行・信用金庫との競争において著しく有利な立場に立ちます。結果として地域金融機関の経営が圧迫され、皮肉にも「地域金融の多様性」が失われる可能性があります。規制緩和は地域金融への影響を十分に検証した後に段階的に行うべきです。
			⑤	かんぽ生命の不正販売問題（2019年）は、収益優先の営業体制が引き起こしたものです。上乗せ規制の緩和に際しては、顧客保護の観点から十分な監督体制の整備が前提条件であることを明記すべきです。特に高齢者向け保険商品については、対面での丁寧な説明と苦情処理体制の維持を義務付けることを求めます。
			⑥	郵便局ネットワークの維持費用は現在、実質的に日本郵便が負担していますが、その費用はゆうちょ・かんぽの窓口業務収入で補填されている構造です。株式処分が進みゆうちょ・かんぽとの関係が希薄化すると、この内部補助構造が崩壊する恐れがあります。 維持費用の負担の在り方について、以下の選択肢を明示した上で国民的議論を行うことを求めます。すなわち、政府補助金による直接支援、ユニバーサルサービス基金の創設と民間通信・物流事業者への拠出義務付け、あるいは日本郵政・日本郵便合併による内部補助の維持、のいずれかについて政策的判断を早急に示すべきです。
			⑦	郵便・物流・金融インフラは経済安全保障上の重要インフラであり、完全民営化後の外資による株式取得リスクについて明確な歯止めが必要です。現行の外為法による審査だけでなく、重要インフラとしての指定と情報管理規制の強化を求めます。また郵便局が保有する個人情報（2,300万口座以上の金融情報・全国民の住所情報）が外資傘下に入った場合のリスク評価を委員会として実施することを要求します。
57	個人			郵政民営化検証について、そもそも郵政（郵便と郵貯）は民営化したのが間違っていたとあって、一刻も早く国営に戻すべきです！何でもかんでも民営化にして表向きのサービス（職員の対応等）は良くなった部分もあると思いますが、そんなものは民営化したから良くなったとは思いません。 郵便は物流、郵貯は金融。これらを国営で運営していたからこそ、公務員として自覚と誇りをもって働いていた方々も沢山いらっしゃいました。 現在の郵便の実情はどうでしょう？郵便も郵貯もノルマに追われ、心に余裕がなく働いている方が多いように思います。マニュアルからはみ出ることとはとても良いことであっても出来ないと自らの良心との板挟みに苦しんでいる方もおられます。 郵便郵貯を筆頭にライフラインは民営化すべきではない！今すぐ国営化に戻してください！
58	個人			国の重要なインフラ機能である郵政・鉄道・医療・電気・水道などは、国営にするべきと考えます。 理由としては、国のインフラ機能は、利益でなく国民の利便性を最優先すべきと考えため。

提出された意見（個人）

No.	提出者	項目	意見内容
59	個人		郵便事業は本来、民営化すべきではなかった。国費の投入を余儀なくされている現状は、民営化が失敗であったと認めているようなものである。重要な生活・金融インフラであるはずの事業が、採算の合わない地域から撤退することになれば、高齢化が進む地方では生活基盤が失われ、地域社会のさらなる弱体化が懸念される。
60	個人		今後は公共性を保った事業として、物流や金融という地域基盤の維持・継続を期待したい。 過疎地に居る高齢者にとっては、郵便局が無くなる事で不便を強いられるのではない。 にあらず、全て利権先の団体、その団体の周りにいる人間の為にしか働いていない。 郵政民営化も、国民が望んだ事ではなく、訳も分らない間に自民党に踊らされた人達によって決められてしまったと思います。 民営化されるまでは、かん保もとても良いものだったのが、内容やサービスなども悪くなりました。郵政だけに限らず、公共のものである電気や水道においても、外国のファンドを紹介させようとしていたり、日本を日本人を国民の権利までも売り渡そうとしている事、本当にやめて頂きたいです。
61	個人		郵便ネットワークは社会インフラです。 民営化以降、郵便物流量の減少が要因として、直轄店・サテライト店ともに減少しており、国民の不便は高まっています。 営利優先の民営であれば、そうなることは自明の理です。 さらに、郵便貯金と簡易保険を売却する方針ですが、国内金融機関や投資家などに関してしかりした規制はできるのでしょうか。昨今の経済状況、政治状況からすれば、必ず外資が入ってくる可能性があります。 国民の大切な資産を売るのはやめるべきです。国内投資に活用できるように政府で管理すべきです。 簡易保険においては外資アフラックとなぜ提携するのでしょうか。 国内の保険会社と提携すべきです。その点の見直しもしてください。 全体として、社会インフラとしての観点を改めて見直し、営利に走る民営化ではなく、官営として効率化・国民サービスの品質向上を目指す方向に舵を切り直してください。

提出された意見（個人）

No.	提出者	項目	意見内容
62	個人		郵政民営化法第19条第1項第1号に基づく命令等の制定について、以下の理由から反対いたします。 1. 過疎地域における公共サービスの低下が深刻化する懸念 郵便局は、特に 過疎地域における高齢者の生活インフラとして不可欠な役割を果たしています。高齢者はデジタル手続きが困難である場合が多く、郵便、貯金、簡易保険などの窓口サービスは生活の基盤です。 民営化が進むことで採算性が重視され、郵便局の統廃合、窓口サービスの縮小、手数料の値上げなどが起こり得ます。 これらは 地域の高齢者の生活を直撃し、行政サービスの公平性を損なうものです。 公共性の高いサービスを市場原理に委ねることは、地域格差をさらに拡大させる危険があります。 2. 金融弱者・生活弱者への影響 郵便局は、民間銀行の支店が少ない地域において、「最後の金融アクセス」として機能しています。民営化が進むと、採算の取れない地域でのサービス縮小、高齢者・低所得者が利用する基本的金融サービスの後退が懸念されます。 郵便局の金融サービスは、災害時の生活再建や緊急時の資金確保にも重要な役割を果たしており、これを民間企業の経営判断に委ねることは、国民生活の安全性を損なうものです。 3. 外国資本の参入による国防・安全保障上の懸念 民営化が進むことで、郵便・物流・金融という 国家基盤に関わる領域に外国資本が参入する可能性が高まります。これは、外国企業そのものだけでなく、外国資本比率の高い日本企業も含まれます。 郵便・物流ネットワークは、国民の個人情報、重要物資の輸送、災害時の緊急連絡網など、国家安全保障に直結する機能を担っています。これらの基盤が外国資本の影響下に置かれることは、国防上のリスクを高め、国家の主権に関わる問題と強く懸念します。 民営化のさらなる推進や命令制定は、こうしたリスクを十分に検証しないまま進めるべきではありません。 結論 以上の理由から、郵政民営化法第19条第1項第1号に基づく命令等の制定には反対いたします。郵便局は単なる事業体ではなく、国民生活・地域社会・国家安全保障を支える公共インフラです。民営化の推進よりも、まず現状の課題とリスクを丁寧検証し、国民の生活と安全を最優先にした制度設計を行うべきです。

提出された意見(個人)

No.	提出者	項目	意見内容
63	個人		私は、本法案が掲げる、郵便・貯金・簡易保険のユニバーサルサービスの安定的な確保と、郵便局ネットワークを通じて地域住民の生活基盤機能の強化という方向性について、基本的に賛成する立場です。人口減少や高齢化が進む中で、全国津々浦々に張り巡らされた郵便局ネットワークを活用し、地域の暮らしを支える役割を維持・拡充していくことは、極めて重要だと考えます。 その観点から、国が日本郵政株式会社の株式を一定程度保有し続け、郵政三事業の公共性とユニバーサルサービスを担保する枠組みを残すことについても賛成します。完全な市場原理任せとするのではなく、国が最終的な責任主体として関与し続けることは、地方や過疎地域に住む国民にとって安心材料となるためです。 一方で、本法案のうち、日本郵政株式会社に対し「地域貢献業務の費用の一部に充てるため、ゆうちょ銀行・かんぽ生命の株式の売却益等を原資とする地域貢献基金を設置する」としている点については、改善を求めます。趣旨として、郵便局による地域見守りや生活支援などの地域貢献業務を安定的に行うための財源を確保しようとする点は理解できますが、日本郵政が保有するゆうちょ銀行・かんぽ生命の株式を売却することにより、その株式が外資を含む第三者に大量に取得されるおそれがあることが懸念されます。 とりわけ、金融二社は全国の個人資金や保険契約を広く預かる存在であり、そのガバナンスや経営方針が海外投資家に大きく左右される事態となれば、わが国の金融の安定や、郵政グループ全体としての公共性・ユニバーサルサービス提供体制に中長期的な影響を及ぼす可能性があります。郵政三事業を国民共有の基盤インフラと位置づけるのであれば、外資による過度の支配や短期的な収益追求に傾くインセンティブが強まるような株式売却のあり方は、慎重に抑制されるべきだと考えます。 そこで、以下の点について検討・修正を求めます。 一つ目に、地域貢献基金の原資として、日本郵政が保有するゆうちょ銀行・かんぽ生命の株式の売却益等に依存するのではなく、金融二社の事業運営から生じる利益の一部を拠出させる枠組みを基本とし、安易な株式売却を前提としない制度設計とすることを求めます。具体的に、金融二社の当期純利益等の一定割合を、日本郵政を通じて地域貢献基金に拠出することを、法令上の義務として位置付けることを提案します。 二つ目に、やむを得ず株式売却益を基金原資に用いる場合であっても、外資を含む特定の投資家による過度の株式取得や支配が生じないよう、議決権保有比率の上限設定や、一定以上の株式取得に対する事前審査など、安全保障・公共政策上の観点からの囲止め措置を設けることを求めます。郵政三事業の公共性を守るという今回改正の趣旨と整合させるためにも、株式の売却方法と売却先について明確なルールやガイドラインを定めることが重要です。 三つ目に、地域貢献基金については、総務省および関係省庁による監督の下、地域住民の生活基盤の維持・向上に資する事業に限定して透明性高く活用されるよう、使途の範囲、配分基準、情報公開のあり方を法律や政省令で明確に規定することを求めます。基金の原資が国民の金融資産や保険料収入から生み出された利益であることを踏まえれば、その使途は国民の理解と納得を得られるものでなければなりません。 以上のように、私は本法案の基本的な方向性、すなわち地域住民の生活基盤を支える郵便局ネットワークとユニバーサルサービスの確保、国による一定の関与の継続については強く支持します。そのうえで、金融二社の株式売却を安易に進めることにより、外資等による支配が強まり、長期的な公共性や安全保障上のリスクが高まることがないよう、地域貢献基金の原資や株式売却のあり方について、上記のような観点から制度の改善を強く要望します。
64	個人		いつも私たち国民のために国政を行っていただきまして真にありがとうございます。パブリックコメントを送ることを知りましたので送らせていただきます。 郵便局は高齢者の生活インフラで、年金、現金、行政手続きに欠かせないものと思います。過疎地域の方の声も聞いて行政をしていただくようお願いいたします。

提出された意見(個人)

No.	提出者	項目	意見内容
65	個人		そもそも民営化自体が失策だと思います。郵便料金は高くなる、だのに配達日数は伸びる、郵便ポストの数も減って不便になり、国民にとつて良いことはありませんでした。 世界に誇る郵便配達網の充実、正確さを取り戻してほしいです。 かんぽ保険も、外国企業に売り渡し、今度は国民の貯金まで狙われている。こんな民営化には断固反対です。 再び郵便事業が国営化されることを願っています。
66	個人		日本郵便株式会社は、値上げが際限なく繰り返されている。採算が取れないのは民営化が言い出されていた時から分かっていた事。 国営に戻し、日本国民の生活の安定・利便性に寄与させるべきである。
67	個人	①	これまでの郵政民営化については、効率化や経営の自由度を高めることが重視される一方で、郵政事業が本来担ってきた公共的な役割が十分に考慮されてこなかったと評価しています。 特に、過疎地域や中山間地域では、郵便局は郵便物を取り扱うだけの施設ではなく、貯金や保険を含む生活に不可欠なサービスを提供する拠点であり、地域住民の安心を支える存在です。また、配達員や郵便局員が日常的に地域を回り、住民と顔の見える関係を築くことは、高齢者の孤立防止や住民の異変への気付きにもつながってきました。 しかし、民営化後は採算性や業務効率率が優先され、郵便局の統廃合、窓口営業時間の短縮、集配体制の見直しなどによって、地域によってはサービスを利用しにくくなっています。配達を担う人員の不足や担当者の頻繁な交代により、地域住民と配達員との継続的な関係も築きにくくなっています。 人口が少なく採算を取りにくい地域であっても、そこに暮らす人には都市部と同様に生活に必要なサービスを受ける権利があります。採算性のみを基準としてサービスを縮小すれば、過疎地域に暮らす人々の負担はさらに大きくなり、地域の衰退を加速させることになります。 以上から、郵政民営化は、経営面で一定の効果があつたとしても、地域住民の生活や郵政事業の公共性という観点では、十分な成果を上げたとは言えないと考えます。特に、国民生活に不可欠なユニバーサルサービスを民間企業の経営努力だけに委ねたことには問題があつたと考えています。
		②	今後の郵政事業については、民営化をさらに進めることを前提とするのではなく、これまでの制度が地域住民の生活にどのような影響を与えたのかを十分に検証し、必要に応じて制度そのものを見直すことを求めます。 郵便、貯金、保険は、国民がどこに住んでいても利用できるべき基礎的な生活サービスです。特に民間事業者が参入しにくい過疎地域では、郵便局が唯一の金融窓口となっている場合もあります。そのため、郵便局ネットワークや配達体制の維持を採算性だけに委ねるのではなく、国が責任を持って財政的、制度的に支える仕組みが必要です。 また、郵便局や配達員が担ってきた地域の見守り機能についても、正式な公共的役割として位置付けるべきです。配達員が継続して同じ地域を担当し、住民と顔の見える関係を築くことができるよう、十分な人員配置と安定した雇用環境を確保する必要があります。 今後、日本郵政がゆうちょ銀行及びかんぽ生命の株式を全て処分する場合には、郵便、貯金、保険の一体的なサービスが弱体化しないよう、国による明確な関与と支援を継続すべきです。必要な費用については、公的な基金や国費による支援など、赤字地域の負担を日本郵政だけに負わせない制度を設けるべきです。 さらに、郵便局の廃止や集配体制の縮小を行う場合には、経営上の判断だけでなく、地域住民や自治体の意見を十分に聴き、生活への影響を事前に検証する仕組みを設けることを求めます。 郵政事業には、民間企業としての効率性だけでは守ることのできない役割があります。今後は、民営化の推進そのものを目的とするのではなく、全国どこに住んでいても安心して暮らせる環境を守ることを最優先にしていきたいと考えます。必要であれば、郵政事業の公共性を強化し、国の責任を拡大する方向で制度を見直すことを期待します。

提出された意見（個人）

No.	提出者	項目	意見内容
		③	郵政民営化法附則第2条の3に基づく検証に当たっては、日本郵政がゆうちょ銀行及びかんぽ生命の株式を全て処分した場合であっても、郵便、貯金、保険のユニバーサルサービスを国の責任において確実に維持する制度を整備すべきであると考えます。 特に過疎地域や中山間地域では、郵便局は単なる郵便、金融サービスの提供拠点ではありません。住民の暮らしを支える生活インフラであり、高齢者の見守りや地域とのつながりを維持する重要な役割を担っています。配達員や郵便局員が地域住民と日常的に接することで、異変に気づき、孤立や事故の早期発見につながるなど、公共的な役割を果たしています。 しかし、民間企業は収益性を重視せざるを得ないため、人口減少が進む地域では郵便局の統廃合や配達体制の縮小が進み、地域住民との関係性も希薄になります。その結果、採算では測れない公共的な価値が失われ、過疎地域ほど生活にくい環境になることが懸念されます。 そのため、日本郵政がゆうちょ銀行及びかんぽ生命の株式を全て処分した場合でも、ユニバーサルサービスと配達体制を維持するべきであり、国が責任を持って財政的、制度的な支援を行い、郵便局ネットワークと配達体制を維持するとともに、地域に密着した見守り機能を含めた公共サービスとして継続できる仕組みを構築すべきです。 郵政事業には、民営では十分に担うことが難しい公共的役割があります。ユニバーサルサービスの検証に当たっては、経済性だけでなく、地域住民の安全、安心や地域コミュニティの維持という観点を重視して検討することを強く求めます。
		④	ゆうちょ銀行に課されている上乗せ規制については、他の金融機関との公正な競争を確保するという考え方は理解できます。しかし、ゆうちょ銀行は一般の民間銀行とは異なり、全国の郵便局ネットワークを通じて、都市部だけでなく過疎地域や離島を含め、国民に広く金融サービスを提供するという重要な公共的役割を担っています。 そのため、上乗せ規制を検証する際には、競争政策だけでなく、国民生活や地域社会への影響を最優先に考えるべきです。 現在、多くの地方では民間金融機関の店舗統廃合が進み、郵便局が唯一の金融窓口となっている地域も少なくありません。このような状況で、ゆうちょ銀行の経営を過度に制約する規制が続けば、郵便局ネットワークの維持やユニバーサルサービスの提供にも影響が及ぶことが懸念されます。 また、郵便局ネットワークは、郵便、貯金、保険の各事業が一体となって支えられています。ゆうちょ銀行の収益力が低下すれば、その影響は金融サービスだけでなく、郵便局全体の運営や地域サービスにも及ぶ可能性があります。 したがって、上乗せ規制の見直しについては、民間金融機関との競争条件だけを基準とするのではなく、郵便局ネットワークの維持、過疎地域における金融サービスの確保、ユニバーサルサービスの持続性といった公共的な観点を重視して判断すべきです。 私は、郵政事業には採算だけでは測ることのできない公共的価値があると考えています。今後の制度見直しに当たっては、地方や過疎地域の住民が安心して金融サービスを利用できる環境を維持することを最優先とし、必要であれば国の支援や制度の見直しも含めて検討することを求めます。

提出された意見（個人）

No.	提出者	項目	意見内容
		⑤	かんぽ生命に課されている上乗せ規制については、民間の生命保険会社との公正な競争を確保するという考え方は理解できます。しかし、かんぽ生命は全国の郵便局ネットワークを通じて、都市部だけでなく過疎地域や離島を含め、誰もが身近な場所で保険サービスを利用できる環境を支えるという公共的な役割を担っています。 特に高齢化が進む地域では、民間の保険会社の営業拠点が少ない場合もあり、郵便局が住民にとって最も身近な相談窓口となっています。長年にわたり地域住民との信頼関係を築いてきた郵便局だからこそ、安心して相談できるといふ価値があります。 そのため、上乗せ規制の検証に当たっては、民間生命保険会社との競争だけを基準とするのではなく、地域住民が必要な保険サービスを継続して利用できるかという観点を重視すべきです。 また、郵便局ネットワークは、郵便、貯金、保険の各事業が相互に支え合うことで維持されています。かんぽ生命の経営が過度な規制によって弱体化すれば、郵便局全体の経営基盤にも影響を及ぼし、結果として地域におけるユニバーサルサービス維持が困難になることが懸念されます。 今後の制度見直しでは、地域住民が安心して保険サービスを利用できる環境を維持することを第一に考え、公共性と持続可能性を重視した制度設計を行うべきです。また、郵便局が地域住民の生活を支える拠点としての役割を果たし続けられるよう、国が必要な制度的、財政的支援を行うことを求めます。 郵政事業には、採算性だけでは評価できない公共的な価値があります。かんぽ生命に関する制度についても、その公共的役割を十分に踏まえた上で検証、見直しを進めていただきたいと考えます。
		⑥	郵便局ネットワークは、郵便、貯金、保険のサービスを全国あまねく提供するための重要な社会インフラです。その役割は、単なる事業活動ではなく、国民生活を支える公共的な使命であると考えます。 そのため、日本郵政グループの組織については、郵便、ゆうちょ銀行、かんぽ生命が相互に連携し、一体となって全国の郵便局ネットワークを支える現在の仕組みを基本的に維持すべきです。各事業を収益性だけで切り離して考えると、人口減少が進む地域では郵便局の維持が困難となり、地域住民の生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。 また、郵便局は郵便や金融サービスを提供するだけでなく、高齢者の見守りや地域住民との日常的なつながりを支える役割も担っています。こうした公共的な機能は市場原理だけでは維持することが難しく、採算性だけを基準に評価すべきではありません。 郵便局ネットワークの維持に必要な費用についても、日本郵政グループだけに負担を求めるのではなく、国民全体の利益につながる社会インフラを維持するための費用として、国が制度的、財政的に支える仕組みを整えるべきです。特に、過疎地域や離島など採算が取りにくい地域については、公費による支援や恒久的な財政措置を講じることが必要であると考えます。 今後の制度の検証では、経営の効率化や収益性だけではなく、国民がどこに住んでいても安心して郵便、貯金、保険のサービスを利用できることを最優先に考えるべきです。郵便局ネットワークは、国民共通の財産であり、将来にわたって維持、発展させていくことを強く求めます。

提出された意見（個人）

No.	提出者	項目	意見内容
		⑦	郵政事業の在り方を検討する際には、経営効率や市場競争だけでなく、災害対応、地域福祉、デジタル化への対応なども含め、郵便局が地域社会で果たしている幅広い役割を評価する必要があると考えます。 郵便局は全国各地に拠点を持ち、地域の道路事情や住民の生活状況を把握しています。そのため、大規模災害が発生した際には、郵便物や物資の配送、住民の安否確認、行政情報の提供など、地域の復旧を支える拠点として重要な役割を果たすことができます。採算性を理由に郵便局や集配拠点を減らせば、平常時の利便性だけでなく、災害時の地域対応力も低下するおそれがあります。 また、行政手続や金融サービスのデジタル化が進んでいます。高齢者をはじめ、インターネットやスマートフォン利用が難しい人もいます。郵便局には、対面で相談や手続ができる身近な窓口として、デジタル化から取り残される人を支える役割も期待されます。デジタル化を理由に窓口サービスを縮小するのではなく、対面とデジタルの両方を利用できる仕組みを維持すべきです。
68	個人		ゆうちょ銀行やかんぽ生命など国内の貴重な金融システムを担っていて、全国にネットワークもあり、昨今の過度な市場原理にこれ以上晒されないよう、郵政民営化前に戻す必要があると考えますので、そういった観点から方針決めについて再考して頂きたいと強く思います。
69	個人		郵便局は民営化をして、サービスが低下してしまっった。郵便物も届くのが遅くなってしまっった。民営化前の郵便局に戻して欲しい。 郵便局の方とお互いが見知っていたため信頼関係が持てたが、今は以前のような安心して相談できる郵便局ではなくなってしまい銀行のようになってしまった。 親やお年寄りなど耳が遠くなったり、字が書けない方達にデジタルを使って申請や手続をすることは難しできない。人が機械に合わせるようなものではなく、人に合わせた温もりあるものに戻してほしい。 また、地方ほど、郵便局の役割が生活インフラとして重要となるが、採算性の悪い地方ほど、最初に切り捨てられていくのではないかと懸念する。先人が構築してきた日本全国網羅しているネットワークを維持し、住民の生活を支えるようにしてほしい。他の銀行と同じにしたら郵便局の良さが存在意義がなくなる。
70	個人		【意見の概要】 郵政民営化に関する意見募集に対し、以下の通り意見を提出します。特に、郵便局が過疎地を含む全国において重要な生活・安全保障インフラとなっていて点から、過度な収益性追求による地方切り捨てや、外資への資本流出リスクを懸念しています。公共性とユニバーサルサービスの維持を最優先とした制度設計を求めます。
		①	民営化以降、郵便局数が減少していること（2026年5月現在で民営化時から950局減）は、地域住民の利便性低下を招いていると考えます。特に、過疎地においては郵便局が高齢者の生活インフラ（年金、現金、現金、行政手続等）として機能しており、収益性を重視するあまり採算の取れない地域からの撤退が進むのではないかと危惧しています。郵便局は災害時の通信・物流の拠点でもあり、単なる企業利益の観点のみで評価すべきではありません。
		②	郵便局の持つ全国ネットワークは、地方銀行や地元の保険会社などの地域金融機関と補完し合う関係であるべきです。完全民営化によって市場支配力が強まり、地域金融の弱体化を招くことのないよう、地域社会と共存共栄できる仕組みを期待します。高齢者の大切な資産がリスクに晒されることなく、地域に根差した「顔の見えるサービス」が継続されることを強く望みます。
		③	株式の完全処分後、採算の合わない地域における郵便局ネットワークの維持費を誰がどのように負担するのか不透明です。ユニバーサルサービスを実に維持するためには、ネットワーク維持の費用負担に関する明確なルール作りと、国による継続的な関与や支援の枠組みを制度として確立することが不可欠です。
		⑦	郵便、物流、金融を担う日本郵政グループは、我が国の極めて重要な国家基盤インフラです。株式の完全処分により、外資による買収リスクが高まり、国民の個人情報や資金の流れが海外の支配下に置かれることは、重大な安全保障上の脅威となります。安全保障の観点から、外資規制の厳格化や、国が一定の関与を維持できる法的担保措置を講じることを強く求めます。

提出された意見(個人)

No.	提出者	項目	意見内容
71	個人	①	郵政民営化は、当初期待された効果を十分に上げていいるとは言いがたく、むしろ利用者にとって不利益が積み重なっていると考ええる。以下、具體的な事実に基づき評価を述べる。 (1) 郵便局ネットワークの縮小 日本郵便の発表によれば、会社統合が行われた平成24年(2012年)10月1日時点で24,233局(直営局20,176局、簡易郵便局4,057局)であった郵便局数は、令和8年(2026年)7月末時点で23,793局(直営局20,064局、簡易郵便局3,729局)となっている。この間の減少数は合計440局(直営局112局減、簡易郵便局328局減)に上る。簡易郵便局は主に地方部・過疎地域で地域住民の生活を支えてきた窓口であり、その減少は地方における金融・郵便アクセシビリティの後退を意味する。さらに、日本郵政は令和8年(2026年)から令和10年(2028年)にかけて、全国の郵便・物流の集配拠点を500カ所程度削減する再編方針を発表している。窓口自体は維持するとされているものの、集配機能の縮小が続けば、将来的な郵便局の統廃合圧力は一層強まると考えられ、地方在住者として強い懸念を持っている。 (2) 郵便料金的大幅な値上げ 令和6年(2024年)10月、消費税率改定に伴うものを除けば約30年ぶりとなる郵便料金的大幅値上げが実施された。定形郵便物(25グラム以下)は84円から110円へ(約31%の値上げ)、通常はがきは63円から85円へ(約35%の値上げ、往復はがきは126円から170円へ)改定された。日常的に郵便を利用する国民の負担は明らかに増しており、「簡易、公平かつ安い料金で、あまねく公平に利用できる」ことを旨とするユニバーサルサービスの理念との整合性に疑問を感じる。
		②	今後の郵政民営化について私が期待するのは、これ以上の株式処分や規制緩和を進めることではなく、むしろ公共インフラとしての郵便・貯金・保険サービスを維持する方向へ舵を切り直すことである。 具体的には、ゆうちょ銀行・かんぽ生命の株式のさらなる処分を凍結し、日本郵政による安定的な保有を継続すること、郵便局ネットワークの縮小に歯止めをかける実効性のある財政措置を講じること、そして「効率化」や「自主独立」を名目とした一段の民営化ではなく、公的な関与を強化する方向での制度見直しを進めることを期待する。
		③	結論から言えば、私はそもそも日本郵政がゆうちょ銀行・かんぽ生命の株式の全部を処分すること自体に反対である。株式を全部処分すれば、日本郵政・日本郵便とゆうちょ銀行・かんぽ生命との資本関係がなくなり、郵便局窓口における金融・保険サービスの提供は契約関係のみに依存することになる。契約は経営判断や採算性によって見直され得るものであり、法律上の努力義務や交付金といった間接的な手当てだけでは、郵便・貯金・保険を一体的に利用できるというユニバーサルサービスの実質を維持できないおそれ大きいと考ええる。 仮に将来、株式の全部処分が避けられない状況になったとしても、その場合には次のような方策が最低限度である。 ・銀行窓口業務契約・保険窓口業務契約を届出制ではなく認可制とするだけでなく、契約解除や取扱内容の縮小について、総務大臣及び郵政民営化委員会による事前審査・承認を義務付けること。 ・郵便局における金融・保険サービスの取扱いを、日本郵便の本来業務として法律上明確に位置付け、経営判断で縮小できないようにすること。 ・地域貢献基金や交付金の財源を、株式売却益に依存する一時的なものではなく、恒常的な財源として制度化すること。 しかし、これらはあくまで次善の策であり、根本的には株式の全部処分自体を見直すべきというのが私の意見である。
		④	ゆうちょ銀行に課されている限度額規制・新規業務の認可制・子会社保有禁止といった上乗せ規制の撤廃・大幅緩和には反対である。仮に上乗せ規制を撤廃すれば、ゆうちょ銀行は制度上、他の民間金融機関と何ら変わらない存在になる。そうなれば「特別な規制を受けているわけではないのだから、日本郵政による株式保有を維持する理由もない」という論理付けを与え、結果としてゆうちょ銀行株式のさらなる売却・処分を正当化する口実を利用されかねない。上乗せ規制の存在は、ゆうちょ銀行が公共性を担う特別な存在であることの制度的な裏付けでもあり、これを撤廃することは、民営化・株式処分を一段と進める一歩になりかねないと考ええる。したがって、規制緩和の是非を論じる以前の前提として、日本郵政によるゆうちょ銀行株式の保有継続をまず維持すべきであり、上乗せ規制の撤廃には反対する。
		⑤	4 と同様の理由により、かんぽ生命についても上乗せ規制の撤廃・大幅緩和には反対である。規制を撤廃すれば、かんぽ生命が他の民間生命保険会社と制度上区別のつかない存在となり、日本郵政による株式保有継続の必要性を弱める論拠として利用されるおそれがある。上乗せ規制の存在自体が、かんぽ生命が公共性を担う特別な会社であることの制度的な裏付けであり、これを失うことは、民営化・株式処分を一段と進める理由付けに転用されかねない。したがって、上乗せ規制の撤廃には反対する。

提出された意見（個人）

No.		提出者	項目	意見内容
72		個人	⑥	改正法附則では、日本郵政と日本郵便の合併について積極的に検討するとされている。合併によって窓口業務の一体性が高まるという説明は理解できる面もあるが、その一方で「経営効率化」を理由とした更なる拠点統廃合や要員削減が加速する懸念も強く感じる。合併を検討する場合には、効率化を優先するのではなく、郵便局ネットワークの維持・拡充を大前提とした制度設計とすべきである。郵便局ネットワークの維持費用の負担の在り方についても、日本郵政からの拠出金や旧郵便貯金の権利消滅金といった内部的な財源のみに依存する現行の交付金制度には限界があると考ええる。政府による直接的な財政支援（財政投融资に類する仕組みの復活を含む）を、恒常的な制度として導入することを求める。具体的な提案は「7 その他」に記載する。
			⑦	基づく検証に関する事項） 改正法附則では、日本郵政と日本郵便の合併について積極的に検討するとされている。合併によって窓口業務の一体性が高まるという説明は理解できる面もあるが、その一方で「経営効率化」を理由とした更なる拠点統廃合や要員削減が加速する懸念も強く感じる。合併を検討する場合には、効率化を優先するのではなく、郵便局ネットワークの維持・拡充を大前提とした制度設計とすべきである。郵便局ネットワークの維持費用の負担の在り方についても、日本郵政からの拠出金や旧郵便貯金の権利消滅金といった内部的な財源のみに依存する現行の交付金制度には限界があると考ええる。政府による直接的な財政支援（財政投融资に類する仕組みの復活を含む）を、恒常的な制度として導入することを求める。具体的な提案は「7 その他」に記載する。 7 その他 郵便・貯金・保険は、都市部・地方部を問わず国民生活を支える公共インフラである。私は、これを民間企業の経営効率や株主利益の論理のみに委ねるのではなく、公的な関与を強化する方向、すなわち将来的な再公営化を目指すべきと考ええる。直ちに全面的な公営化を行うことは実務上・財政上の観点から現実的でないため、まずはゆうちよ銀行・かんぽ生命の株式の売却・処分、日本郵政に対する政府出資比率の段階的な引き上げなど、段階的な取り組みから着手していただきたい。 なお、以下は今回の検証の直接の対象を超える意見であることと承知の上で申し添えたい。財政投融资制度そのものの見直しは民営化以前の制度に関わる論点であり、本来は今回のパブリックコメントの対象外である。しかし、郵便貯金という官業由来の資金を財政投融资を通じて公共投資に還元する仕組みが失われたことが、今日の郵便局ネットワーク維持の財政的な難しさにつながっている一因であると考ええる。 郵政民営化から約20年が経過した今、郵便貯金資金あるいはこれに準ずる公的資金の一部を、財政投融资制度の在り方の見直しも含めて、次のような具体的な使途に再び活用する仕組みを検討していただきたい。 ・地方の公立小中学校の老朽化対策・耐震化・改修（少子化に伴う統廃合ではなく、既存校舎の維持を優先する観点から） ・過疎地域における道路・橋梁・上下水道など生活インフラの維持・更新 ・地方の医療機関（公立病院・診療所）の設備投資、医師確保のための施設整備 ・地方における光回線・携帯電話基地局等の通信インフラ整備（デジタル格差の是正） ・郵便局舎そのものの老朽化対策・改修（特に過疎地の直営局・簡易郵便局の維持費用） ・地方公共交通（バス路線・鉄道支線等）の維持に対する財政支援 特に郵便局舎の改修・維持については、郵便局ネットワークの維持と財政投融资の再活用を直接結び付けられる分野であり、優先的に検討していただきたい。
			① ② ③	① 郵政民営化においては、世界的な民営化の流れがあり日本も民営化を実施したが、期待されたほどの効果は現れていない。政治というものは制度を変更したことによる効果や影響を再検討し、将来に向けて改善していく必要がある。 ② そもそも郵政民営化による効果は薄く、郵政民営化への期待という幻想から離れ郵政事業がこれからも日本国民のために役に立つ制度に見直す必要がある。 具体的には民営化以前の制度に戻せば良い。郵政事業は三事業一体で収支も均衡し地域住民へのサービスも整っていた。そこで働く職員は公務員でありながら三事業で収益を生み出し税金の投入はなかった。 地方は年々過疎化が進み人口減少と共に、あらゆるサービス機関が撤退する中で郵便局が最後の砦になっている。 地域の郵便局を核とし情報・金融・保険のサービスと共に、地方行政分野のサービスを提供すれば良い。 また、貯金・保険の原資は全額日本国内で運用し資金を国内で回せば、国民も事業者も国も潤う。 いまこそ政治の力が必要である。 ③ 現在の株主主義の中で株式の全額を処分することは、郵政事業の崩壊に繋がると考える。ユニバーサルサービスを確保するためには多額の税金を投入することになる。

提出された意見(個人)

No.	提出者	項目	意見内容
		④	ゆうちょ銀行の預金者は一般国民であり営利事業者は少なく、すみ分けが出来ている。一般国民が不利にならない様、国は配慮する必要がある。
		⑤	かんぽ生命の加入者は一般国民であり高額所得者ではない。
		⑥	一般国民が安心して利用で利用出来るように、国は配慮する必要がある。
		⑦	三事業一体の経営形態に戻すことが最善と考える。
		⑦	政治の政策によりこの様な事態に陥り、国民は不利を強いられている。
		⑦	政策の原因であるものは、政策を大胆に変更し先人の英知を学ぶべきである。
73	個人	①	郵政完全民営化に反対します。
		⑦	郵政民営化は日本の過疎地を含む地方のインフラの衰退を招きました。日本全国津々浦々まんべんなく、ゆうちょ銀行、簡保生命は必要です。今まで、民間の出来ない所をカバーしてきました。完全民営化になれば、採算割れのする過疎地にはゆうちょ銀行もかんぽ生命もなくなり、過疎が更に進みます。完全国有化に戻す事を希望します。
74	個人	⑦	「社会から信用され必要とされる日本郵政グループ」として更なる高みを目指していただきたい。 そのためには、ガバナンスの強化、コンプライアンスの徹底とともに企業の体質強化、経営効率化のためのコスト削減の取組も必須事項。事業の発展には国民からの信頼、信用が第一。法律的な責任に限定することなくより大きな社会的責任を果たしていただきたい。 不幸事が続いている中で交付金という公金が支払われることについて国民の声は厳しい。 今回の一連の法改正に合わせて、より一層の情報公開と関係者とのコミュニケーションを大切にしていきたい。 東京支社で発生した収賄事件だけを見ても杜撰で不経済な調達行為、杜撰な予算管理が顕在化しています。会社全体でこのような状態が完全には正されない限り交付金の支払いには許容出来るものではありません。 そのためには、まずは日本郵政グループ各社自身の取組(含 情報の開示)と、次に関係官庁等によるより一層厳格なチェック体制の強化が必要で
			2028.5に公表された日本郵便の収支改善計画には各種のコスト削減計画はあるものの、「調達コストの削減」についての取組がほとんどない(物件費等の削減として、「郵便局における改修工事等の各種工事について、精査を徹底するなど、物件費等の削減に取り組みます。」のみ)。 後に説明しますが調達規模が大きいにも関わらず杜撰な事務処理が目立ちます。速やかに是正改善が必要です。平行して「調達コストの削減」は取組の強化とステークホルダーへの情報発信が必要です。
			「日本郵便の調達 現状」 日本郵便の調達の一部については、次の日本郵政のHPで確認できます。(注) https://www.japanpost.jp/procurement/ (注) このサイトは外務省のサイ トとも連 動し て い ます 。 1.30 日 本 郵 政 公 社 を 承 継 し た 機 関 https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/it/page24_000219.html)

提出された意見（個人）

No.	提出者	項目	意見内容
			WT0政府調達協定の対象のものとその他(一般調達)に分かれていて、WT0政府調達協定の対象のものは更に、物品・役務関係と建設工事・設備運行・設備保守関係に分かれています。 日本郵便のWT0政府調達協定の対象の入札公告でまず目につくのは、「郵便局で使用する電気」の調達が多数掲載されています。しかし、そのいずれもがWT0政府調達協定等の国内ルールに基づく入札公告の様式で公告されています。御承知のとおりWT0調達のものとは適用される国内ルールも違うのでこれは不適切(コンプライアンス違反)ということになります。 よく見ると、官報には一般的なWT0調達の様式で公告されている(英文表記は疑問あり)のでわざわざムダな手間をかけてHP用に事務処理を行っているようです。 2026.7.14付の入札公告では、「赤羽郵便局で使用する電気」ほか6件が出ています。 いずれもWT0政府調達協定の対象にもかかわらずHPでは一般調達の様式で公告されており、入札公告では「3 入札・開札の日時及び場所」として日時、場所のほか「(郵便入札のための、下記7に示す場所に2026年9月24日(木)午後5時00分必着)」と書いてありますが、 入札説明書では 「7 入札書の記載方法及び提出等 (2) 入札書の提出方法 入札者は次の方法により入札書を提出しなければならない。 ア 入札・開札日に入札書を入札箱に投かんする。 イ 郵便(書留又は特定記録郵便に限る。)による場合は、入札書を封筒に入れ封印し、か・・・」 「9 開札 (1) 開札は入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。」 となっています。郵便入札のみとしつつ開札には立ち会おうと読めますがどう理解すればいいのでしょうか。次に示す2026.6.22のものと比較すると仮に郵便入札のみとするのであれば「開札は入札者が立ち会う」と言う部分は誤りのように思えます。 2026.6.22付の入札公告では「奈良郵便局で使用する電気」ほか1件が出ています。 入札公告では 「郵便入札とするため、下記7に示す場所に 2026 年 8 月 20 日 (木) 午後 5 時 00 分必着」、 入札説明書では 「6 入札書の記載方法及び提出等 (2) 入札書の提出方法 入札者は次の方法により入札書を提出しなければならない。 ア 郵便(書留郵便又は特定記録郵便等、追跡可能なものに限る。期限までに必着のこと。) による場合は、・・・」 「8 開札 (1) 開札は入札事務に関係のない日本郵便株式会社の社員を立ち会わせて行う。」となっているものです。(果たしてこれで公正な入札が出来るのかという疑問は残ります)

提出された意見(個人)

No.	提出者	項目	意見内容
			これらの日本郵便の調達行為は日本郵政コーポレートサービス株式会社(日本郵政の100%出資子会社、略称JPCS)が担っているものです。日本郵便とJPCSの詳細な関係は公表されていないようですが、正しくひな形を作正することもせず、このような不適切(杜撰)な入札公告をしていても誰もチェックしていないし間違いに気づいていないということです。更に杜撰な事務処理が続いているのに日本郵便からJPCSに漫然と委託経費を支払っているとしたらそれは問題です。 (電気の調達については、過去には会計検査院からもWT0手続きを取っていない等で合規性、経済性の面から指摘を受けていますが、電気を個別の郵便局ごとに調達することではないのか、適当なエリア単位にまとめたかどうか、全国的を俯瞰的に見てどうなっているのか、漏れはないのか等そもそも論には触れません) 2026.6.17には「郵便番号簿(第16版)」、2026.6.4には「鍵管理機200個(予定)の購入」の調達について入札公告が出ていますが、これらは応札者(社)から入札公告後に「入札者に求められる義務等」として「下見積書の提出」を求めています。同様に入札公告が出ているグループ他社とは相違。特注品のように市場価格がない物品等の予定価格の設定は下見積がないと極めて困難です) 官庁の調達においては、同様に入札者に求められる義務等として「下見積書の提出」を求めています。その場合、それぞれの契約担当は施策元が作成した予算額とは別に予定価格を設定する独自のノウハウがあるものです。さらに公共調達の場合は、契約後に予算額、予定価格、落札価格、落札率を公表するとともに機関内で検証も実施されています。 さて、日本郵便やJPCSではどのようなように落札基準額(一般的には「予定価格」)を設定しているのでしょうか。あるものは「下見積書」を取りあるものは取らないというのが同社の調達行為です。最悪の場合、日本郵便の施策元が(恣意的に)一部のベンダーから取った下見積を予算額とし、JPCSはその予算額を予定価格(落札基準額)とし、当初下見積を出したベンダーが都合のいい金額で落札しているかも知れません。更にはベンダー間での談合もし易いスキームです。(贈収賄が発生するリスクも高まります) また、入札公告時に公表されている入札説明書を見れば分かりますが、コンピュータ関連の調達において日本郵便では独自の手法で総合評価落札方法を進めている(まずは入札書を提出させ開札、その後で企画案の評価をし、最終的な落札者を決定)のこのような不透明な運用は贈収賄事件で報道されている「落札基準額(予定価格)の弾力的運用」に加えて非常に危ないものを感じます。 現在の業務プロセスが公正・公平であることが確実に確認、検証がなされていることが非常に重要であり、要確認事項だと思います。 次に、一般調達を見るといろいろな案件が出ていますが、あるものは電子入札、またあるものは紙での入札、またあるものは郵便入札となっています。ところが一覧表示になっているところではその区別も不明確で個別案件ごとの公告資料を見て初めて確認できるという現状です。こんな状態は応札者で行き違いが生じる原因を自ら作り出しています。 なお、グループ内他社は一覧表示の段階から分かなりやすく公告されています。 同じ日本郵政のHP(WT0特定調達情報)を見ると、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令改正に伴う会計規程等の公表」というものが各社から公表されています。 WT0政府調達協定等に基づき公表されているものだと思います。 しかし、各社別に内容を見ると…いつ公表されたのか不明だったり、一度公表されたものがいつのまにか修正されていたりと協定等に基づき社内手続きを公表する意味合いに沿っていない杜撰な状態になっています。 (日本郵政㈱の業務を会社分割により移管された日本郵政不動産㈱や日本郵政建築㈱のものは公表されていません) 入札公告においても、仕様書や入札説明書等がいつのまにか修正(改竄)されていることも散見されます。 決められた方法で修正する(WT0政府調達の場合は官報が基本)とともに全ての関係者にはメール等でお知らせする(中央政府の例)というのが普通だと思います。 このように、細かなことまで含めて入札公告すらまともにも出来ない、チェックもできない会社(グループ)が適正で経済的な調達行為が出来るのでしょいか。外部から見えている部分だけを見ても問題が散見されます。

提出された意見（個人）

No.	提出者	項目	意見内容
			東京支社で取集契約について収賄事件が発生しました。他の支社の契約行為についても点検したようですが、推測するに担当ラインの関係者や内部監査では予算額、落札基準額（予定価格）、落札額の点検とともに、稟議書等で応札者（数）、競争状態といった当たり前の確認行為をしていなかったものだと思います。予算管理自体にも疑問があるし、入札公告自体が適正になされていたいかも疑問です。部分的な情報を開示して（例えば問題が顕在化した支社の取集契約）「問題はない」と言われても全体像が非開示では説明責任は果たしていません。 今回の法改正に合わせて、日本郵便は、全支社だけでなく子会社（グループ全体）、更には既に上記のとおりリスクが見えている本社の調達についても、一般競争、随意契約と限定することなく全て点検と説明が必要です。 （日本郵政各社のWTO政府調達の規模等は後に触れます） 令和7年（2025年）7月29日郵政民営化委員会において、「郵便局における点呼業務の不備に関する監督上の命令等について」関連で、総務省折笠郵便課長から「本件事案に係る観点に限らず、貴社の事業を取り巻く法令等を確実に把握し、遵守するための措置について検討し、実施することを求めている」旨ご発言がありました。 これまで再三不祥事を繰り返して場当たり的な弥縫策を繰り返していたのですから当然のこと極めて重いご発言だと思います。 日本郵政グループは、相次ぐ不祥事を受けてガバナンス（企業統治）体制の「仕組み」や「チェック体制」を大幅に変更しているようですがまだまだ漏れがあります。 流石に日本郵便（子会社を含む）ほどの調達規模の会社で調達行為の効果的な点検・確認が出来ていないというのはあり得ないことだと思えます。 三線管理をすと言っても、基本的な事務遂行能力がなかったり、問題意識が間違っていれば問題解決にはなりません。 また、「電子入札を導入する（導入した）」と言われていますがそのスベック、連動しているシステム、運用方法は星の数ほどあります。日本郵便においても中央官庁並みの透明性の高い公正なシステムを適正に運用していることが求められます。現状は電子入札という名のブラックボックスが増えただけです。 「日本郵政グループ各社とWTO」 2026.6.30に政府調達の自主的措置に関する関係省庁等会議が持ち回り開催されました。 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shotatsu/dai12/gijisidai.html その配布資料に「令和6年（暦年）における政府調達実績（注）」があります。 令和6年（暦年）の政府調達に関する調達実績が公表されているものです。 政府調達総額は、38,160億円 政府調達件数は、17,921件となっています。 最終ページに「調達実績の大きい機関とその割合」という表があります。 日本郵政公社を継承した機関は、件数では第5位 4.4% 金額では第1位 11.5% となっています。 日本郵政各社は民営化したとはいうものの、WTO政府調達協定の適用対象機関であるとともに、引き続き巨額の調達行為を関係ルールに従って実施する義務があります。

提出された意見（個人）

No.	提出者	項目	意見内容				
			(注) 1、日本郵政公社を継承した機関には独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構も含む 2、建設工事等は含んでいない それでは、日本郵政公社を継承した機関の政府調達実績はどうなっているのかというと、同じく内閣府から、「令和7年度版 政府調達における我が国の施策と実績 -世界に開かれた政府調達へ-」と言う資料が公表されています。 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/chotatsu/07tyoutasu/index.html この中に、「第IV編 令和6年における調達実績一覧」というものがあり個別の機関別の調達実績が「政府調達落札データ」として公表されています。(令和6年のものが最新) 資料自体がPDFであり空欄もあるため、「日本郵政公社を継承した機関」について正確には計算出来ませんでしたが試算すると、総額4,618億円 内訳 <table border="1"> <tr> <td>一般競争</td> <td>1,432億円 (31%)</td> <td>随意契約</td> <td>3,185億円 (69%)</td> </tr> </table> となっています。 各社別の調達額を試算すると次のとおりです。 日本郵便1,443億円 ゆうちょ銀行1,526億円 かんぽ生命1,364億円 日本郵政278億円 機構5億円 政府全体から見ても調達規模の大きさ(金額では11.5%)と随意契約の多さ(全体の69%)が目立ちます。(政府調達全体での随意契約は40.2%) 随意契約については、コンピュータ関連の調達で、かんぽシステムソリューションズ(かんぽ生命100%出資子会社)、日本郵政インフォメーションテクノロジー(日本郵政100%出資子会社)等とのグループ内における契約が目立ちます。それぞれ675億円、210億円と巨額。 当該子会社における外部調達についてはほとんど開示されていません。 政府調達の自主的措置に関する関係省庁等会議でどのようなフォローアップがなされたのかは公表されていないので不明ですが政府全体の統計データに大きな影響を与えているものです。 WTO政府調達についてだけ見れば、先行したNTT、JR各社とは違い、日本郵政グループは官から民になったとは言いがたい状況が続いているのが現状ですが、WTO政府調達協定というものや政府の各種の自主措置の趣旨からするとこのような日本郵政グループ各社の現状には大きな疑問が残ります。 最後に このように、外部から見えている部分だけを見ても上記のとおり多くの不適切な状況が見えています。 見えていない部分についても再度点検・確認が必須です。既に顕在化した不祥事を是正のためのチャンスと捉え、法改正にも合わせて膿を出し切る、徹底してやり直す覚悟が必要だと思います。 取集、輸送関連は当然のこと、システム子会社、建設・工事の子会社等とのグループ内の取引や、当該子会社自体の調達行為が適正で経済的なものになっているのかという点についても再点検と是正の取組が必要であり、国民の信頼、信用を得るためには更なる情報公開や説明責任が生じていると考えます。	一般競争	1,432億円 (31%)	随意契約	3,185億円 (69%)
一般競争	1,432億円 (31%)	随意契約	3,185億円 (69%)				
75	個人		これまでの郵政民営化に対する評価効率が優先されてしまい、サービスの低下が見受けられます				

提出された意見（個人）

No.	提出者	項目	意見内容
76	個人		これまでの郵政民営化に対する評価 郵便事業は社会インフラとしての役割の点からそもそも営利を目的とする事業と性質が異なる。これを民営化により営利目的企業としたことによりその役割を維持することが困難となっており、国民生活の利便性を棄損する結果となっている。 郵便局は地方においては郵便配達時には住民の安否確認の一旦を担うなど、国民の安心安全な生活に寄与する部分は大きかった。また、そこにゆうちょ銀行、かんぽ生命の金融サービスが組み合わさることにより国民の資産形成に果たす意味合いも大きく国民の豊かな生活を支える基盤でもあった。 しかし、民営化により地方の郵便局の採算悪化による閉鎖や、ゆうちょ銀行、かんぽ生命との分離による顧客利便性の低下、また、ゆうちょ銀行、かんぽ生命が一般の民間金融機関と同様の競争原理に晒されることにより運用効率を重視せざるをえなくなり民営化以前には国内の公共投資に活用されていた金融資産を海外市場へ流出させたことが国内経済の成長を著しく阻害する結果を生じたと考ええる。 総合的に優勢民営化は日本国にとって極めて害悪であったと評価する。
77	個人		現在、私はゆうちょ銀行やかんぽ生命のサービスを直接利用していませんが、郵便局が「全国どこにでもある」という事実はいざというときの生活インフラとして非常に大きな安心感に繋がっています。今後の事業や現場の業務運営のあり方については、以下のように考えます。 郵便事業について：値上がりと手持ちの切手と合わずに大変なこともありますが、値上げをせずに事業が成り立たなくなると困ります。荷物の送り状がアプリで作成できるようになったのは便利でありありがたいです。 貯金事業（ゆうちょ銀行）について：地方や過疎地を含め、全国均一で金融サービスを利用できるネットワークは国民の安心のために必要不可欠です。いざというときに誰もが助かるインフラとして、現状の規模やサービス水準を維持すべきだと考えます。 保険事業（かんぽ生命）について：民間の生命保険会社が多く存在している現状を鑑みると、必ずしも日本郵政グループが一体となって事業を維持し続ける必要性は低いのではないかと感じます。限られた経営資源を考慮し、見直しやスリム化を検討してもよいのではないのでしょうか。 現場職員の労働環境（暑さ対策）について：郵便業務は日々の生活に便利で大変ありがたい存在ですが、配達や窓口の現場で働く職員の方々の安全も重要です。近年の猛暑を考慮し、夏場など暑い時期は職員が無理にマスクを着用せず、個人の判断で外せるような柔軟なルール（熱中症対策の徹底）を組織としてさらに推奨してほしいと思います。 国を支えるインフラとしての安心・安全の確保について：民営化されたとはいえ、郵便事業は国家の基盤となる重要インフラです。人手不足などの影響で、今後もし現場に外国籍の配達員等が増える場合であっても、個人情報取り扱い、防犯、地域住民とのコミュニケーションにおいて国民が不安を感じないよう、徹底した教育や適切な管理体制を確実に整備・維持していただきたいです。ネット上ですでに不安な声が上がっています。（特に女性性が郵便物を受け取る際、郵便局の配達に限りませんが、外国人の配達員を怖がっています。印鑑を取りに戻ろうとドアを閉めようとしたら、足でドアが閉じないように入られたという話も見受けられました。） 今後デジタル化が進む中でも、郵便や貯金の全国ネットワークがもたらす便利さと安心感、そしてそれを支える現場の働く環境が今後も守られることを期待します。

提出された意見(個人)

No.	提出者	項目	意見内容
78	個人	⑥	民営化により、ゆうちよ銀行及びかんぽ生命保険が郵便事業から切り離された結果、全国一律の郵便ユニバーサルサービスは、毎年約650億円の公的資金を投入しなければ維持できない状況となっている。 民営化以前は、ゆうちよ銀行及びかんぽ生命保険の収益によって郵便事業を支え、全国一律のサービスを維持していた。こうした体制へ戻すことが望ましいものの、民営化を推進した小泉純一郎元首相の子息である小泉進次郎氏が、現在、次期首相候補とされている状況を踏まえると、その実現は容易ではないと考えられる。 しかしながら、公的資金を恒常的に投入して郵便事業を維持している現状は、実質的に民営化が十分な成果を上げておらず、事実上の再国有化に近い状況と評価できる。したがって、郵便事業については、郵政事業庁として再国有化し、国が責任を持ってユニバーサルサービスを維持する制度へ改めるべきである。 また、同じく民営化されたNTTにおいては、山間部や過疎地におけるユニバーサルサービスの見直しが進められており、採算性を優先する民間企業の論理では、このような山間部や過疎地と言った弱者の切り捨てが進められつつある。 郵便事業は、単なる物流サービスではなく、信書の秘密を守る重要な公共的使命を担っている。このような公共性の高いサービスを、採算性のみを重視する民間企業に委ねることは適切ではない。 明治新政府が郵便事業を民営から国営へ移行させた歴史的経緯も踏まえ、少なくとも郵便事業については再国有化し、国の責任の下で郵便ユニバーサルサービスを将来にわたり維持すべきである。
79	個人	①	民営化は失敗だと思います。 私は昭和53年に当時の郵政省に国家公務員として入省し、2025年3月に日本郵便を再雇用期間満了で退職した元職員です。 郵便局の良さは地域に密着して、地域の方々に「あまねく公平に」にあり、採用時には「国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき責務を自覚を深く自覚し、日本国憲法を順守し、並びに法令及び上司の職務の命令に従い、不偏不党かつ公正に職務の遂行に当たることをたたく誓います」と宣誓書を読みました。 郵政民営化はそもそも独立採算制で税金を使っていなかった郵便局を分社化という方法で解体し、郵政省という一括として事業展開をできるシステムを壊したと思います。 民営化は投票総数では「民営化反対」であったのに、政治主導でごり押しし、民営化前はすべて×であるかのような施策と今も、政治に振り回されています。 本社幹部が根拠のない目標を思いつきで設定し、現場は振り回され、結果、一部の社員が不適切な営業等に手をつけました。 また、巨額な海外投資や日通の吸収、不動産の法外に安い売却等の失敗がありながら、幹部は責任をとらず、社員に賞与等の処遇改悪を求めました。 結果、郵便局の一体の良さはなくなり、職場は殺伐としました元々、単独では採算難しい郵便物流部門の赤字に着目し、郵便局窓口は管理者組合の圧力に振り回され、ネットワーク維持交付金や新たな補助金で見せかけの経理をして、本来の改革をしなくなっています
		②	政治主導の民営化は国営化に戻すことになるとおもいますが、すでに。戻してもうまくいくと思っていないです。 他の民営化と同様、政治的圧力に振り回されるようでは明るい民営化は見えてこないと思っています。 日本郵便は「受託」による手数料に頼る経営体質から新規事業を推進する体質に転換できればと思います。 現状の局長会幹部が人事を握り、政治に圧力をかけるのでは日本郵便には期待していません。
		⑤	簡易保険気軽に加入できて、万一の時も役立ち、人気があった しかし、保険料目標は養老保険でないと達成できず、高齢者家庭のお金に着目した募集が横行し、不適正募集につながり、結果、契約件数は減少し、保有件数、金額も減少の一途にあります 一部の違法行為をした管理者、社員のおかげで、涉外社員は日本郵便からいなくなり、ネットワークを活用した幅広いサービスはなくなりました。 積極的な営業をしていないため、民間生命保険との競争はないと同じと考えています。

提出された意見(個人)

No.	提出者	項目	意見内容
		⑥	(1) 本社から支社への権限移譲 (2) 本社採用者のフロントライン勤務実施 本社採用の社員を一定期間、フロントライン管理者を経験させて、実態を把握させることで、改革意識の醸成につなげる。 (3) 窓口局の統廃合～数から質のネットワークへ 少子高齢化で日本の人口は減少し、また、窓口でなくてもできるようになっています。 例えば、八戸市はピークの25万人から21万人と4万人も減少しているのに直営郵便局数は変わっていません。建築からかなりの経過をしている郵便局も多く、駐車場もなく、あっても狭く、利便性が低い。 また、利用者減少で社員の業務知識、経験が加算されなくなっている。 →統廃合による、駐車場の確保、駐車場スペースを活用した、キッチンカー、オンライン診療カーや献血車の受入れ等が可能になり、郵便局に行く用事が生まれる。 局規模を大きくすることで、取り扱い種目を増やすことができ、社員を有効に活用でき、社員のスキル、やる気の向上につながる。 (4) 人事制度の再構築 新型コロナウイルス以降、各種会議や研修はオンラインに移行した。 民間会社でも浸透や実効性に疑問を持ち、体面に戻っており、研修等を民営化前まで戻って成果反省をして、人材育成をしていく。
80		①	「民営化」を達成したなる評価には全く値しない。 巨額を投じた「トール」の買収が失敗に終わったことに始め、ノルマによる自爆営業、パワハラによる職員の自死、個人情報流出・政治利用、下請け泣かせ、点呼の不実施など、およそ通常の民間企業では起こりえないことが毎日発生している。 これは、会社としてのガバナンスが機能していないことが根本的な原因である。 なお、会社のガバナンスの確立を妨げている団体として、全国郵便局長会の存在を指摘する。
		②	民間会社としてのガバナンスを確立することが喫緊の課題である。そのためには全国郵便局長会の影響力を排除する必要がある。
		⑥	日本郵政と日本郵便を合併させるべきだとの意見があるようである。 しかしそれは、ゆうちょ・かんぽの利益で郵便局網を維持しようとするものであり、各事業単体での独立採算制の趣旨に反する。日本郵政と日本郵便を合併させてはならない。 郵便局ネットワークの維持には不相应な費用が掛けられている。それは、局長自らが局舎を所有し日本郵便から賃料を得るという利益相反取引が野放しになっていることや、24000局体制を見直すことなく維持しようとする現行体制からも明らかである。
		⑦	通常の民間会社であれば、稼働率の低い拠点を整理統合するなどして、経費の節減を図るものであるが、日本郵政にはそのような態度が全く見受けられない。 平日しか営業しない、17時で窓口が閉まる、そんな郵便局が何万局あっても意味がない。必要なのは、いつでも地域の暮らしに寄り添う郵便局である。 郵便局の数を減らして質を高めることが、民営郵政に最も求められる。エリマネ局をすべて廃止して、単マネ局とその分室・出張所とすればよい。
81	個人	①	これまでの郵政民営化は、失敗であると評価する。民営化と表現されるが、英語の privatization に即して考えれば「私物化」であり、ゆうちょやかんぽといった国民の資産が国内で運用されていたところから外資に侵食されて、その富を失った。郵便事業も情報伝達ネットワークや地域の見守り等の重要インフラであったにもかかわらず、その縮小・撤退が生じている。加えて、かつて公営だった時には逆説的だが公金が投入されずとも成立していた郵政事業が、分割民営化により約650億円の公金投入が必要となったことは、皮肉にも失敗と言わざるを得ない。もし、失敗ではないと固辞するようであれば、それは米国からの年次改革要望書等に記載された郵政の分割民営化の要望に応えたことを以って成功と言うようなもので、国民主権や国家国民のための政治をするつもりがないことを宣言するようものと認識する。
		②	かつて国鉄等とともに郵政を民営化した英国のサッチャー首相を、日本の首相も目指しているのだと、財務大臣の国会答弁があったが、そのような国内経済の破壊者を真似る暇があるならば、一刻も早く失われた30年をつくった経済・財政政策(当然ここに郵政民営化が含まれる)を転換することを、日本国民として強く要求する。 かつての郵政マネーが日本の学校教育に運用された事例等に鑑み、郵政は再統合・再公営化することによって、2000兆円を超える民間金融資産が国内インフラ等の投資に回り、一部の株主等を儲けさせる金回りではなく、将来世代に対して遺すことのできる社会基盤・社会資本の造成に充ててくれることを、また、地域社会の情報伝達ネットワークとして郵便が維持されることを強く要求する。

提出された意見（個人）

No.		提出者	項目	意見内容
			③	上記の第2項の通り、再公営化を要求するものであるから、郵政を分割・民営化に関する一切の動き（株の民間への売却等）に反対する。
			④	上記の第2項の通り、再公営化を要求するものであるから、国民の金融資産が国内インフラ等への投資に回るという枠組みとしてゆうちよの機能・役割を保持すべきである。その他金融機関との市場競争に組み入れられるという発想と誘導自体が、国民の金融資産を外資参入の中で吸い取る結果となった現在までの民営化が果たした役割を増長させることに他ならない。
			⑤	上記の第4項と同様に、他国で名前の通っていない保険会社や郵便局員や郵便ネットワークを使い日本国内で保険ビジネスを展開した、現在の民営化の顛末を見れば、国民の金融資産を運用して還元するという、民営化以前にかんぽの果たしてきた役割へと回帰させるべきであり、市場原理主義の土俵に乗せるべきではない。企業の儲けしか考えていない新自由主義的魂胆に追従してはならない。
			⑥	かつて公営であった時に公金が不要で、民営化へ移行した結果として650億円の公金が必要になった逆説は、分割民営化という個別最適を強要し自己責任論的な切り捨てを認めた思想・哲学的な失政である。個別最適から視野を広げて、全体最適の構想に転換することを要求する。
			⑦	国益を考えているのか。他国の理屈に主権を脅かしてまで付き従う道理はない。郵政民営化に邁進した為政者（役人を含む）におかれては、政治哲学と国民益の理解が欠落していたのではないかと、当時は非有権者であった者として疑いを禁じ得ない。 これ以上国益を損ねることを唯々諾々と進めることが無いよう、強く要求する。
82	個人			金融2社の株式の完全売却は実現すべき、金融2社への出資の残ったままではいつまでも郵便、郵便局窓口の合理化、再編成が進まないと思います。売却の期限を設定すべき。また金融2社の株式の完全売却ができないなら、2社への上乗せ、業務規制などは永久に継続すべき。 650億ものの公的資金が投入されるようですが、金額の根拠は何なのでしょう？例えば集配業務を行う局、窓口のみの局、簡易郵便局の例えれば立地場所（都内、都道府県庁所在地、地方都市、離島離村など）、従業者数、取扱い、来店者数などのサンプルケースごとの損益の公表や郵便局舎の問題など不透明な内部取引も公開、改めさせるべき。 郵便車両の点呼の不備の問題がありました。民営化の結果、同業他社と同じ法規制が適用されるようになって運送業界ではあたりまえのことですが、全くできていなかったことが発覚したのだと思います。
83	個人			個人情報とは本人の承諾なく、何処にも渡さないこと。また外資からの影響が内容に、中国を見習って外国人が保有できるのは10パーセントぐらいに留める法律にした方がよい。
84	個人		①	郵便・貯金・保険事業（三事業）は国家の基盤となる重要インフラであり、過度な市場原理の導入、完全民営化、および将来的な外国資本への参入リスクには強く反対する。国民に重税が課されている現状において、「不採算」を理由にインフラ維持を放棄する説明は到底受け入れられない。政府は税金の無駄遣いを徹底的に排除し、その公的財源をもって政府の責任において国営化（政府管理下への回帰）を果たすべきである。
				国営回帰に伴う懸念事項については、政府や省庁の制度設計によって十分に解決可能であり、それを行うことこそが行政の本質的な責務であると考え、以下を提言する。
			②	（１）財政赤字への対応とユニバーサルサービスの維持 不採算であってもインフラ維持が政府の仕事である。ただし、無制限に公的資金を投入するのではなく、時代の変化や需要の推移に合わせて郵便局の配置・規模を適正化するなど、柔軟なコスト管理を徹底すれば財政赤字は回避可能である。 （２）資金運用の透明性と厳格なペナルティの構築 過去の国営時代における不透明な資金流出などの懸念に対しては、流出そのものを根本から遮断する厳格な監視仕組みを再構築すればよい。仮に私利私欲のために国民の資産や公的資金を悪用した個人、組織、あるいは外国勢力が存在した場合には、刑事罰や巨額の賠償義務を科す厳格なペナルティ制度をあらかじめ法制化することで、不正リスクは十分に抑止できる。

提出された意見(個人)

No.	提出者	項目	意見内容
		⑥	(3) 民間企業との住み分けと独自性の貫徹 ゆうちょ銀行やかんぽ生命が民間企業と同じ土俵で利益を競うのであれば、存在意義は乏しく、民間他社で十分代替可能となってしまう。これらが持つべき本質的な価値は、政府管理だからこそ得られる「絶対的な安心感と安定性」である。 民間企業との競合(民業圧迫)を防ぐためには、双方が市場で衝突しないよう、公的な役割と民間ビジネスの明確な「住み分けルール」を法的に整えるべきである。利益追求ではない、国営ならではの独自性を貫くための枠組みを構築することこそが、政府や各省庁の果たすべき本来の役割である。
85	個人		郵政の民営化以降、重要なインフラであるにもかかわらず、サービスの低下が見られる。過疎地からの撤退や郵便配達の日時が不安定になってしまったり、外資に買われてしまうリスクまで伴ってきている。郵政のみならず、水道や電気など、公共のインフラは利益の追求ではなく、安定化が大切。過疎地域も含め隅々まで行き届くことが当たり前として、国が責任を持って運営していただきたい。
86	個人	①	評価に値しません。民営化してから郵便事業は悪化しております。
		②	国営化に戻すべきだと考えております。
		③	外国籍、帰化人でない日本国籍の日本人や国が保護すべきだと考えております。
		④	すみません、ちよっとここは申し訳ないが分かりません。
		⑤	これも申し訳ないが分かりません。
		⑥	外国の干渉は一切せず、日本国内だけで負担する。
		⑦	郵便は最低限必要なインフラです。利益優先ではなく、金銭周りには外国の干渉を一切させず日本国内だけで完結できるようにすべきです。
87	個人		離島など過疎地域の郵政業務を週3日、1日に逐次縮小し、およそ10年後に過疎地域から撤退すれば、過疎地域の人口も自然減少となり、住民がいなくなれば、「ユニバーサルサービス」を維持しなくても良い。インフラを維持しなければ、財政にも余裕が与えられる。
88	個人	①	郵便局長会の政治力が不適切な取扱いの温床になっていることは明白だが、公にそれを言う者は第三者委員会も含めて誰もいない。日本郵政、ゆうちょ銀行、かんぽ生命らは本来彼らを厳正に監督すべき立場にもかかわらず、政治的圧力により何も言えなくなっている、あるいは表面的な監査に終始しているのではないか。
		②	日本郵政と日本郵便が合併する場合、金融2社からすると委託先が親会社となり、今にもまして、ますます適切な監督ができなくなるものと思われる。いずれにせよ郵便局に対する監督の実効性を確保する措置が必要。
		④	銀行協会らが暗黙の政府保証を理由として各種規制緩和に反対しているが、むしろ銀行こそが破綻寸前に追い込まれては公金注入など実際の政府保証を受けているのであって、生活者からすると郵政に限らず「大きな銀行は潰れない」との意識を持っているのではないか。 銀行窓口では郵便局から預金を持つてくるよう勧誘を受けることが多いが、実際、報道によると、ゆうちょ銀行の預金が大きく流出し、銀行預金を肥やしているとのこと。銀行協会からのいう「公平な競争環境が確保」されたとき、果たしてゆうちょはままだ残っているか。吸い尽くされ、骨になっているのではないか。
89	個人		郵政民営化に伴い、ゆうちょ銀行による日本国債の購入額が減少したことには、主に3つの問題点があると思います。 第一に、国内資金循環の滞りです。国民が預けた巨額の資産が国内のインフラ整備や企業投資に回らず、海外市場へ流出している点が懸念されます。 第二に、国債の安定消化機能の低下です。政府にとっても最大の「確実な国債の買い手」が減ったことで、将来的な国債価格の下落や金利上昇を招き、国の借金返済負担(利払い費)を増大させるリスクが高まります。 第三に、金融リスクの増大です。国債による運用から海外の証券や投資ファンドヘシフトした結果、世界的な金融ショックや為替変動の影響を受けやすくなりました。 このように、日本の資産が国内の財政や経済を支える「地産地消」の仕組みが損なわれ、外資や海外市場の動向に左右されやすくなったことは大きな問題です。
90	個人	①	民営化による人手不足や、地方や局によって人員や負担のばらつきが気になります。 郵便は通信手段の一つです。そのため、民営化による自由な運営だけでなく、必要に応じて国による人員や金銭面、設備などの支援が必要だと私は考えております。郵便局の負担について調査や改善等、定期的に「ご考をお願いします」。
		②	ある郵便局で、書店減少を補う目的で児童書を販売する取り組みを行うというニュースを見ました。 様々な業種、事業者と提携することで、郵便局やその地域の人たちにとってより充実した暮らしになると思います。 現場に負担の無い範囲で、新しいことを取り入れたり考案することもあり良いと思います。

提出された意見(個人)

No.	提出者	項目	意見内容
91	個人	③	【提出に当たったての申し添え】 私は日本郵便株式会社の社員ですが、本意見は所属組織の見解を代表するものではなく、一国民・一個人としての意見です。ただし、日々の業務を通じて郵便事業の現場を知る立場からの問題意識に基づくものであることを、あらかじめ申し添えます。 【意見の要旨】 郵便のユニバーサルサービスを、デジタル空間に拡張すべき。すなわち、「全国あまねく、すべての人に信書が必ず届き、届いたことを証明でき、様々な理由でデジタルでは受け取れない人にも郵便で必ず届ける」という、信書のデジタル送達の仕組み(以下「デジタル郵便」)を、国が主体となって制度化していただきたいと考えます。 これは郵便事業の存続策にとどまりません。なりすましや偽・誤情報が発信されるデジタル空間に「実在」と「到達」の信頼を取り戻す、デジタル空間の健全性確保のための基盤であり、国などの重要な通知を確実に、かつ秘密を保って届けるという経済安全保障上の要請にも応える社会基盤の整備でもあります。 その道筋として、①郵便認証司を要する業務(内容証明・特別送達)のデジタル版を、現にこの認証業務を担う日本郵便への指定・委託として整備すること、②一般利用の確実到達通知について、要件を満たせばどの事業者も参入できるオープンな「認定電磁的送達制度」を創設すること、③立法を待たず現行法下で可能な郵便デジタル化の取組から段階的に始めること、の三層による制度整備を提案します。 これは、金融二社の株式が全部処分された後においても、既存の郵便事業の利用減少が続く中で郵便局ネットワークが自らの力でユニバーサルサービスの提供を支え続けるための、収益基盤と社会的役割の両面からの抜本策であり(対象③)、郵便局ネットワークの維持に要する費用負担の在り方(対象⑥)の検証にも資するものです。 【意見の本文】 第1 はじめに ― 一国民としての問題意識 私は一国民として、パソコン時代から始まってこれまでに至る社会におけるデジタル化の進展に対して個人的に関わりながら郵便事業に携わってきましたが、いま日本のデジタル空間が急速に「不健全」なものになりつつあることに強い危機感を抱いています。郵政民営化から約20年の総合的な検証にあたり、「民営化に何を期待するか」という問いへの私の答えは明確です。郵便と通信を、今こそ融合させること。それにより、デジタル空間を郵便のように安心して安全に使える社会空間とすることです。以下、その理由と具体的方策を述べます。 第2 現状認識 ― デジタル空間には「実在」と「到達」の保証がない 第一に、デジタル空間には「差出人が本人である保証」も「相手に届いた保証」も存在しません。電子メールは誰でも他人を騙って送ることができ、迷惑メールの山に埋もれ、届いたかどうかを差出人は知る術がありません。SNSには実在しない人物のアカウントが溢れ、著名人になりすました詐欺広告が横行しています。警察庁の公表によれば、特殊詐欺とSNS型投資・ロマンス詐欺を合わせた被害額は、令和6年に約2,000億円規模に達しました。フィッシング詐欺の報告件数も2024年には170万件を超え、過去最多となりました(フィッシング対策協議会)。真偽の分からぬ偽・誤情報が選挙や災害のたびに拡散し、社会の意思決定そのものを歪めつつあります。 第二に、重要な通知が「届かない」社会になりつつあります。行政や企業は通知の電子化を進めています。メールやアプリの通知は開封されず、埋もれ、あるいはそもそも届きません。一方でこれまで重要通信の送達を担ってきた郵便物も、2001年度の262.2億通から2025年度には117.5億通へと55%も減少し、郵便事業は構造的な苦境が拡大しています。「確実に届ける」仕組みが、デジタルにもリアルにも存在しなくなりつつあるのです。しかし、例えば自動車のリコールの対象台数は令和5年度だけで約810万台(国土交通省)。通知が本人に届き改修が行われなければならない、道路上の生命の危険に直結します。保険の失効予告、年金や税の通知、災害時の避難情報――「全員に必ず届くこと」が社会の前提であるはずの情報は、今なお数多くあります。 翻って、郵便は150余年の間、憲法および郵便法により信書の秘密を守り抜き、「行政や警察にさえ中身を知られることなく、しかし相手に必ず届く」通信を提供し続けてきました。差出人と受取人の実在は配達現場で日々確かめられています。宛先に本人が実在することの確認にとどまらず、対面で配達する場合には本人確認や手交による受取確認まで行われ、届かなければ差出人に戻ります。デジタル空間に欠けている「実在」「到達」「秘密」は、郵便が当たり前に備えてきたもののそのもの。この信頼をデジタル空間に移植することこそ、健全なデジタル社会実現の鍵だと私は考えます。

提出された意見(個人)

No.	提出者	項目	意見内容
			第3 制度環境の転換 ― 「紙が正」の時代は既に終わっている 本意見に対しては、「郵便とは紙を配達するものであり、デジタル通知は郵便ではない」との反論が想定されます。しかし、まさにその理 解こそ、今回の検証で問い直されべきものと考えます。 第一に、郵便法自体は「紙」を要求していません。郵便法および信書便法にいう信書は「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又 は事実を通知する文書」と定義されますが、条文のどこにも「紙でなければならない」とは書かれていません。「文書」を有体物(紙等)に限 ると解されてきたのは行政解釈と裁判例の積み重ねによるもので、あらゆる証拠書類が紙であることが当然とされた時代の産物です。前提と なった社会が変わった以上、制度の側が追いつく必要があります。 第二に、国の制度は今世紀に入り、デジタル情報で「正」とする側へ明確に転換しました。平成16年のe-文書法、令和元年のデジタル手続 法(デジタルファースト原則)に続き、電子帳簿保存法の改正では電子取引のデータを電子のまま保存することが義務化されました(令和6年完 全施行)。税務では既にデジタルデータこそが「正」の記録です。契約、登記、医療、金融――あらゆる分野で同じ転換が完了しつつありま す。 第三に、それにもかかわらず、「本人に確実に届ける」手段だけが未整備のまま取り残されています。本年5月に全面施行された改正民事訴訟 法ですら、電磁的記録の送達には「記録されている事項を出力することにより作成した書面によってする」(第109条)ことが原則です。デジタ ルの記録でさえ、いざ本人に届ける段になると紙に印刷して送達するのです。オンラインで完結するシステム送達も、あらかじめ届出をした 者にしか用いることができません(第109条の2第1項ただし書)。国税通則法第12条も、税務署長等が発する書類は郵便・信書便による送達又は 交付送達を原則としたままです。司法と行政のデジタル化の最先端ですら、「本人へ確実に届ける」という一番大事な最後の局面だけは紙と 郵便に頼らざるを得ない。これはデジタル空間に「確実な到達」の基盤そのものが存在しないことの動かぬ証左です。デジタルを「正」とし ながら、肝心の「届ける」だけがアナログに依存する。この構造こそ、我が国のデジタル化の隘路です。 第4 「確実な到達」を認証する仕組みを ― 郵便認証司制度の知見の活用 求められているのは、新しい役所でも新しい資格でもありません。電磁的記録による送達について、①差出人・受取人の実在と本人性、② 送達内容の真正性、③到達・受取の事実、を公的に認証する仕組みです。紙の世界でこの認証を現に担っているのが、郵便法第58条の郵便認 証司制度(内容証明・特別送達の認証。総務大臣が任命し、みなし公務員の規律が及ぶ)であり、担い手は日本郵便のみ。この現に機能してい る認証の知見と規律を、電磁的記録による送達に及ぼすことが本提案の中核です。 なお、その立法形式には少なくとも二つの道があります。郵便法・信書便法を改正して信書の概念を電磁的記録に及ぶよう更新する方法 と、郵便法制には触れず、電気通信分野に新たな認証送達の制度(いわば「デジタル認証司」)を創設して、現に認証業務を担う日本郵便に担 わせる方法です。いずれも立法政策として成り立ちます。本意見が求めるのは機能の実現であり、立法形式は問いません。重要なのは、いず れの形式でも、これが公権力性を帯びた業務の限定的な指定・委託であって、市場の新規独占を生むものではないという点。一般の確実到達 通知は、後述のとおり要件を満たせばどの事業者も参入できるオープンな認定制度に委ね、公務性の高い中核業務の確実性と市場の競争・革 新の双方を確保します。そして、郵便が今の閉じた世界のまま座して死を待つのではなく、デジタル市場に新規需要を掘り起こし、新たな価 値をもたらず環境を整備することで、郵便が将来へ繋がる道を開くことになります。 年賀状に象徴される個人間の挨拶や近況の伝達も、消えてなくなっただけではなく、別の手段へ移りました。裏を返せば、実在が確認された 相手と、なりすましの心配なく言葉を交わせる経路への需要は、法人や行政の通知に限られないということです。デジタル郵便を、差し出す 側が自ら選んで使える開かれた仕組みとして設計すれば、個人が安心して使える通信手段としても育ち得ます。郵便が閉じた世界のまま縮小 を待つのではなく、デジタル空間に新たな需要を掘り起こすこと。その道を拓くのに、躊躇している時間はありません。

提出された意見(個人)

No.	提出者	項目	意見内容
第5			デジタルだからこそ簡易・便利になり、需要は拡大する重要なのは、これが単なる紙の置き換えにとどまらないことです。例えば現行の配達証明では、配達の実事を証明する書面が後日、差出人に郵送で返送されます。既に本人限定受取郵便(特定事項伝達型)では、配達に際して確認した本人確認情報が差出人にデータで提供されており、デジタルであれば、到達・受取の証明も同様にデータとして差出人へ返り、業務システムに直接取り込めます。認証・証明付きの送達が一通数百円と敍日」から「即時かつ低廉」になれば、費用と手間から証明付き通知を諦めていた膨大な潜在需要が掘り起こされます。各分野が現に抱える深刻な課題に、例えば次のように応えられます。 ・保険の失効予告・重要事項通知:失効予告が本人に届かなければ、「聞いていない」を巡る紛争を防ぐとともに、高齢化の中で増える意図せぬ失効・無保険化から国民を守ります。 ・自動車等の点検・リコール通知:通知が届かず改修されないままの車は、欠陥を抱えて公道を走り続けます。未読の者を即時に把握して郵便によるハイブリッド送達へ自動的に切り替えられれば、行政とメーカーが長年苦心してきた改修率の向上、すなわち道路の安全に直結します。 ・中小企業・フリーランスの債権管理:令和6年施行のフリーランス法は報酬の支払遅延を規制しましたが、実際に催告して証拠を残す手段は、一通千円を超える費用と手間のかかる内容証明か、証明力の乏しいメールしかありません。低廉な「証明付き通知」は、取引適正化・価格転嫁という国の中小企業政策を、取引の現場で支える道具となります。 ・消費者の契約解除・クーリングオフ:特定商取引法の改正で電磁的方法によるクーリングオフが可能になりましたが、「送った・届いた」の証明は消費者の自助に委ねられたままです。悪質な事業者に「受け取っていない」と言わせない到達証明は、消費者保護の実効性をデジタル時代に引き上げます。 ・裁判・ODRの手続通知:本年全面施行された民事裁判のIT化でも、届出をしていない当事者への訴状等は結局、紙で送達するほかに、送達が司法デジタル化の最後のボトルネックとなっています。デジタルと特別送達のハイブリッドはこれを解消し、国が推進するODR(オンライン紛争解決)も、手続開始の通知が確実に届いてはじめてオンラインで完結します。 ・税・行政執行の通知:督促・催告・差押えの予告など、到達が手続の適正の前提となる通知は、行政手続のデジタル完結を掲げる国の方針の下でも、なお紙と郵便に依存しています。データによる到達証明の下で管理できれば、行政の膨大な郵送・管理コストの削減と適正手続の保障を両立できます。 ・経済安全保障上の通知:対内投資審査の勧告・命令や重要物資・基幹インフラに係る行政措置など、国が特定の関係者に対して確実かつ秘密を保って通知すべき場面は、経済安全保障政策の強化とともに増え続けています。確実な到達確認と秘密保護を備えた送達路は、その実効性を支える基盤となります。 ・選挙に関わる通知と投票への道:自治体が紙で郵送している投票所入場券の電子送付は、確実な到達とハイブリッド配達を要する典型的な活用先です。さらに、本人確認・秘密の保護・到達証明というデジタル郵便の要件は投票制度が求める要件と重なり、将来の選挙の電子化に道を拓く基盤ともなり得ます。折しも本年2月の衆議院選挙では在外邦人の郵便等投票のうち27.7%が投票日までに届かず(小選挙区)、本年7月には制度の不備を問う国家賠償請求訴訟が提起されました。実在確認された本人への証明付きデジタル送達は、在外邦人の選挙権行使の確保という現に争われている課題にも、現実的な解決の途を提供します。 ・発信者証明への応用(eシールの補完):総務省は、組織が発行する電子文書の発行元を証明する「eシール」の認定制度を2025年に創設しましたが、対象は法人・組織です。デジタル郵便の差出人登録——本人確認を経たゆうIDによる発信——を発信者証明として活用すれば、個人を含む全国民が「本人が発信した」ことを証明できるようになります。組織のeシール、個人の電子署名と並ぶ、誰もが使える第三のトラスト基盤となります。 ・偽・誤情報対策とデジタル空間の健全性確保:実在確認された差出人からの、到達が証明される通知経路が社会の標準になれば、その経路の外から届く「なりすまし通知」や「偽の警告」を偽物と見分けの社会的基準そのものが生まれます。国もプラットフォーム事業者への削除対応の義務付けなど流通後の対処を制度化しつつありますが、削除は事後の対応にとどまります。「本物を本物と証明できる経路」を社会に用意することは、その先にある根本対策であり、災害時の公式情報の真正性確保を含め、政府が掲げるデジタル空間の健全性確保の中核に位置付くものです。

提出された意見(個人)

No.	提出者	項目	意見内容
			これらはいずれも、「確実に届いた証明」が安く速く手に入るようになった瞬間に顕在化する需要であり、郵便物の減少に苦しむユニバーサルサービスの新たな支え手となります。 従来の郵便物とのカニバリの懸念がありませんが、それを避けている時期はすでに終わりました。年賀状は放っておいたらゼロに近づいています。座して死を待つのではなく、果敢に新たなニーズに切り替えていかなければならない時期です。 現状の郵便サービスは、黒字であった年度を含めて平均しても1通あたりの利益は極めて薄く、近年は赤字が続いています。この薄さこそが問題の本質です。デジタル送達は配信の限界原価がほぼゼロであるため、仮に単価が紙より低くとも、1通あたりの利益率は紙の水準を大きく上回ります。通数が減っても利益は改善しうる、という構造の転換がここにありまば、また、従来の郵便料金は紙の水準を大きく、封筒の作成、印刷、封入封かんといった多くの前工程を伴い、差出作業の人員費を含めれば、送り手にとっての総コストは郵便料金そのものを大きく上回ります。政府や自治体が差し出す郵便物がデジタル郵便(デジタルで受け取れない人には郵便物で届ける仕組みを含む)に移行すれば、郵便局の売上は減少する一方で利益率は改善し、行政の通知コストは大きく圧縮されます。そこで生まれた余力を、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな通知に振り向けることができれば、行政サービスそのものの充実にもつながります。 第6 意見 ― ユニバーサルサービスのデジタル拡張:「デジタル郵便」の制度化 (1) 方策の内容 郵便のユニバーサルサービス(あまねく全国、公平に、必ず届ける)を、デジタル空間に拡張した「デジタル郵便」として制度化すべき。その要件は次のとおりです。 ・ 全国民に届く:すべての国民がデジタル私書箱(ゆうID・デジタルアドレス)を持ち、行政・企業からの重要な通知を受け取れること。 ・ 届いたことを証明できる:到達・受取の事実を差出人に証明できること(現行の内容証明・特別送達・配達証明に相当する機能のデジタル版。本人限定受取郵便(特定事項伝達型)では、本人確認情報のデータ提供が一部実現済み)。 ・ 誰も取り残さない:使えない、気付かない、使いたくない——様々な理由でデジタルでは受け取れない人には、郵便局が(必要に応じて印刷会社と連携し)印刷して郵便で届けること(ハイブリッド配達)。これこそ全国の配達網を持つ日本郵便にしか担えない部分であり、デジタル化と郵便網が対立ではなく補完の関係に立つ核心です。 ・ 秘密が守られる:信書の秘密と同水準の秘密保護をデジタル通知に適用すること。 (2) 既存施策との関係 ― マイナポータルの補完 政府は既にマイナポータルにより行政から個人への通知のデジタル化を進めており、屋上屋を重ねるのではとの疑問があり得ますが、両者は明確に補完関係にあります。マイナポータルが行政機関から本人への「お知らせ」の閲覧基盤であるのに対し、デジタル郵便が担うのは、民間を含むあらゆる差出人から受取人への「証明付き悉皆送達」です。①到達・受取の事実を差出人側に法的に証明する機能、②デジタルで受け取れない人へ郵便で必ず届けるハイブリッド配達の担保、③配達現場での宛先と本人の实在確認(対面で配達する場合の本人確認や手交による受取確認を含む)、を伴う点で性格を異にします。アドレス・ペース・レジストリ(デジタル庁)や不動産ID(国土交通省)とも宛先基盤として相互に補強し合う関係にあり、既存のデジタル基盤への投資を活かしながら「確実な到達の担保」という欠落部分を埋めるものです。 (3) 諸外国の先例 ― デンマークの光と影 デンマークでは、2012年成立の公的デジタルポスト法により、行政からの通知をデジタルで受け取ることが15歳以上の住民に段階的に義務付けられました。重要なのは、この義務化が「例外の制度化」とセットだったこと。高齢や障害等の事由でデジタルを利用できない人は適用除外を申請でき、適用除外者には通知を紙の郵便で送付することが制度上担保されています。この「デジタル原則+紙の例外保証」により、同国は社会全体の通知コストを大幅に削減するとともに、誰も取り残さないサービスを実現しています。 一方で、その後の帰結にも目を向ける必要があります。デジタル化の徹底により手紙の物数は2000年の約14.5億通から2024年には約1.1億通へと9割以上減少し、同国の郵便事業を担ってきたポストノルドは2025年12月30日をもって国内の手紙配達そのものを終了、郵便ポストも撤去されました。高齢者を中心に約27万人が今も紙の郵便に依存していると報じられる中、その受け皿は制度の外側の民間配達事業者(新聞配達事業者等)に委ねられることになったのです。 教訓は明確です。紙のセーフティネットをデジタル制度の外側に置けば、市場の縮小とともに受け皿そのものが消える。だからこそ日本では、デジタル送達と紙のハイブリッド配達を、ユニバーサルサービス義務を負う同一の主体——日本郵便——が一体で担う設計とすべき。本提案が受取人の選択制と「誰も取り残さない」ハイブリッド配達を制度の内側に組み込むのは、このためです。義務化路線に比べコスト削減効果の立ち上がりが緩やかになることは正直に付言しますが、デジタル弱者を排除せず、紙の受け皿を将来にわたり保証できる点で、我が国の実情に適合すると考えます。

提出された意見(個人)

No.	提出者	項目	意見内容
			(4) 制度化の道筋(三層構造) 第一層:郵便認証司を要する業務(内容証明・特別送達)のデジタル版は、公証人と同様の「公権力性を帯びた業務の限定的な委託」として、現にこの認証を担う日本郵便への指定・委託により整備します。 第二層:配達証明に相当する到達証明を含む確実な到達通知の一般ニーズに応えるため、「認定電磁的送達制度」を創設します。厳格な本人確認、送受信記録の真正性、秘密の保護、そしてデジタルで届かないときは全国どこへでも書面で届けられること——これらの要件を満たすと国が認定した事業者による送達に、「相手方に到達した」との法的な推定効を与える仕組みです。これは空想ではありません。EUでは既にeIDAS規則が「適格電子登録配達サービス」として同様の制度を設け、認定された送達に受信の法的推定効を与えています。国内でも、総務省の検討会が2020年にこのeIDASを参照して電子署名・タイムスタンプ・eシール・eデリバリー(電子登録配達)等の類型を整理し、以後、タイムスタンプ(2021年)、eシール(2025年)と認定制度が順に整備されてきました。残る空白が、書留郵便に相当するこのeデリバリーです。民間においても、電磁的な通知と受領の記録を組み合わせた取組が現れ始めています。本意見が求めるのは、これを日本郵便などの事業者により全国民が利用できる制度として実現することで、国自身が描いた道筋の最後のピースを完成させることに他なりません。要件を満たせばどの事業者も認定を受けられるオープンな制度とし、他方で郵便等により「誰も取り残さない」という要件を加えることで、結果として全国配達網を持つ郵便サービス活用に自然につながります。 第三層:これらの立法を待たず、現行法下でも可能な取組(デジタルデータを印刷して郵便で届ける電子郵便型サービスの拡充、受取人の事前同意に基づき私設私書箱で受領した郵便物を電子的に引き渡す方式によるデジタル受取の選択制)から段階的に始めます。 なお、本提案は電子メールやメッセージサービス全般を規制する趣旨ではなく、差出人が到達の証明等の法的効果を求めて自ら選択した送達に限り、それに相応しい保護と効果を与えるものです。委員会には、この段階的な制度整備の必要性を検証結果に明記されることを求めます。 (5) 秘密の保護 — 通信の秘密との整理 デジタル郵便には、郵便法が定める信書の秘密と同水準の秘密保護を制度上の要件として課すべき。電磁的な送達は電気通信を利用する以上、電気通信事業法第4条の通信の秘密との関係を生法時に整理する必要がありますが、両者は矛盾しません。送達事業者は通信の内容に一切関知せず、到達・受取という外形的事実のみを認証する設計とすればよいのです。令和7年成立のサイバー対応能力強化法が、独立機関の関与等の厳格な手続を条件に通信の秘密の保障と公共の利益の両立を立法で実現した先例は、同様の丁寧な制度設計がデジタル郵便でも可能なことを示しています。データの取扱いは本人の同意を基本とし、150余年にわたり国や警察にさえ中身を明かさず信書の秘密を守り抜いてきた郵便の規律を、そのままデジタルに持ち込むことが国民の受容の前提です。 第7 対象③・対象⑥との関係 — ユニバーサルサービスの財政基盤の再建 金融二社の株式が全部処分された後のユニバーサルサービス確保という論点の本質は、郵便局ネットワークの維持費用を将来にわたって誰がどう賄うのかという問題です。郵便物数が半分以下となり、金融手数料への依存にも限界が見える中、交付金や費用負担の仕組みの手直しだけではいざいざ立ち行かなくなること、国民は直感しています。 この点、郵便料金制度に関する情報通信審議会答申(令和7年7月31日)は、料金改定の柔軟化を答申する一方、値上げがさらなる物数減少を招く「負のスパイラル」のリスクを自ら指摘し、料金制度にとどまらない多角的な検討を今後の課題として残しました。本意見は、まさにその需要側からの回答です。料金改定と本提案は二者択一ではなく、車の両輪。そして、デジタル送達の収益は、郵便のユニバーサルサービスを支える収益として区分経理上位置付ける制度設計とすべきです。そうすれば、答申が慎重な立場をとった他事業(荷物等)の収益による補填とは異なり、郵便事業自体の収益構造の再建として、答申の枠組みとも整合します。 真に持続可能な答えは、郵便局ネットワーク自身が、時代が必要とする新しい役割によって稼ぐ力を持つこと。デジタル郵便は、減少する紙の通知市場を到達証明という付加価値を伴うデジタル役割として再生させ、ハイブリッド配達を通じて既存の配達網の仕事を守ります。すなわちこれは、ユニバーサルサービスの「対象の拡張」であると同時に、その「財政基盤の再建」。委員会におかれては、株式処分後の方策の検証にあたり、費用負担論に加えて、郵便局ネットワークの収益構造を転換する制度整備(デジタル郵便の法的な位置付け)そのものをユニバーサルサービス確保方策として位置付けることを求めます。本意見は、対象⑥(郵便局ネットワークの維持に要する費用負担の在り方)の検証にも資するものです。 第8 むすび 150余年前、前島密が郵便を創業して以来、郵便は「実在する相手に、秘密を守って、必ず届ける」という社会の信頼の基盤であり続けてきました。現実と乖離し不健全化するデジタル空間にこの信頼を移植することは、奇抜な新規事業ではなく、郵便本来の使命の正統な延長です。郵政民営化の検証が、過去の制度の帳尻合わせに終わることなく、「郵便と通信の融合」というべき次の150年の出発点となることを、一国民として心から期待し、本意見を提出します。 以上

提出された意見（個人）

No.	提出者	項目	意見内容
92	個人		【意見の題名】郵便サービスの品質維持および金融サービスの利便性確保に関する要望【意見の本文】郵便配送サービスの品質低下に対する改善要望土曜日配達廃止や深夜仕分けの縮小など制度改定以降、日常の郵便配送において以下のような深刻な影響が生じています。・配達遅延の常態化：以前であれば翌日？翌々日に届いていた普通郵便が、到着までに数日？1週間近くかかるケースが増加しています。・配送事故や不達の懸念：重要書類や請求書などの到着が遅れることで、手続きの遅延や支払期限の過失につながるなど、利用者の生活に具体的な支障や不安が生じています。・見直しのご提案：郵便は国民の生活基盤（ユニバーサルサービス）であり、単なる収益性だけでなく公的インフラとしての確実性・迅速性が最優先されるべきです。配達体制の再構築や要員確保等、サービス品質を回復させるための抜本的な見直しを強く求めます。貯金限度額の上限引き上げおよび金融サービスの改善（ゆうちょ銀行の預貯金限度額（通常貯金1300万円など）に関する制限について、以下の観点から改善を要望します。・利便性の低下：限度額の超過分が利子のつかない振替口座へ自動振替されるシステムや、利息の低迷、取扱手数料の不便さにより、長年親しまれてきた貯金口座の価値が著しく低下しています。・地域社会での役割：民間金融機関の店舗撤退が進む過疎地や地方都市において、郵便局は依然として最も身近で信頼できる唯一の金融機関です。・見直しのご提案：国民の資産形成や地域の資金決済インフラとしての役割を十分に果たせるよう、限度額規制のさらなる撤廃・緩和、あるいは利用しやすい商品・手数料体系の再設計を強く求めます。総括郵政民営化から長年が経過し、効率化やコスト削減が優先された結果、国民が享受すべき「いつでも・どこでも・安心して利用できる postal service（郵便サービス）」の基盤が崩れつつあると感じています。民営化の本来の目的である「国民利便の向上」に立ち返り、公的サービスの品質担保に向けた制度設計・監督を改めて強く要請いたします。
93	個人		私は、郵便局は単なる郵便・金融・保険の窓口ではなく、国民の財産を守り、地域社会を支える重要な社会インフラであると考えています。郵政民営化による経営の効率化やデジタル化は必要ですが、それによって地方の郵便局が縮小・廃止され、住民サービスが低下することは将来あってはなりません。特に高齢化が進む地域では、郵便局は生活に欠かせない存在であり、郵便・貯金・保険のユニバーサルサービスは将来にわたり確実に維持されるべきです。 また、ゆうちょ銀行やかんぽ生命は、多くの国民が長年築いてきた大切な資産を預かる公共性の高い役割を担っています。経営効率や市場競争だけを優先するのではなく、「国民の財産を守る」という視点を最優先に制度を検証していただきたいと考えます。 さらに、私は郵政民営化後の資産運用の在り方についても十分な検証が必要だと考えています。ゆうちょ銀行では、国債の保有比率が大きく低下し、外国証券などへの投資割合が高まってきました。一方で、その背景には郵政民営化だけでなく、長期にわたる低金利や金融政策など複数の要因があることも承知しています。 しかし、国民から預かった巨額の資産が、日本国内のインフラ整備や企業への資金供給、地域経済の活性化にどのように役立っているのか、あるいは海外市場への投資とのバランスが適切なのかについては、国民に分かりやすく説明され、十分に検証されるべきではないでしょうか。 郵政事業は単なる民間企業ではなく、国民生活を支える公共性の高い事業です。利益や効率性だけを追求するのではなく、国民の財産を守ることに、日本経済の発展に資すること、そして地方の暮らしを守ることを基本理念として、今後の制度設計と検証を進めていただくことを強く要望します。

ほか、非公開の意見（1件）がありました。

項目欄について、①これまでの郵政民営化に対する評価、②今後の郵政民営化への期待、③日本郵政がゆうちょ銀行、かんぽ生命の株式の全部を処分した場合においても、郵便、貯金、保険のユニバーサルサービスの提供を確保するために講じるべき方策（郵政民営化法附則第2条の3に基づく検証に関する事項）、④ゆうちょ銀行に課された「上乗せ規制」が他の金融機関と及ぼす影響、ゆうちょ銀行の経営に与える影響（郵政民営化法附則第2条の4に基づく検証に関する事項）、⑤かんぽ生命に課された「上乗せ規制」が他の生命保険会社との競争関係に及ぼす影響、かんぽ生命の経営に与える影響（郵政民営化法附則第2条の4に基づく検証に関する事項）、⑥日本郵政グループの組織の在り方、日本郵政グループにおける郵便局ネットワークの維持に要する費用負担の在り方（改正法附則第2条第1項に基づく検証に関する事項）、⑦その他